

日本年金機構端末設備
(扶養親族等申告書用スキャナ) の
リース及び保守業務等
(令和8年2月～令和13年4月) 一式

調達仕様書

令和7年10月
日本年金機構
システム企画部

本紙余白

目 次

第1章 調達案件の概要に関する事項	1
1.1 調達案件名	1
1.2 調達の背景	1
1.3 目的及び期待する効果.....	1
1.4 用語の定義	1
1.4.1 用語の定義.....	1
1.4.2 関連事業者の一覧.....	2
1.5 業務・情報システムの概要.....	2
1.5.1 業務の概要.....	2
1.6 契約.....	5
1.6.1 契約期間(予定)	5
1.6.2 契約延長.....	5
1.6.3 留意事項.....	7
1.7 支払.....	7
1.8 作業スケジュール	8
1.9 担当部署・連絡先	10
第2章 当該調達及び関連調達に関する事項.....	11
2.1 調達の単位、調達の方式、実施時期	11
2.2 調達案件間の入札制限	11
第3章 情報システムに求める要件に関する事項	12
第4章 作業の実施内容に関する事項	13
4.1 調達内容	13
4.1.1 役務に係る内容.....	13
4.1.2 物品に係る内容.....	13
4.2 成果物の範囲、納品期限等.....	14

4.2.1 成果物等.....	14
4.2.2 情報システムの経費区分.....	21
4.2.3 納品方法.....	22
4.2.4 履行期限.....	23
4.2.5 納品場所.....	23
第5章 作業の実施体制・方法に関する事項	24
5.1 作業実施体制	24
5.1.1 設計及び構築等業務	24
5.1.2 機器のリース及び保守等業務/機器の撤去.....	25
5.2 管理体制	26
5.3 作業要員に求める資格等の要件	27
5.3.1 プロジェクト管理グループ	27
5.3.2 IT サービス管理グループ	28
5.3.3 情報セキュリティ管理グループ	28
5.3.4 品質管理グループ	29
5.3.5 各作業グループ	29
5.3.6 保守作業グループ	29
5.4 作業場所	30
5.5 作業の管理に関する要領.....	30
5.5.1 本番機納品に係る準備及び納品・設置等業務	30
5.5.2 リース及び保守等業務.....	31
第6章 作業の実施に当たっての遵守事項	32
6.1 機密保持、情報・資料の取扱い	32
6.1.2 作業管理.....	32
6.2 遵守する法令等	33
6.3 情報セキュリティ管理.....	33
6.4 監査.....	34
6.4.1 監査に関する事項	34
6.4.2 情報セキュリティ監査.....	35
6.5 履行完了後の資料の取扱い.....	35
6.6 通報窓口の周知.....	35

6.7 既存システムへの影響.....	36
第7章 成果物の取扱いに関する事項	37
7.1 知的財産権の帰属.....	37
7.2 保証.....	37
7.3 契約不適合責任.....	37
7.4 検査.....	38
第8章 入札参加資格に関する事項.....	39
8.1 入札参加要件.....	39
8.1.1 公的な資格や認証等の取得	39
8.1.2 受託実績.....	39
8.1.3 履行可能性審査に関する要件	39
8.2 入札制限	40
第9章 再委託に関する事項	41
9.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	41
9.2 承認手続	41
第10章 その他特記事項	42
10.1 前提条件及び制約条件.....	42
10.1.1 提案内容の変更	42
10.1.2 仕様書等の明確化等.....	42
10.1.3 情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出	42
10.1.4 受託者の能力を生かした自由な提案	42
10.2 環境への配慮.....	42
10.3 その他.....	43
第11章 附属文書.....	44
11.1 要件定義書.....	44
11.2 開発管理標準・開発標準.....	44

11.3	参考資料	44
11.4	応札希望者が閲覧できる資料一覧表	44
11.5	閲覧要領	45
11.6	技術提案書等の審査要領	46
11.7	契約締結後に開示する資料	46

『別紙』

別紙 1:要件定義書

別紙 2:関連事業者との役務分担表

『別添』

別添 1:システム基盤開発 開発管理標準・開発標準

別添 2:資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書

別添 3:守秘義務に関する誓約書

別添 4:個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

別添 5:法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

別添 6:再委託等に関する申告書

別添 7:再委託等に係る承認申請書

別添 8:受託証明書

別添 9:扶養親族等申告書

本紙余白

第1章 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達案件名

日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式

1.2 調達の背景

日本年金機構(以下、「機構」という。)においては、平成30年6月4日の「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書」の公表において、今後の外部委託については、機構が用意した環境(場所・システム等)で、委託業者が業務を行うインハウス型委託の推進を図ることとしており、扶養親族等申告書の処理業務についても、インハウス型委託業務を平成30年10月から開始している。

扶養親族等申告書の処理業務では、大量の申告書を短時間で読み取る専用のスキャナ(以下、「扶養スキャナ」という。)を令和元年9月から利用してきたところである。

扶養スキャナの機器等の耐用期限が到来することから、令和8年9月に更改を行う必要がある。

1.3 目的及び期待する効果

本案件は、扶養スキャナを更改するために必要となるハードウェア製品及びソフトウェア製品の納品、構築及び保守等の役務を調達することを目的とし、その仕様を記載したものである。

1.4 用語の定義

1.4.1 用語の定義

本書で用いる用語について、「表 1.4.1.1 用語の定義」に示す。

表 1.4.1.1 用語の定義

項目番号	用語	説明
1	機構本部	日本年金機構の本部。
2	年金事務所	年金業務を実施するために、全国に設置されている機構の拠点。
3	拠点	機構本部、年金事務所等を合わせた総称。
4	本番機	機構の業務で利用する機器。本番環境に設置する。
5	検証機	検証作業や動作評価用に利用する機器。検証環境に設置する。
6	SLCP-JCF2013	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引きのための共通フレームワーク体系(2013年版のこと)。
7	休日	行政機関の休日に関する法律第一条にて定められた行政機関の休日。
8	平日	休日以外の日。
9	電子計算機	サーバ装置、パソコン、タブレット、スレートPC、プリンタ等の周辺機器及び通信回線装置をいう。
10	情報システム	電子計算機等とネットワークにより構築される情報システムをいう。
11	公的年金給付総合情報連携システム	被用者年金制度の一元化に伴い、年金相談の窓口サービスをワンストップ化するため構築したシステム。全国の年金事務所等で、共済組合への加入状況等を照会し、照会対応及び請求書の審査等を行う。 なお、公的年金給付総合情報連携システムは、共済情報連携システム及び【年金給付】受付

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項目番号	用語	説明
		進捗管理システムの業務システム機能を有している。
12	【年金給付】受付進捗管理システム	当業務システム機能は、年金給付に係る届書の受付、処理状況を管理するシステム。扶養親族等申告書のスキャン情報連携、扶養入力ステータス連携等を行う。
13	インハウス型委託	年金個人情報を取り扱う業務は、基本的に機関の外部に出さず、機関が用意した場所で情報セキュリティのリスクや受託業者が仕様書と異なる業務を行うリスクを機関がコントロールできる形で受託業者に業務を行わせる。
14	要保護情報	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に規定された、機密性2情報、機密性3情報、完全性2情報及び可用性2情報のいずれかに該当する情報。
15	制御端末	本調達の対象となる扶養スキャナを制御するソフトウェアを搭載し、画像情報を【年金給付】受付進捗管理システムへ転送する端末。
16	扶養スキャナ	絵、写真、文字、QRコード等を読み取る装置及びスキャナ管理ソフトウェア。
17	ソフトウェア製品	市販されているプログラムプロダクト。
18	アプリケーションプログラム	機関用にカスタマイズしたプログラムプロダクト。
19	製品の事業者	製品を製造している事業者。
20	情報セキュリティ対策実施手順書群	以下に示す情報セキュリティに関する手順書一式。 -情報セキュリティインシデント対処手順書 -業務委託及び機器等の購入における情報セキュリティ対策実施手順書 -情報取扱手順書 -例外措置手順書 -その他、当該業務の実施に当たり、セキュリティ対策を記載した手順書やマニュアル等（「ソフトウェア情報等管理の実施手順書」、「脆弱性対策計画（セキュリティパッチ適用）の実施手順書」等）

1.4.2 関連事業者の一覧

受託者は、「表 1.4.2.1 関連事業者一覧」に示す関連事業者と連携する必要がある。

なお、機関、受託者及び関連事業者の役務分担について、別紙2「関連事業者との役務分担表」に示す。

表 1.4.2.1 関連事業者一覧

項目番号	名称	説明
1	扶養スキャナ導入事業者（受託者）	「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式」の受託者。 扶養スキャナのリース、納品、設置、設定、関連事業者が実施するテストの支援及び保守等を行う。
2	公的年金給付総合情報連携システムアプリケーション開発及び保守等事業者	「公的年金給付総合情報連携システム更改に係る設計・開発、アプリケーション保守及びソフトウェア製品保守業務」の受託者。
3	端末設備等運用管理事業者	「機構 ICT 基盤（共通基盤システム等）の構築及び運用・保守業務」の受託者。 扶養スキャナの制御端末への接続や移設等の運用管理業務を行う。
4	統合運用管理事業者	「年金給付システム周辺サーバ等の統合運用管理業務」の運用管理サービス等業務を行う。
5	現行扶養スキャナ導入事業者	「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ等）の保守業務等」の受託者。

本受託者

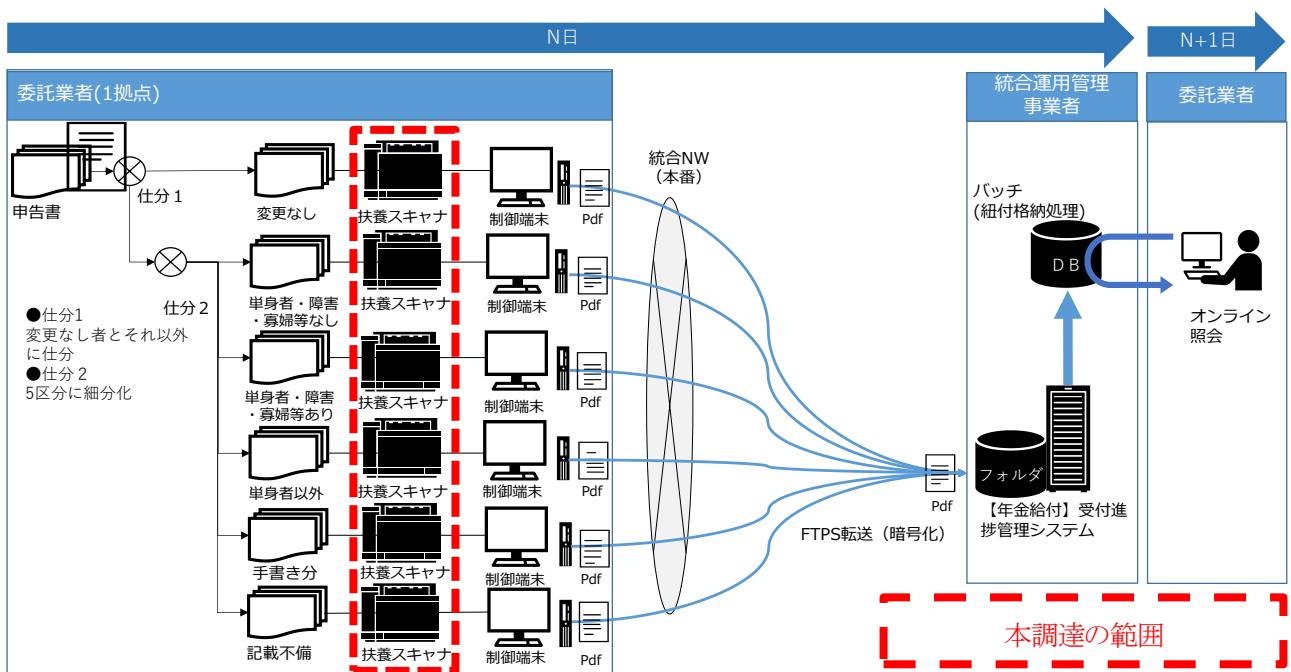
1.5 業務・情報システムの概要

1.5.1 業務の概要

扶養スキャナに係る業務の概要を「表 1.5.1.1 業務区分と業務内容」及び「図 1.5.1-1 扶養親族等申告書用スキャナ」に示す。

表 1.5.1.1 業務区分と業務内容

項目番	名称	説明
1	扶養親族等申告書の受付	年金事務所に提出された扶養親族等申告書(以下、「申告書」という。)は年金事務所において【年金給付】受付進捗管理システムに受付情報を登録のうえ、機構本部に回付する。
2	区分仕分けの実施	申告書の記載内容を確認のうえ、以下の申告書に分類する。 仕分1は、変更なし者とそれ以外に仕分けする。 <ul style="list-style-type: none">・申告書(前年から変更なし)仕分2は、変更なし者以外の申告書を5区分に細分化する。<ul style="list-style-type: none">・申告書(変更あり・単身者・障害・寡婦等なし)・申告書(変更あり・単身者・障害・寡婦等あり)・申告書(変更あり・単身者以外)・申告書(手書き分)・申告書(記載不備)
3	スキャナ読取	区分ごとに、スキャナを用いて申告書の読み取りを行い、画像情報(PDF)を作成する。
4	制御端末で事前確認	3でスキャナを用いて読み取った申告書の枚数と画像情報(PDF)の件数が一致していることを確認する。
5	登録	FTPS転送で【年金給付】受付進捗管理システムのフォルダに画像情報(PDF)を格納する。



※制御端末にインストールするスキャナ管理ソフトウェアに係る対応についても、本調達の範囲とするため留意すること。

図 1.5.1-1 扶養親族等申告書用スキャナ

1.6 契約

1.6.1 契約期間(予定)

本調達の契約期間は、契約締結の日から令和13年4月30日までとする。

なお、参考として、本調達に関連するイベントを含む本番稼働までの全体のスケジュールを、「図 1.8.1 全体概要スケジュール」に示す。

(1) 履行開始日

本契約の履行開始日は、令和8年2月27日とする。

(2) 検証機に係る準備及び納品・設置等業務

検証機に係る準備及び納品・設置等業務の期間は、履行開始日から令和8年3月31日までとする。

(3) 本番機(先行)に係る準備及び納品・設置等業務

本番機(先行)に係る準備及び納品・設置等業務の期間は、履行開始日から令和8年7月31日までとする。

(4) 本番機に係る準備及び納品・設置等業務

本番機に係る準備及び納品・設置等業務の期間は、履行開始日から令和8年8月31日までとする。

(5) 検証機に係る機器のリース及び保守業務

検証機に係る機器のリース及び保守業務の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。開始にあたっては、令和8年3月31日までに初期動作確認結果報告書の検査に合格すること。

(6) 本番機(先行)に係る機器のリース及び保守業務

本番機(先行)に係る機器のリース及び保守業務の期間は、令和8年8月1日から令和13年3月31日までとする。開始にあたっては、令和8年7月31日までに初期動作確認結果報告書の検査に合格すること。

(7) 本番機に係る機器のリース及び保守業務

本番機に係る機器のリース及び保守業務の期間は、令和8年9月1日から令和13年3月31日までとする。開始にあたっては、令和8年8月31日までに初期動作確認結果報告書の検査に合格すること。

(8) 撤去及びデータ消去等業務

拠点からの機器撤去及びデータ消去等に係る期間は、リース期間満了後から契約期間満了日までとする。

1.6.2 契約延長

扶養スキャナは、本契約期間以降に継続して使用する場合があるため、契約延長(最大1年を想定)を可能とすること。

また、契約延長期間においても扶養スキャナの保守を行うこと。

契約を延長する場合は、機構と以下の条件で契約延長及び本契約の変更契約を締結すること。

なお、本契約の変更契約及び契約延長に際しては、価格交渉に応じること。

また、当該契約に必要となる、「運用仕様書」等の資料を作成すること。

- (1) 契約延長におけるハードウェア製品の保守経費、ソフトウェア製品の保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。
なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。
- (2) 延長後の全ての期間において、ハードウェア製品の保守経費、ソフトウェア製品の保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の1/12以下とすること。
また、延長期間に1か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとすること。
- (3) 契約期間の延長により、「4.1.1(5)②機器の撤去及びデータ消去」を当初の予定時期に実施しない場合、当該業務に係る一時経費(納品する経費内訳の廃棄経費)について、本契約において減額の契約変更をすることとし、当該一時経費は、契約延長に含め、契約する。
(「図 1.6.2.1 変更契約概要」、「図 1.6.2.2 部分撤去に伴う変更契約等概要」参照。)

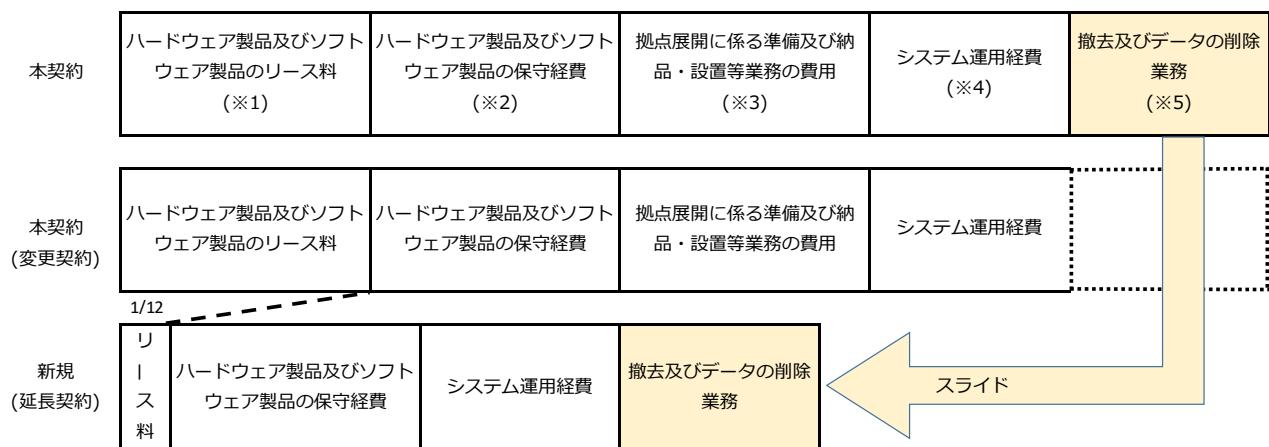


図 1.6.2.1 変更契約概要

- (※1)「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」 項番 25,26
(※2)「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」 項番 21,22
(※3)「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」 項番 3～7,9
(※4)「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」 項番 15
(※5)「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」 項番 8

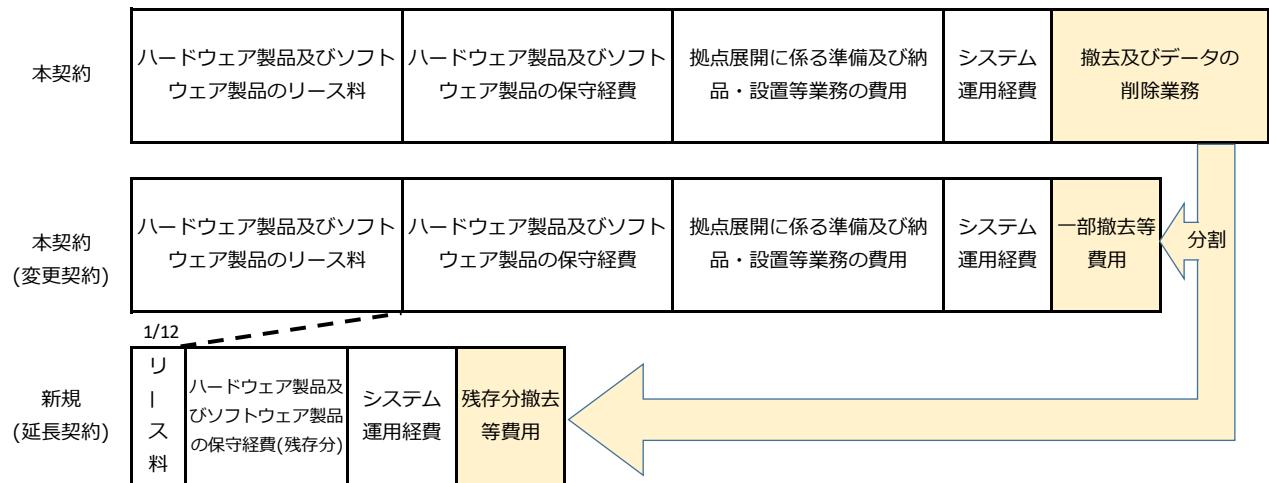


図 1.6.2.2 部分撤去に伴う変更契約等概要

1.6.3 留意事項

- (1) 検証機、本番機(先行)及び本番機納品に係る準備及び納品・設置等業務に係る一時経費については、「プロジェクト完了報告書」の検査合格後に支払う。
- (2) 検証機のハードウェア製品の保守経費、ソフトウェア製品の保守経費、ハードウェア製品のリース料、ソフトウェア製品のリース料は、令和8年4月1日からの発生を予定しており、「稼働実績報告書」の検査合格後に月次にて支払う。
- (3) 本番機(先行)のハードウェア製品の保守経費、ソフトウェア製品の保守経費、ハードウェア製品のリース料、ソフトウェア製品のリース料は、令和8年8月1日からの発生を予定しており、「稼働実績報告書」の検査合格後に月次にて支払う。
- (4) 本番機のハードウェア製品の保守経費、ソフトウェア製品の保守経費、ハードウェア製品のリース料、ソフトウェア製品のリース料は、令和8年9月1日からの発生を予定しており、「稼働実績報告書」の検査合格後に月次にて支払う。
- (5) リース期間の満了時の機器の撤去に係る一時経費は、「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」の検査合格後に支払う。
- (6) ソフトウェア製品の使用許諾権は、原則、機構に帰属できる形態で納品すること。
なお、使用許諾権が機構に帰属できない又は帰属できる形態を選定しない場合は、提案時にその理由や機構の有益性をソフトウェア一覧に記載すること。

1.7 支払

本案件における支払いについて「表 1.7.1 支払」に示す。

表 1.7.1 支払

項目	区分	条件	時期	頻度
1	設計、構築等業務、機器納品等業務及び本番稼働までの保守業務に係る一時経費	「プロジェクト完了報告書」の検査合格	「プロジェクト完了報告書」の検査合格後	一時経費
2	リース料、ハードウェア製品保守経費及びソフトウェア製品保守経費	設置期限までの「初期動作確認結果報告書」の検査合格 「稼働実績報告書」の検査合格	リース開始日から	月次
3	リース期間の満了時の撤去・集約及び原状回復に係る一時経費	「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」の検査合格	「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」の検査合格後	一時経費

1.8 作業スケジュール

本番稼働までのスケジュールは、以下のとおり予定している。

参考として、本調達に関連するイベントを含む本番稼働までの全体のスケジュールを、「図 1.8.1 全体概要スケジュール」に示す。

- | | |
|---|--|
| (1) 契約締結日 | :令和8年2月13日 |
| (2) 履行開始日 | :令和8年2月27日 |
| (3) 納品日(予定) | 検証機:令和8年3月31日
本番機(先行):令和8年7月31日
本番機:令和8年8月31日 |
| 6区分に仕分けされた申告書の転送テストを本番環境で行うため、本番機(先行)6台を令和8年7月31日までに納品すること。
なお、本番機(先行)と本番機を、同日に納品することを可とするが、リース及び保守業務期間は、「1.6.1(7)本番機に係る機器のリース及び保守業務」に従うため留意すること。拠点に機器を搬入・設置し必要な確認を行うこと。
また、納品に併せて、初期動作確認結果報告書を作成し、機構職員に提出すること。
初期動作確認及び接続テスト実施方法については機構と協議の上対応すること。 | |
| (4) リース及び保守の期間 | 検証機:令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
本番機(先行):令和8年8月1日から令和13年3月31日まで
本番機:令和8年9月1日から令和13年3月31日まで |
| (5) 接続テストの期間 | 検証機:令和8年7月23日まで |
| (6) 接続テストに係る端末設備等運用管理事業者への支援 | 本番機(先行):令和8年8月31日まで
本番機:令和8年9月7日まで |
| (7) 引継ぎ | :令和8年6月25日から令和8年7月23日まで |
| (8) 受入テスト | 検証機:令和8年7月24日から令和8年7月31日まで |
| (9) 高負荷テストに係る機構への支援 | 本番機(先行)及び本番機:令和8年9月8日から令和8年9月15日まで |
| (10) 機器撤去及びデータ消去等 | :令和13年4月1日から令和13年4月30日まで |

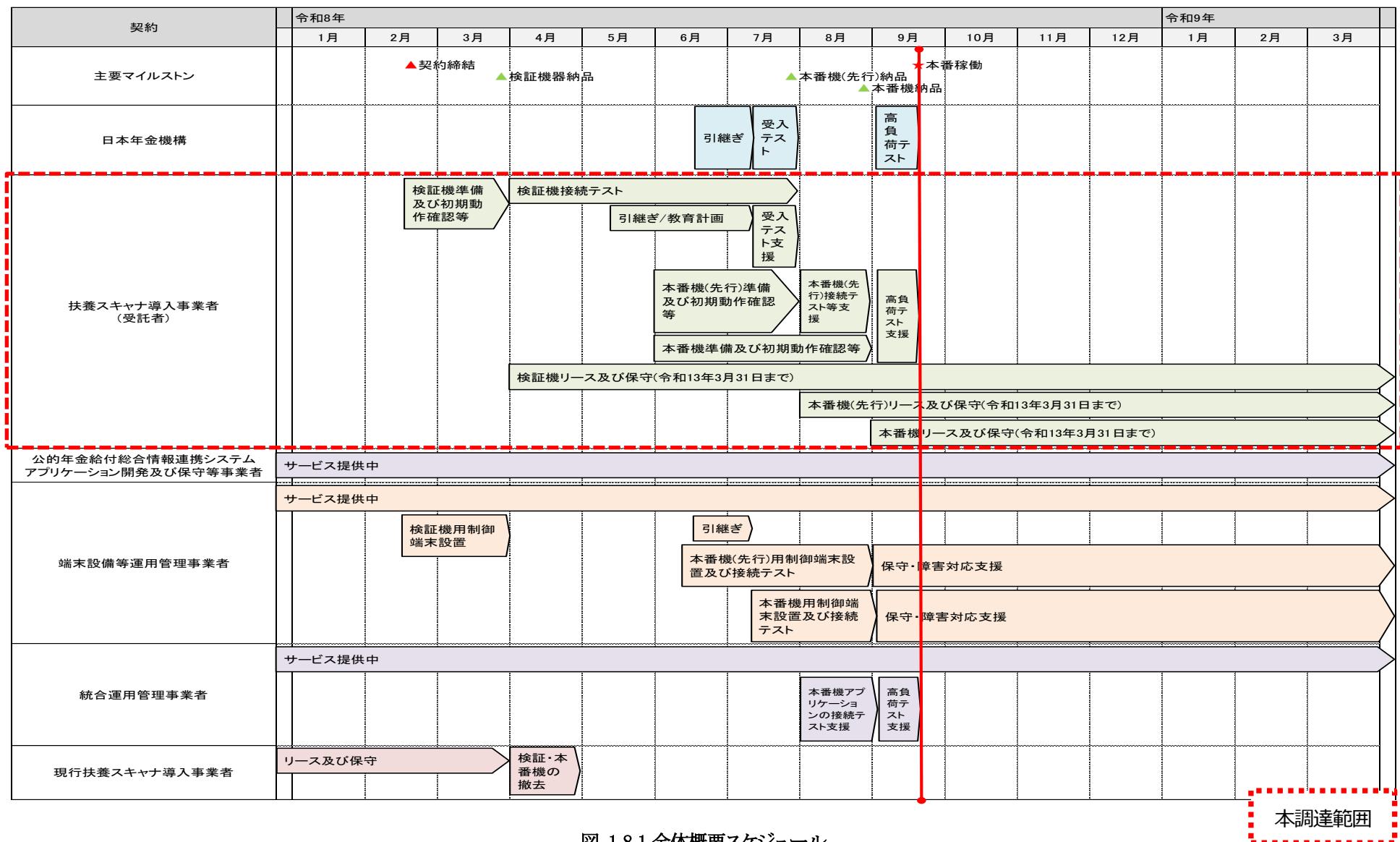


図 1.8.1 全体概要スケジュール

1.9 担当部署・連絡先

本仕様書に関する問合せ先を以下に示す。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 日本年金機構本部内

システム企画部 システム基盤整備グループ(担当:端田、嶋崎、丸山)

電話: 03-6892-0785

第2章 当該調達及び関連調達に関する事項

2.1 調達の単位、調達の方式、実施時期

当該調達及びこれと関連する調達の調達単位、調達の方式、実施時期を、「表 2.1.1 当該関連及び関連調達」に示す。

表 2.1.1 当該関連及び関連調達

項目番号	調達案件名	調達方式	実施時期
1	日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式	一般競争入札 (総合評価落札方式)	入札公告(官報公示) :令和7年10月頃 落札者決定 :令和8年1月頃 契約期間 :令和8年2月から令和13年4月末まで
2	公的年金給付総合情報連携システム更改に係る設計・開発、アプリケーション保守及びソフトウェア製品保守業務	随意契約	契約締結日:令和7年2月1日 契約期間 :令和7年2月から令和14年1月まで
3	機構ICT基盤(共通基盤システム等)の構築及び運用・保守業務 一式	随意契約	契約締結日:令和6年10月8日 契約期間 :令和6年10月から令和13年04月まで
4	年金給付システム周辺サーバ等の統合運用管理業務	随意契約	契約締結日:令和7年4月4日 契約期間 :令和7年4月から令和11年1月まで
5	日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ等)の保守業務等(令和6年8月～令和8年4月)一式	随意契約	契約締結日:令和6年6月17日 契約期間 :令和6年6月から令和8年4月まで

2.2 調達案件間の入札制限

本調達と「表 2.1.1 当該関連及び関連調達」に示す関連する調達案件との間の入札制限は設けないこととするが、本調達における入札制限の詳細については、「8.2 入札制限」を参照のこと。

第3章 情報システムに求める要件に関する事項

本調達の実施にあたっては、別紙1「要件定義書」の各要件を満たすこと。

第4章 作業の実施内容に関する事項

4.1 調達内容

扶養スキャナの設計・開発に際しては、共通基盤システム、共通事務システムや厚生労働省統合ネットワークなどの業務・システム基盤で提供している機能・サービスとの重複を防ぐとともに、各連携先との円滑な調整を図るため、利用可能な既存の機能・サービス及びその利用に係る手続・リードタイム等をあらかじめ確認した上で、これらの要素をプロジェクト実施計画書等の内容に適切に反映すること。

4.1.1 役務に係る内容

別紙1「要件定義書」及び別紙2「関連事業者との役務分担表」に基づいて、以下に掲げる役務を実施すること。

- (1) プロジェクト管理等業務
 - ① プロジェクト管理
 - ② 情報セキュリティ管理
 - ③ 品質管理
- (2) ITサービス管理等業務(保守等業務の管理)
 - ① ITサービス管理
 - ② 情報セキュリティ管理
 - ③ 品質管理
- (3) 機器納品等業務
 - ① ハードウェア製品及びソフトウェア製品の納品
 - ② 初期動作確認テスト
- (4) 設計及び構築等業務
 - ① 環境設計
 - ② 環境構築
 - ③ 接続テスト(検証機導入時のテスト、関連事業者が行うテスト支援)
 - ④ 引継ぎ/教育
 - ⑤ 情報システム台帳の提出
- (5) 保守等業務
 - ① 保守業務
 - ② 機器の撤去及びデータ消去

4.1.2 物品に係る内容

別紙1「要件定義書」を参照し、以下に掲げる物品の納品、保守及び技術サポートを実施すること。

- (1) ハードウェア製品
- (2) ソフトウェア製品

4.2 成果物の範囲、納品期限等

4.2.1 成果物等

(1) 成果物

本調達における主な成果物を、「表 4.2.1.1 成果物一覧」に示す。

なお、設計・開発によって納品されるドキュメントについては、記載レベル、記載内容等を明らかにし、メンテナンス性を考慮したものとすること。

各成果物の作成様式については、機構と協議すること。

また、SLCP-JCF2013 のアクティビティについては、各成果物の作成工程の目安とし、作成工程の詳細については、別途機構及び関連事業者と調整のこと。

表 4.2.1.1 成果物一覧

項目番号	対応する役務内容	成果物	概要	納品期限	SLCP-JCF2013 のアクティビティ
1	4.1.1(1)プロジェクト管理等業務	プロジェクト実施計画書	プロジェクトに係る役務の目的・概要、スコープ定義、体制図(参画する担当者とその役割を示すドキュメント)、マスタスケジュール(役務等の実施及び機器等の納品スケジュール)、開発方針(設計・開発方法、テスト方法、テスト範囲等)、開発規模、要員計画、プロジェクト管理計画(品質管理、課題管理、リスク管理、進捗管理、変更管理)、推進計画(納品する成果物、進捗報告の確認方法と時期等)が記載されたドキュメント。	履行開始後 2 週間以内	1.2.4 契約の実行 5.1.2 プロジェクト計画
2		WBS(事前)	本プロジェクトにおいて実施される全ての作業について、進捗状況及び投入工数を、細分化・階層構造化して記述すること。プロジェクト管理ツール等を用いて作成したものでもよい。また、本成果物の納品以降に実施される、機関及び受託者による進捗報告会議においては、本成果物を活用した報告資料を作成・提示すること。		1.2.4 契約の実行 3.1.1 運用の準備 5.5.1 構成管理計画
3		情報セキュリティ管理計画書	情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に関する計画を取りまとめたドキュメント。		1.2.3 契約の合意
4		経費内訳	ハードウェア製品費用、ハードウェア製品保守費用、ソフトウェア製品費用、ソフトウェア製品保守費用に関する経費、整備経費及び導入経費を記載したドキュメント。 また、製品費用及び保守費用については、製品毎に記載すること。 なお、詳細は「4.2.2 情報システムの経費区分」を参照すること。 検証機、本番機(先行)及び本番機の内訳が分かるように記載すること。本ドキュメントのフォーマットは機関から提供する。		2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス 6.2.1 プロセス開始の準備 6.2.2 インフラストラクチャの確立
5	4.1.1(3)①ハードウェア製品及びソフトウェア製品の納品	機器納品計画書	機器等の納品に関する作業項目、詳細スケジュール、体制、事前調査計画を取りまとめたドキュメント。 なお、検証機分、本番機(先行)及び本番機分を2回に分けて納品すること。	(検証機分) 検証機納品 2 週間前まで (本番機(先行)及び本番機分) 本番機(先行)納品 1か月前まで	2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス 6.2.1 プロセス開始の準備 6.2.2 インフラストラクチャの確立
6		設備管理表	機器の設置場所及び結線図の情報を記載したドキュメント。		
7		製品選定結果一覧	本番機、検証機として納品するハードウェア製品等の一覧が記載されたドキュメント。 なお、ハードウェア製品、ソフトウェア製品の参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」への準拠状況を記載すること。	履行開始後 2 週間以内	
8		機器所要電力一覧	機器の最大所要電力(単位:ボルトアンペア)の情報が記載されたドキュメント。		2.6.1 プロセス開始の準備

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項目番号	対応する役務内容	成果物	概要	納品期限	SLCP-JCF2013 のアクティビティ
9	4.1.1(2)IT サービス管理等業務(保守等業務の管理)	保守計画書	機器の保守・点検方針/方法や連絡体制を記載したドキュメント。 なお、検証機分、本番機(先行)及び本番機分を2回に分けて納品すること。	(検証機分) 検証機納品まで (本番機(先行)及び 本番機分) 本番機(先行)納品 1 か月前まで	備 5.6.1 プロセス開始の準備 6.2.3 インフラストラクチャの保守 2.6.1 プロセス開始の準備 5.6.1 プロセス開始の準備 6.2.3 インフラストラクチャの保守 1.2.5 製品・サービスの納品及び支援 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス
10	4.1.1(3)②初期動作確認テスト	初期動作確認事項一覧	受託者が納品検査を受けるにあたり必要となる、初期動作確認事項を記載した一覧。	(検証機分) 検証機納品 2 週間前まで (本番機(先行)及び 本番機分) 本番機(先行)納品 1 か月前まで	
11		初期動作確認手順書	受託者が納品検査を受けるにあたり必要となる、初期動作確認項目及び確認作業の実施手順等を記載したドキュメント。		
12		初期動作確認結果報告書	受託者が受けた、初期動作確認の結果等及び正常に動作したことを証明するドキュメント。 機器毎に提出すること。	(検証機分) 検証機納品日期限まで (本番機(先行)分) 本番機(先行)納品日期限まで	
13		納品物品一覧	納品対象となるハードウェア製品及びソフトウェア製品を一覧化したドキュメント。	(検証機分) 本番機納品日期限まで	
14	4.1.1(4)①環境設計	電磁的記録媒体一覧	受託者が納品する電磁的記録媒体製品に関するシリアル No 等を記載したドキュメント。 フォーマット及び記載事項は機構から提示する。	(本番機(先行)分) 本番機(先行)納品日期限まで (本番機分) 本番機納品日期限まで	6.2.2 インフラストラクチャの確立 2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス 2.3.2 システム要件定義プロセス
15		環境設計書	宛先設定、スキャンにおける解像度や仕切り紙の設定、機能の無効化等、扶養スキャナの構築に必要な全ての設計情報の詳細な定義を記載したドキュメント。		
16		テスト実施計画書	受託者が実施するテストについて、方針、体制、範囲、環境・ツール、テスト方法等の定義等を記載したドキュメント。	検証機納品まで	2.3.3 システム方式設計プロセス 2.3.5 システム結合プロセス 2.3.6 システム適格性確認テストプロセス 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス
17	4.1.1(4)②環境構築	環境構築手順書	扶養スキャナの設定手順を記載したドキュメント。 本番環境を想定したスキャナの設定のエクスポート、インポート手順書を作成すること。 また、区分仕分けの6種類の資材作成及び手順書を作成すること。	(検証機分) 検証機納品まで (本番機(先行)) 引継ぎ開始前まで	
18	4.1.1(4)③接続テスト	接続テスト仕様書	接続テストについての詳細なスケジュールやテスト範囲等を記載したドキュメント。 通紙確認、宛先フォルダに想定した解像度・パフォーマンスで格納されることを確認する。	(検証機分) 検証機納品まで (本番機(先行)) 本番機(先行)納品の1か月前まで	

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項目番号	対応する役務内容	成果物	概要	納品期限	SLCP-JCF2013 のアクティビティ
19		扶養スキャナ操作説明書	扶養スキャナの操作(スキャン操作、制御端末での操作、スキャナの清掃等に関するドキュメント)。	検証機納品まで	2.4.4 ソフトウェア詳細設計プロセス
20		接続テスト結果報告書(検証機)	検証機の接続テストの結果を報告するドキュメント。	受入テスト開始まで	2.4.5 ソフトウェア構築プロセス
21	4.1.1(4)④引継ぎ/教育	引継ぎ/教育計画書	引継ぎ/教育対象者に向けて実施する引継ぎ/教育の実施方法、引継ぎ/教育内容、引継ぎ/教育環境、引継ぎ/教育対象者、スケジュール等の計画を記載したドキュメント。	引継ぎ/教育開始まで	2.4.6 ソフトウェア結合プロセス
22		スキャナ管理ソフトウェアインストールマニュアル	スキャナ管理ソフトウェアのインストール方法を記載したドキュメント。		2.4.7 ソフトウェア適格性確認テストプロセス 2.4.8 ソフトウェア導入プロセス 2.4.9 ソフトウェア受入れ支援プロセス 4.3.1 プロセス開始の準備 4.3.2 検証 4.4.1 プロセス開始の準備 4.4.2 妥当性確認
23		運用保守マニュアル	ハードウェア製品及びソフトウェア製品の運用・保守業務に必要なマニュアル(手順書を含む)等を示したドキュメント。 障害時の復旧対応手順、定期点検、パッチ適用、パラメータ変更、ハードウェア拡張、ハードウェアの各種情報取得手順等についても記載すること。	本番機納品まで	3.1.2 運用テスト及びサービスの提供開始 3.1.3 業務及びシステムの移行
24		引継ぎ/教育完了報告書	引継ぎ/教育対象者への引継ぎ/教育が完了したことを報告するドキュメント。		3.1.2 運用テスト及びサービスの提供開始
25		受入テスト仕様書案	受入テストについて、機器の基本操作方法等のテスト項目を記載したドキュメントの素案。 また、本番機(先行)及び本番機の扶養スキャナを用いた負荷試験の支援も行う。		3.1.3 業務及びシステムの移行 5.2.3 プロジェクトアセスメント 5.2.4 プロジェクトの終了
26	4.1.1(1)プロジェクト管理等業務	適合性確認資料	「情報セキュリティ要件確認実施要領」に基づき作成する「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠していることを確認するドキュメント。	受入れテスト完了後 2週間以内	5.2.4 プロジェクトの終了
27		プロジェクト完了報告書	扶養スキャナの本番機全台が導入されるまでの役務の実施結果を報告するドキュメント。 プロジェクト実施計画書で定義した項目に加え、各成果物の提出状況、プロジェクト目標と達成状況、スケジュール、残リスクと対策、品質確保施策の結果、会議体系とシステムの稼働状況、トラブル発生状況、問合せ状況等を記載すること。 受託者が提出した提案書に記載された各機能要件、性能要件、提案内容等が実際の環境上で充足されていることを証明する書類を添付すること。 なお、本ドキュメントのフォーマットは機構から提供する。		

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項目番号	対応する役務内容	成果物	概要	納品期限	SLCP-JCF2013 のアクティビティ
28		WBS(事後)	「WBS(事前)」に対して、下記項目の実績値を反映した資料で、以下の事項を含むもの。 ・WBS番号・タスク名・開始日(予定及び実績)・終了日(予定及び実績) ・工数(予定及び実績)・達成率・作業責任者。		
29	4.1.1(2)ITサービス管理等業務(保守等業務の管理)	稼働実績報告書	保守作業の稼働実績を記載した報告書。 当月の障害件数、障害受付日時、拠点名、障害受付内容、対処内容、原因、復旧情報及び過去の障害件数の推移、脆弱性対策の実施状況、定期点検予定日及び実施状況がわかること。 なお、脆弱性対策に係るフォーマット及び記載事項は機構から提示する。 記録媒体一覧に変更があった場合は、添付のこと。	翌月5営業日以内	1.2.4 契約の実行
30		情報システム台帳	「情報システム台帳の手引」にて定める情報を記載したドキュメント。	記載内容の変更発生時	
31	4.1.1(5)保守等業務	撤去/情報の抹消に係る作業実施計画書	情報抹消方法、集約撤去・原状回復に関する作業項目、詳細スケジュール、体制、事前調査計画を取りまとめたドキュメント。	機器撤去開始の2週間前まで	3.2.1 システム又はソフトウェア廃棄計画
32		撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書	納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品を撤去したこと及び機器に記録されていた情報が復元不可となったことを証明するドキュメントで、以下の事項を含むもの。 ・契約案件名 ・作業実施日/責任者名/撤去及び情報抹消方法/作業場所 ・撤去対象物を示した一覧表 ・情報抹消対象物を示した一覧表(電磁的記録媒体一覧等) ・電磁的記録媒体の破壊作業エビデンス(物理破壊:シリアルNoが写された破壊前後の写真、論理破壊:データ消去を客観的に証明するための作業ログ等)	機器撤去時	3.2.2 廃棄の実行
33	4.1.1(2)ITサービス管理等業務(保守等業務の管理)	最終報告書	本案件の保守業務の契約が満了したことを報告するドキュメントで以下の事項を含むもの。 ・本調達又は工程の概要レベルの説明。 ・スコープ目標、スコープの評価に使用される基準、完了基準が満たされていることの証跡 ・品質目標、本調達や成果物の品質評価に使用される基準、成果物の品質、検証と実際のマイルストーンの創出日、差異の理由。 ・最終のサービス、成果物の検証概要。	契約満了時	1.2.6 供給プロセスの終了

(2) その他提出物

本調達における成果物以外に、機構への提出が必要となる主な資料等を、「表 4.2.1.2 その他提出物一覧」に示す。

表 4.2.1.2 その他提出物一覧

項目番号	提出時期	提出資料	概要	記載箇所
1	資料閲覧時	調達仕様書 別添2 資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書	応札を希望する事業者で本調達に係る資料について閲覧を希望する場合は、別添2「資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書」を提出すること(閲覧日当日の提出で可)。	調達仕様書「11.5 閲覧要領」
2	提案書提出期限の15営業日前まで	情報セキュリティ管理計画書(案) 別添1 機器等リスト	本業務において導入する通信回線設備、サーバ装置、端末、複合機、特定用途機器、ソフトウェア製品、周辺機器及び外部電磁的記録媒体は、製造業者名、製造業者の法人番号、製品名及び型番等について、情報セキュリティ管理計画書(案)の一部として、機構が指定するフォーマットにより、提案書の提出期限の15営業日前までに提出すること。 なお、「別添1 機器等リスト」に役務・再委託先を記載すること。 「別添1 機器等リスト」に役務・再委託先の記載がない場合は、項番6及び7の審査期間が延びることに留意すること。	調達仕様書「6.3 情報セキュリティ管理」
3	応札前	提案書	提案書に以下の事項を記載ないし、添付すること。 なお、提案書の作成にあたっては、「提案書作成要領」に従い、必要に応じて社名等にマスクすること。 また、提案書等の提出後、機構が提案内容等に関するプレゼンテーションを求めた場合に実施すること。	調達仕様書「8.1.3 対応可能性審査に関する要件」
4	開札から5営業日以内	経費内訳(案)	機構が指定するフォーマットを用い、経費内訳を「1.9 担当部署・連絡先」に示す問合せ先に提出すること。	調達仕様書「4.2.2 情報システムの経費区分」
5	履行開始の前日まで	調達仕様書 別添3 守秘義務に関する誓約書	本業務の実施にあたり、契約締結後速やかに、本調達仕様書の別添3「守秘義務に関する誓約書」を機構に提出すること。 「日本年金機構情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ対策実施手順書群」及び「日本年金機構個人情報保護管理規程」については、契約締結後、受託者が機構に「守秘義務に関する誓約書」を提出した際に開示すること。	調達仕様書「6.1 機密保持、情報・資料の取扱い」 調達仕様書「6.2 遵守する法令等」
6	再委託又は再々委託の実施前まで	再委託等に関する申告書	受託業務の一部を再委託等する場合、受託者は再委託等に係る事業者から、「再委託等に関する申告書」を微取し機構へ提出するとともに承認を受けること。	調達仕様書「9.2 承認手続」
7	※審査期間を要するため留意すること	再委託等に係る承認申請書	再委託等に係る事業者の商号又は名称及び住所、再委託等を行う業務の範囲、再委託等を行ふ合理的理由、契約金額及びその他必要と認められる事項について記載した「再委託等に係る承認申請書」を提出し、機構の承認を受けること。	
8	再委託又は再々委託の内容変更時	再委託等に係る承認申請書	当初申請内容に変更が生じた場合は、改めて「再委託等に係る承認申請書」を提出した上で、承認を受けること。	
9	再委託等の承認通知後	調達仕様書 別添8 受託証明書	機構からの承認通知を受領した際は、申請書のとおりに再委託、再々委託が行われていることを証明するため、受託者は別添8「受託証明書」を再委託先、再々委託先から微取し機構へ提出すること。	

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項番	提出時期	提出資料	概要	記載箇所
10	再委託又は再々委託の承認通知後、機構から提示の要求があった場合	再委託先(又は再々委託先)との守秘義務等の契約書の写し	機構から受託者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。)及び必要に応じ、受託者が自ら、再委託先等に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、機構からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。	契約書
11	「委託開始後速やかに」及び「委託開始後1年を経過するごとに」	調達仕様書 別添5 法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書	外部委託開始後速やかに、別添5「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。 また、外部委託を複数年で契約した場合は、外部委託の開始後1年を経過するごとに、本調達仕様書の別添5「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。	調達仕様書「6.2 遵守する法令等」
12	別途指示	情報セキュリティ等履行状況報告書(任意様式)	機構が受託者に求める情報セキュリティ対策の履行状況を記載した報告書。	調達仕様書「6.4.2 情報セキュリティ監査」
13	認証終了日から1か月以内	第三者評価等の公的資格・認証の証明書	受託者が委託業務開始前に機構へ提出した、情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類(プライバシーマーク又はISO/IEC27001又はJISQ27001の写し)において、契約期間中にその認証期間が切れる場合、受託者は、その認証期間を更新すること。 受託者は、認証終了日から1か月以内に、情報セキュリティに関する第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しを機構に提出すること。	調達仕様書「10.1.3 情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出」
14	受託業務完了後	調達仕様書 別添4 個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書	受託業務完了後、本業務の実施の過程で機構が開示した情報、他の受託者が提示あるいは作成した情報を削除又は返却し、本調達仕様書の別添4「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」を機構へ提出すること。	調達仕様書「6.1 機密保持、情報・資料の取扱い」

4.2.2 情報システムの経費区分

受託者は、履行開始後2週間以内に、「表 4.2.2.1 情報システムの経費区分」を参考とし、対応する調達内容欄に記載された経費区分から成る「経費内訳」を機関へ提出すること。

また、ハードウェア製品及びソフトウェア製品に係る経費の内訳については、製品ごとの標準価格及び提供価格の明細についても提出すること。

なお、年間のハードウェア製品保守料は、ハードウェア製品の標準価格に対して、10%以下とすること。

表 4.2.2.1 情報システムの経費区分

項目番号	経費区分	摘要	対応する調達内容
1	整備経費	情報システムの整備(新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう)に要する一時的な経費。	
2	調査研究等経費	情報システムの整備にあたり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費(最適化計画の策定に要する経費を含む)。	
3	設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費。	4.1.1(4)①環境設計
4	開発経費	情報システムの整備に際し、情報システムのプログラミング、パラメータ設定等による情報システムの開発(単体テストを含む)に要する経費。	4.1.1(4)②環境構築 4.1.1(4)③接続テスト
5	据付調整経費	ハードウェア製品の搬入・据付け、ネットワークケーブルの敷設等、情報システムの物理的な稼働環境の整備に要する経費。	4.1.1(3)①ハードウェア製品及びソフトウェア製品の納品 4.1.1(3)②初期動作確認テスト
6	テスト経費	開発する情報システムの接続テスト及び受入テストに要する経費。	4.1.1(4)③接続テスト
7	移行経費	情報システムのシステム移行及びデータ移行に要する経費。	4.1.1(4)④引継ぎ/教育 4.1.1(4)⑤情報システム台帳の提出
8	廃棄経費	情報システムの廃止及び更改に伴う、ハードウェア製品やネットワークケーブル等の撤去及び廃棄に要する経費。	4.1.1(5)②機器の撤去及びデータ消去
9	プロジェクト管理支援経費	情報システムの整備に関するプロジェクト管理に要する経費。	4.1.1(1)プロジェクト管理等業務
10	施設整備等経費	情報システムを構成するハードウェア製品を設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用、保守等を行うために駐在する施設の整備、改修等に要する経費。	
11	ハードウェア買取り経費	情報システムを構成するハードウェア製品の買取りに要する経費。	
12	ソフトウェア買取り経費	情報システムを構成するソフトウェア製品のライセンスの買取り又は更新に要する経費。	
13	その他整備経費	項番2から12までのいずれにも該当しない情報システムの整備に要する経費。	
14	運用等経費		
15	システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェア製品の状態把握、ファイルの管理、アプリケーションプログラムの設定等の管理、障害に対する予防等の措置等、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費。	4.1.1(2)ITサービス管理等業務(保守等業務の管理) 4.1.1(5)①保守業務
16	業務運用支援経費	情報システムの稼働にあたって、業務実施部門が行う業務(データ作成(Webサイトやeラーニングのコンテンツ作成等)の運用支援に要する経費。)	
17	操作研修等経費	情報システムの利用にあたって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等(教材作成・更新を含む経費。)	
18	ヘルプデスク経費	情報システム利用者からの問合せに対し、解決策を講ずるために行う業務に要する経費。	
19	コールセンター経費	情報システム利用者からの問合せに対し、あらかじめ決められた事項を案内又は回答する業務に要する経費(主に大量の問合せがある場合が該当)。	

項目番号	経費区分	摘要	対応する調達内容
20	アプリケーション プログラム保守 経費	開発した情報システムについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行うアプリケーションプログラムの改修、設定変更等に要する経費。	
21	ハードウェア 保守経費	情報システムを構成するハードウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費。	4.1.2 物品に係る内容
22	ソフトウェア 保守経費	情報システムを構成するソフトウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費。	4.1.2 物品に係る内容
23	監査経費	情報システムについて、システム監査又は情報セキュリティ監査の実施に要する経費。	
24	情報セキュリティ 検査経費	情報システムについて、ペネトレーションテスト、脆弱性診断等の情報セキュリティ検査・診断の実施に要する経費。	
25	ハードウェア リース料	情報システムを構成するハードウェア製品について、その使用に要するリース料。	4.1.2 物品に係る内容
26	ソフトウェア リース料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要するリース料。	4.1.2 物品に係る内容
27	サービス利用料	情報システムの稼働又は利用にあたって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービス等、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費。	
28	通信回線料	情報システムを構成するネットワークにおいて必要となる通信回線の利用に要する経費。	
29	施設利用等経費	情報システムを構成するハードウェア製品を設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用、保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費。	
30	その他運用 等経費	項番 15 から 29 までのいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費。	

4.2.3 納品方法

- (1) 成果物は、以下の内容を遵守した上で納品すること。
- ① 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
 - ② 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(建議)(令和4年1月7日 文化審議会)」に準拠すること。
 - ③ 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格(JIS)の規定に準拠すること。
 - ④ 成果物は紙媒体又は電磁的記録媒体(CD-R 等や機構が用意するセキュアUSB)により作成し、機構から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体を1部ずつ納品すること。
ただし、紙媒体が大量になる場合は、機構と協議、合意のうえ、電磁的記録媒体のみでの納品を可とする。
また、テスト結果等であって電子ファイルにて納品できないものについては、機構は協議に応じるものとする。
 - ⑤ 媒体での納品を求める場合の用紙のサイズは原則として日本産業規格 A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格 A列3番を使用すること。
 - ⑥ 電磁的記録媒体による納品について、ファイルはOffice Open XML の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、機構と事前に協議の上、PDF のファイル形式で作成すること。ただし、機構が他の形式による提出を求める場

合は、協議の上、これに応じること。

なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

- ⑦ 納品後、機構において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ⑧ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、機構の承認を得ること。
- ⑨ 成果物が外部で不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。
- ⑪ 機構が指定する「納品物等確認依頼書」に、受託者の責任者、品質管理責任者及び担当者が押印し、成果物に添付すること。

(2) その他

本調達における納品対象の機器等に標準で添付されるマニュアル及びメディア媒体等については、「4.2.5 納品場所」に指定する場所に、機器等と併せて2部を納品すること。

また、拠点に設置する機器に付属する操作説明書等のマニュアルについては、機器1台につき1部、添付すること。

4.2.4 履行期限

受託者は、別紙1「要件定義書」に示す要件に従って以下の履行期限を遵守すること。

- (1) 検証機の設置期限 :令和8年3月31日
検証機の「4.1.1(3)②初期動作確認テスト」までを完了していること。
- (2) 本番機(先行)の設置期限 :令和8年7月31日
本番機の「4.1.1(3)②初期動作確認テスト」までを完了していること。
- (3) 本番機の設置期限 :令和8年8月31日
本番機の「4.1.1(3)②初期動作確認テスト」までを完了していること。
- (4) 機器の撤去及びデータ消去 :令和13年4月30日
「4.1.1(5)②機器の撤去及びデータ消去」までを完了していること。

4.2.5 納品場所

原則として、成果物を、「表 4.2.5.1 納品場所一覧」に示す場所において引渡しを行うこと。

ただし、機構が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

表 4.2.5.1 納品場所一覧

項目番号	納品品目	納品場所
1	検証機	東京都内の機関の指定する場所
2	本番機(先行)、本番機	東京都内の機関の指定する場所
3	成果物	機関本部(高井戸) システム企画部 システム基盤整備グループ 東京都杉並区高井戸西3-5-24

第5章 作業の実施体制・方法に関する事項

5.1 作業実施体制

5.1.1 設計及び構築等業務

(1) 拠点設置に係る準備及び納品・設置等業務

本業務における、受託者に求める作業実施体制は、「図 5.1.1.1 作業実施体制(設計及び構築等業務)」及び「表 5.1.1.1 作業実施体制と役割(設計及び構築等業務)」のとおりである。

(2) 受託者は、履行開始から本番機の利用開始までの期間において、関連事業者が担当する作業への支援、機構及び関連事業者からの問合せ等について速やかに対応すること。

(3) その他

受託者内のチーム編成については想定であり、受託者決定後に協議の上、決定する。

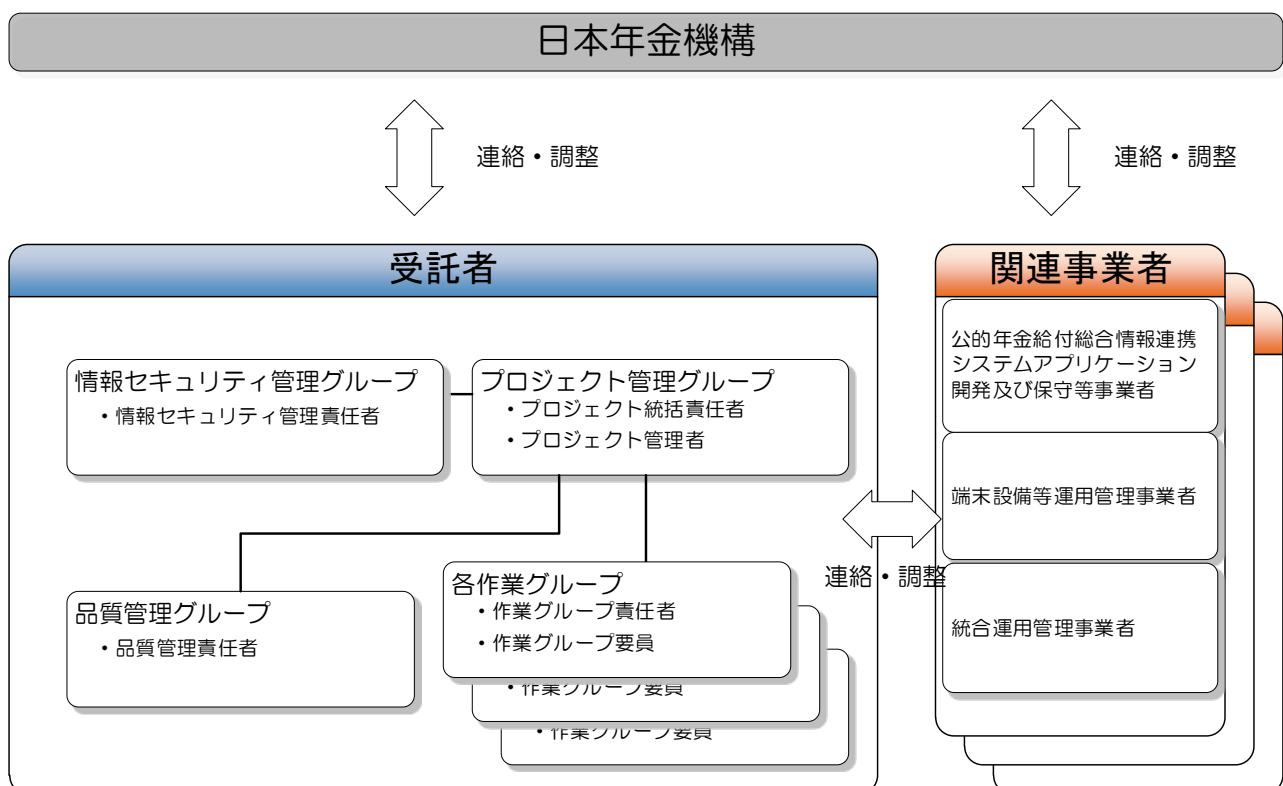


図 5.1.1.1 作業実施体制(設計及び構築等業務)

表 5.1.1.1 作業実施体制と役割(設計及び構築等業務)

項目番号	組織又は要員	役割
1	プロジェクト管理グループ	プロジェクトの全体を統括するグループ。
2	プロジェクト統括責任者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。
3	プロジェクト管理者	本業務全体の管理者として、機構への報告、各種調整作業を行う。
4	情報セキュリティ管理グループ	本業務における情報セキュリティ対策全般について、第三者的な立場で指導・助言・管理を行うグループ。
5	情報セキュリティ管理責任者	独立的な立場から、情報セキュリティの遵守状況を管理するため、他の管理又は作業グループの管理者又は要員でないこと。

項目番号	組織又は要員	役割
6	品質管理グループ	品質マネジメントシステムに基づいて、品質管理を行うグループ。
7	品質管理責任者	役務及び成果物の品質を管理する。
8	各作業グループ	プロジェクトを適正に運用できるよう、体制全体を適宜作業単位に分割したグループ。
9	作業グループ責任者	担当する作業グループに係る各工程の計画策定及び進捗管理並びに納期・品質の確保に必要なプロジェクト管理を実施するものとする。
10	作業グループ要員	担当する作業グループに係る設計構築テスト等の作業を担う。

5.1.2 機器のリース及び保守等業務/機器の撤去

本番稼働後の保守業務における、受託者に求める作業実施体制は、「図 5.1.2.1 作業実施体制(保守等業務)」及び「表 5.1.2.1 作業実施体制と役割(保守等業務)」のとおりである。

受託者は、関連事業者が担当する運用管理業務に関する作業への支援、機構及び関連事業者からの問合せ等について速やかに対応すること。

そのために、機構及び関連事業者からの問合せ等に対応するための十分な体制を整備すること。

なお、受託者内のチーム編成については想定であり、受託者決定後に協議の上、決定する。

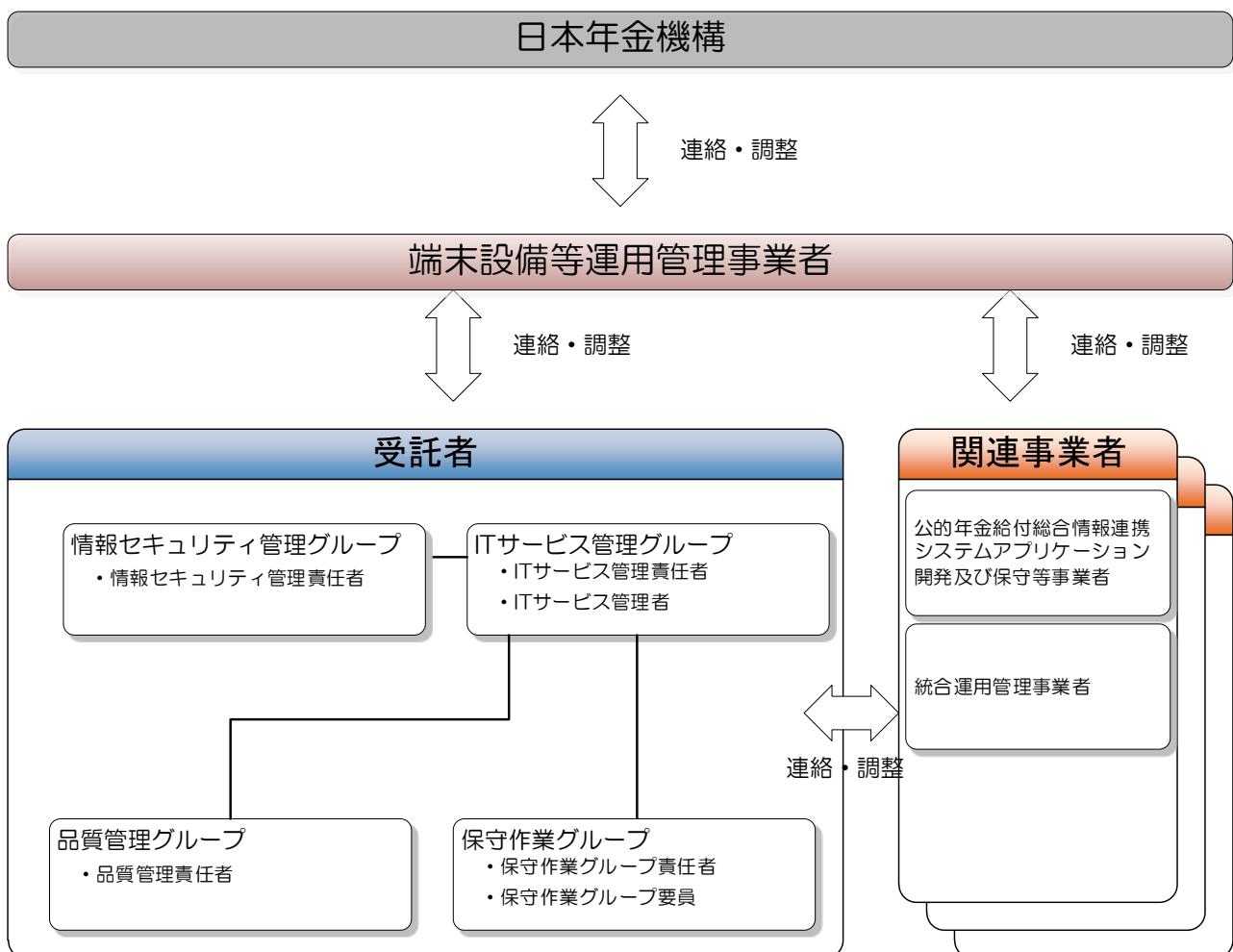


図 5.1.2.1 作業実施体制(保守等業務)

表 5.1.2.1 作業実施体制と役割(保守等業務)

項目番号	組織又は要員	役割
1	IT サービスマネジメントを行うグループ	IT サービスマネジメントを行うグループ。
2	IT サービス管理責任者	保守業務の遂行にあたり、受託者として責任を持つ。
3	IT サービス管理者	保守業務の管理者として、機構への報告、各種調整作業を行う。
4	情報セキュリティ管理グループ	本業務における情報セキュリティ対策全般について、第三者的な立場で指導・助言・管理を行うグループ。
5	情報セキュリティ管理責任者	独立的な立場から、情報セキュリティの遵守状況を管理するため、他の管理又は作業グループの管理者又は要員でないこと。
6	品質管理グループ	品質マネージメントシステムに基づいて、品質管理を行うグループ。
7	品質管理責任者	役務及び成果物の品質を管理する。
8	保守作業グループ	保守業務を行うグループ。
9	保守作業グループ責任者	担当する保守作業グループに係る各工程の計画策定及び進捗管理並びに納期・品質の確保に必要な管理を実施するものとする。
10	保守作業グループ要員	担当する保守作業グループに係る保守等の作業を担う。

5.2 管理体制

- (1) 本業務の実施に当たり、機構の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- (2) 扶養スキャナに、機構の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時(不正が行われていると疑わしい時も含む)に、追跡調査や立入検査等、機構と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
また、当該体制が書類等で確認できること。
- (3) 当該管理体制を確認する際の参考情報として、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報の提供を行うこと。
なお、国籍に関する情報の確認は、参考資料1「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の規定による。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、担当部署に対し「情報取扱者名簿」(当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。)、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」(業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。)及び「業務従事者名簿」(当該業務に従事する者の名簿をいう。)を提出すること。
- (5) 確保すべき体制
 - ① 情報取扱者は、本業務の遂行のために必要最低限な範囲の者とすること。
 - ② 受託者が本業務で知り得た情報について、担当部署が承認した場合を除き、受託者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
 - ③ 受託者が本業務で知り得た情報について、担当部署が承認した場合を除き、受託者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受託者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する

履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者(当該業務の情報取扱の全てに責任を有する者)、情報取扱管理者(当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。なお、情報管理責任者は、情報の取扱いに関して、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を従事者に徹底すること。また、情報取扱管理者を指定すること。

※「業務従事者名簿」には、当該業務に従事する者について、氏名、所属部署、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等を記載すること。

- (6) 受託者は、(4)の「情報取扱者名簿」、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規定等)」及び「業務従事者名簿」に変更がある場合は、あらかじめ担当部署に申請を行い、承認を得なければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務で知り得た情報について、担当部署が承認した場合を除き、受託者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。受託者は、本業務で知り得た情報について、担当部署が承認した場合を除き、受託者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受託者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。
- (8) 本業務の実施に当たっては、進捗や作業内容を共有するため、定例会議を毎月1回以上開催するものとする。
また、定例会議の議事録を作成し、機構の内容確認を受けること。
なお、機構が認めた場合は、稼働実績や稼働状況の報告書並びに各種資料や成果物の提出を受けることで定例会議の代わりとすることができるものとする。
- (9) 前(1)～(3)で求める内容や体制(情報セキュリティ管理体制を含む)等に変更等がある場合は、直ちに機構へ連絡し指示を受けるとともに、定例会議等でその内容を報告すること。
- (10) 本業務の「作業計画書」を作成し、機構に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。
- (11) 本業務の実施に当たっては、各作業工程別に責任者を定めるとともに、調査票等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。更に、本業務の責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で機構に提出すること。

5.3 作業要員に求める資格等の要件

5.3.1 プロジェクト管理グループ

- (1) プロジェクト管理グループに、以下の要員を配置すること。
 - ① プロジェクト統括責任者
 - ② プロジェクト管理者

(2) プロジェクト統括責任者

以下に示す要件に該当する者をプロジェクト統括責任者として配置し、プロジェクト全体を統括し、必要な意思決定を行わせることによって、委託業務を円滑に遂行すること。

- ① 本調達と拠点に対する機器設置・設置業務全体を統括し、必要な意思決定を行う責任者を務めた経験を有すること。

(3) プロジェクト管理者

以下に示す要件に該当する者をプロジェクト管理者として配置し、その者に、「プロジェクト実施計画書」の作成、要員の配置等必要な体制の確立及び納期・品質の確保に必要なプロジェクト管理を実施させることによって、委託業務を円滑に遂行すること。

- ① 本調達と同等規模の拠点に対する機器設置・設置業務全体の管理者として、機構への報告、各種調整作業を行う管理者としての経験を有すること。

(4) その他の事項

- ① プロジェクト管理者は、原則として全ての進捗会議及び品質評価会議に出席することを義務づけるものとする。
- ② 作業品質の確保のため、プロジェクト統括責任者及びプロジェクト管理者は、プロジェクト終了まで継続して従事すること。万一交代する場合は、同等以上の資格及び経験等を有する人物が担当するものとし、事前に機構の承認を得ること。

5.3.2 IT サービス管理グループ

(1) IT サービス管理グループに、以下の要員を配置すること。

- ① IT サービス管理責任者
② IT サービス管理者

(2) IT サービス管理責任者

IT サービス管理責任者は、IT サービス業務全体を統括し、必要な意思決定を行うことによって、委託業務を円滑に遂行するものとする。

- ① 本調達と同等規模の拠点に対する機器設置・設置業務全体の管理者として、機構への報告、各種調整作業を行う管理者としての経験を有すること。

(3) IT サービス管理者

以下に示す要件に該当する者を IT サービス管理者として配置し、その者に、保守計画書の作成、要員の配置等必要な体制の確立及び納期・品質の確保に必要な管理業務を実施させることによって、委託業務を円滑に遂行すること。

- ① 本調達と同等規模の拠点に対する保守業務全体を統括し、必要な意思決定を行う責任者を務めた経験を有すること。

5.3.3 情報セキュリティ管理グループ

(1) 情報セキュリティ管理グループには、情報セキュリティ管理責任者を配置すること。

(2) 情報セキュリティ管理責任者

情報セキュリティ管理責任者は、以下に示す要件の全てを満たすこと。

- ① 独立的な立場から、情報セキュリティの遵守状況を管理するため、他の管理又は作業グループの管理者又は要員でないこと。
- ② 以下に掲げるいずれかの資格等を有すること。
 - (i) 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト試験(テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験かつ情報セキュリティアドミニストレータ試験を含む)の合格者
 - (ii) 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士試験の合格者
 - (iii) 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者試験の合格者
 - (iv) (ISC)2 が認定する情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「CISSP」の資格保有者
 - (v) 情報システムコントロール協会(ISACA)が認定する、公認情報セキュリティマネージャ(CISM)又は公認情報システム監査人(CISA)の資格保有者
 - (vi) 日本セキュリティ監査協会(JASA)が認定する、公認情報セキュリティ監査人(CAIS)の資格保有者

5.3.4 品質管理グループ

- (1) 品質管理グループには、品質管理責任者を配置すること。

- (2) 品質管理責任者

品質管理責任者は、品質管理業務の管理責任者として、納品物や作業の品質管理経験を有すること。

5.3.5 各作業グループ

- (1) 各作業を適正に運用できるよう、体制全体を適宜作業グループに分割するとともに、それぞれのグループに以下の要員を配置すること。

- ① 作業グループ責任者
- ② 作業グループ要員

- (2) 作業グループ責任者

担当するグループの管理業務を遂行するために必要な見識、スキル及び経歴を有する者を配置すること。

- (3) 作業グループ要員

情報システムの設計・開発に関する見識、スキル及び経歴を有する者を配置すること。

5.3.6 保守作業グループ

- (1) 保守作業を適正に運用できるよう、体制全体を適宜作業グループに分割するとともに、それぞれのグループに以下の要員を配置すること。

- ① 保守作業グループ責任者
- ② 保守作業グループ要員

- (2) 保守作業グループ責任者

担当するグループの管理業務を遂行するために必要な見識、スキル及び経歴を有する者を配置すること。

(3) 保守作業グループ要員

担当するグループの保守業務に関する見識、スキル及び経歴を有する者を配置すること。

5.4 作業場所

- (1) 各種業務の作業場所並びに作業にあたり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受託者の責任において用意すること。機構の什器や設備を利用する場合は、事前に機構の了承を得ること。なお、作業場所については、機構は現地確認を実施することができるものとする。
- (2) 機構で作業を実施するにあたって、所定の手続に従って承認を得ること。
- (3) 受託者側組織内で作業を行う場合、作業実施場所は、ICカード等電磁的管理による入退室管理がなされていること。
- (4) 複数の機器が一斉に停止する等、大規模な業務停止を伴う重大な障害等の発生により、担当部署が機器の保守対応時間内において緊急招集した場合、「4.2.5 納品場所」に示す成果物の納品場所に、2時間以内に収集することのできる場所に本契約を管理可能な管理者やリーダ相当の者が、在籍していること。

5.5 作業の管理に関する要領

5.5.1 本番機納品に係る準備及び納品・設置等業務

(1) 基本事項

受託者は、機構が承認したプロジェクト実施計画書に基づき、本番機納品に係る準備及び納品・設置等業務の管理を行うこと。

(2) プロジェクト実施計画の策定及び完了報告

① プロジェクト実施計画の策定

各作業工程における具体的なタスクの定義及びスケジュールを具体化することを目的として、プロジェクト実施計画を策定するとともに、以下に示す成果物を履行開始後2週間以内に作成すること。
なお、作成にあたっては、別添1「システム基盤開発 開発管理標準・開発標準」を参照のこと。

(i) プロジェクト実施計画書

(ii) WBS(事前)

② プロジェクト完了報告の実施

各作業工程における具体的なタスクの実績及びスケジュールの実績を評価することを目的として、プロジェクト完了報告書を受入れテスト完了後2週間以内に作成すること。
なお、プロジェクト完了報告書の作成にあたっては、別添1「システム基盤開発 開発管理標準・開発標準」を参照のこと。

(3) プロジェクト管理業務

受託者は、「プロジェクト実施計画書」に基づき、プロジェクト管理業務を実施すること。

また、プロジェクト管理業務に関して、機構から指摘、指導及び助言等を受けた場合は、速やかに対応

すること。

なお、プロジェクト管理業務の実施にあたっては、別添1「システム基盤開発 開発管理標準・開発標準」を参照のこと。

5.5.2 リース及び保守等業務

(1) 基本事項

受託者は、機構が承認した保守計画書に基づき、機器のリース及び保守等業務を行うこと。

(2) 保守計画書の作成

保守工程における具体的なタスク定義及びスケジュールを具現化することを目的として、保守計画書を検証機分は検証機納品まで、本番機(先行)及び本番機分は本番機(先行)納品1か月前までに作成すること。

(3) IT サービス管理業務

① 保守等業務

受託者は、「保守計画書」に基づき、保守等業務を実施すること。

② 稼働実績報告の実施

保守工程における具体的なタスクの実績及びスケジュールの実績を評価することを目的として、稼働実績報告書を月次で作成すること。

(4) 作業の実施体制・方法に関する事項

① 受託者は作業の進捗状況等を報告するため、機構の担当職員と会議を定期的に行うこと。

また、当該会議の開催を保守計画書に記載すること。

② 当該会議の開催の都度、原則3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、機構の担当職員の承認を得ること。

③ 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、担当部署にその問題の内容について報告すること。

(5) 障害対応に関する事項

障害発生時においては、迅速な対策が不可欠であることから、以下の対応を行うこと。

① プロジェクト統括責任者及びITサービス管理責任者は、障害の解決に向けて、「表 5.1.2.1 作業実施体制と役割(保守等業務)」の各グループを指導すること。

また、製品の事業者に対し、関与を求め、障害の解消に必要な対応を行うこと。

② 障害対応時において、管理体制、知識、技術及び行動に著しく懸念があると機構が判断して、改善を求めた場合は、プロジェクト統括責任者及びITサービス管理責任者は、改善に向けて、体制の見直しを含む必要な対応を実施するとともに、機構へ改善状況を報告すること。

なお、機構が求めた場合は、障害解消までの間、専属の担当者を配置すること。

第6章 作業の実施に当たっての遵守事項

6.1 機密保持、情報・資料の取扱い

- (1) 受託者は、受託業務の実施の過程で機構が提供した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)、他の受託者が提示及び作成した情報・資料を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本受託業務を実施するに当たり、機構が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ① 複製はしないこと。
 - ② 受託者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、機構との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則として、受託者組織外に持ち出さないこと。

6.1.2 作業管理

- (1) 受託者は、機構が承認したプロジェクト実施計画書及び保守計画書に基づき、設計・開発及び保守等業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- (2) 受託者は作業の進捗状況等を報告するため、機構の担当職員と会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催をプロジェクト実施計画書に記載すること。
- (3) 当該会議の開催の都度、原則3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、機構の担当職員の承認を得ること。
- (4) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、担当部署にその問題の内容について報告すること。
 - ① 個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。
 - ② 受託者組織内で作業を行う場合には、作業を行う施設は、ICカード等電磁的管理による入退館管理がなされていること。
 - ③ 作業を行う施設内の作業実施場所は、ICカード等電磁的管理による入退室管理がなされていること。
 - ④ 電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。
 - ⑤ 情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受託者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準や日本年金機構情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、機構の承認を得ること。
 - ⑥ 用務に必要がなくなり次第、速やかに機構に返却すること。
 - ⑦ 受託業務完了後、機構が提供した情報・資料を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を機構へ提出すること。
- (5) 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、機構

が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

- (6) 受託業務の実施に当たり、契約締結後速やかに、別添3「守秘義務に関する誓約書」を機構に提出すること。様式については機構から提供を受けること。

6.2 遵守する法令等

- (1) 「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群」の最新版を遵守すること。

なお、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群」は非公表であるが、参考資料1「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、参考資料2「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び参考資料3「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。

「日本年金機構情報セキュリティポリシー」、「日本年金機構個人情報保護管理規程」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群」の開示については、契約締結後、受託者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- (2) 受託業務の実施において、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について機構の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。作業場所は、機構内とすること。

- (3) 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

- (4) 機構へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

- (5) 「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群」の改正が行われた場合は、改正点に関する影響調査及び対処方法の検討を行い、対応についての協議に応じること。

- (6) 外部委託開始後すみやかに、別添5「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。

また、外部委託を複数年で契約した場合は、外部委託の開始後1年を経過するごとに、別添5「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。

6.3 情報セキュリティ管理

本調達案件の応札希望者は、情報セキュリティ対策として、以下を含む情報セキュリティ管理計画書(案)を応札時に提出すること。

また、契約締結後、要件定義書「4.16.2(3)⑦ 障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応」、本調達仕様書「5.2 管理体制」及び「第6章作業の実施に当たっての遵守事項」において記載した情報セキュリティ要件を満たす情報セキュリティ管理計画書を提出し、機構の承認を受けた上で、それに基づき情報セキュリティ対策を実施すること。

なお、機構は実施状況について、隨時、実地調査できるものとする。

- (1) 機構から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

- (2) 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、本業務の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、機構へ報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると機構が判断した場合は、速やかに改善策を書面にて提出し、機構の承認を受けた上で実施すること。
- (7) 機構が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- (8) 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように、「情報セキュリティ管理計画書」に記載された措置の実施を担保すること。
- (9) 機構から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (10) 機構から受領した要保護情報が不要となった場合は、これを確實に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (11) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに機構に報告すること。
- (12) 本業務において導入する通信回線設備、サーバ装置、端末、複合機、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体は、製造業者名、製造業者の法人番号、製品名及び型番等について、情報セキュリティ管理計画書の一部として、機器等リストにより、提案書の提出期限の15営業日前までに提出すること。提出された機器等リストについて、機構がサプライチェーンに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、当該リスクに対応するため、代替品又はリスク低減対策の提出を求めることがあるので留意すること。なお、機器等リストの機器等を変更する場合には、事前に機構に申請し、承認を得ること。

6.4 監査

6.4.1 監査に関する事項

- (1) 受託者は、機構から立入監査の実施を求められた場合は、予告・無予告に関わらずこれに協力すること。立入監査は履行前、履行中、履行後にそれぞれ行うことがある。
また、複数年契約の場合、履行中に行う立入監査は1年ごとに行う。
- (2) 受託者は、機構が要求した監査項目を準拠できていることが確認できる書類を可能な限り機構へ提出すること。
- (3) 前項において、受託者の社内規程等のため、書類の提出ができない場合においても、機構が当該書類の閲覧を求めた場合はこれに応じること。

- (4) 再委託先並びに再委託先から更に業務を委託する第三者においても(1)～(3)が適用される。
- (5) 機構が受託者の再委託先等への立入監査を求めた場合、受託者は再委託先等に協力させること。

6.4.2 情報セキュリティ監査

- (1) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、機構が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、機構がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(機構が選定した事業者による外部監査を含む)。
- (2) 受託者は、機構から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。
- (3) 受託者は自ら実施した外部監査についても機構へ報告すること。
- (4) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。
- (5) 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

6.5 履行完了後の資料の取扱い

受託者は、担当部署から提供した資料又は担当部署が指定した資料の履行完了後の取扱い(返却・削除等)について、本仕様書の定めの他、担当部署の指示に従うこと。

6.6 通報窓口の周知

機構では、受託者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知すること。

- (1) 機構では、契約の適正な履行の確保を目的として、受託者に契約違反がある場合に、受託者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置します。
- (2) 今般、貴社との契約を締結したので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合は、次の専用窓口までご連絡する。

(通報窓口)日本年金機構へのご意見・ご要望

- ① ホームページの場合

機構ホームページの「日本年金機構へのご意見・ご要望」の投稿フォームにより受け付けます。

<https://www2.nenkin.go.jp/do/mail/>

- ② 郵送の場合

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構「日本年金機構へのご意見・ご要望の手紙」宛てに送付する。

6.7 既存システムへの影響

本調達で納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品が、扶養スキャナと関係する既存システムに不具合等の影響を与えた場合には、機構及び関連事業者等と費用を含む対応について協議の上、直ちに対応を行うこと。

第7章 成果物の取扱いに関する事項

7.1 知的財産権の帰属

- (1) 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、受託者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ知的財産権の帰属に係る表明書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、機構が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て機構に帰属すること。

また、機構は、納品された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

なお、当該表明書は応札時に技術提案書と併せて提出すること。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとすること。
 - (3) 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとすること。
 - (4) 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

この場合、機構は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

7.2 保証

- (1) 動作保証
受託者は、契約期間中、納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品一式の正常な動作を保証するとともに、納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品一式が原因で扶養スキャナが正常に動作しない場合は、機構と対策を協議の上、解決すること。
- (2) 不具合に対する保証
本調達の範囲において、以下のようないし事が発生した場合は、受託者が責任を負うこと。
 - ① ハードウェア製品及びソフトウェア製品一式の不具合
 - ② 納品作業における過失

7.3 契約不適合責任

- (1) 機構は、本調達仕様書「7.4 検査」に規定する成果物の検査を完了した日を起算日として、1年以内に当該成果物が契約の内容に適合していないこと(以下、「契約不適合」という。)(数量又は権利の不適合に

については期間制限なく)を受託者に通知した場合は、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、受託者はこれに応じなければならない。なお、機構は、受託者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

- ① 機構の選択に従い、機構の指定した期限内に、受託者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと。
 - ② 直ちに代金の減額を行うこと。
- (2) 機構は、前項の通知をした場合は、上記①、②に加え、受託者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- (3) 受託者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記(1)の通知期間を経過した後においてもなお上記(1)、(2)を適用するものとする。

7.4 検査

受託者は、納品するハードウェア製品、ソフトウェア製品及び成果物の検査を受けるものとする。検査における実施事項を以下に示す。

- (1) 納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品ごとに動作確認をおこなうため、機構の立会いのもと、機構が承認した「初期動作確認手順書」に従って初期動作確認テストを実施するものとし、当該テストの合格後に作成する「初期動作確認結果報告書」に機構職員の捺印等を受けること。捺印等を受けた「初期動作確認結果報告書」の写しを5営業日以内に機構本部に提出すること。
なお、端末設備等運用管理事業者が機構職員から受ける捺印等とは別に捺印等を受けること。
また、撤去作業についても作業完了を報告する文章を作成して機構職員に捺印等を受けること。
- (2) 検査の結果、納品ハードウェア製品及びソフトウェア製品の全部又は一部に不合格品が発生した場合には、機構の指示に従い、指定した日時までに代替品の納品若しくは必要な修復を行うこと。
- (3) 成果物を、「4.2.1(1)成果物」に示す納品期限に、「4.2.5 納品場所」で指定する場所に納品すること。
この際、機構において納品数量等の確認を実施するため、機構の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。
- (4) 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、成果物を直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納品すること。
- (5) 仕様書、提案書及び各設計書の記載内容について保証すること。
- (6) 「4.2.1(1)成果物」に記載された以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保つておくこと。

第8章 入札参加資格に関する事項

8.1 入札参加要件

8.1.1 公的な資格や認証等の取得

- (1) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際規格)、JIS Q 27001 認証(日本産業規格)のうち、いずれかを取得していること。
また、応札時、そのいずれかの認証の写し提出すること。

8.1.2 受託実績

総スキャン枚数が100万枚以上のスキャナ導入案件での環境構築及び保守業務を行った実績があること。

また、具体的な実績については、提案書に記載すること。

8.1.3 履行可能性審査に関する要件

提案書に以下の事項を記載ないし、添付すること。

なお、提案書の作成にあたっては、「提案書作成要領」に従い、必要に応じて社名等にマスクをすること。
また、提案書等の提出後、機関が提案内容等に関するプレゼンテーションを求めた場合に実施すること。

- (1) 本調達仕様書「6.3 情報セキュリティ管理」に基づいて作成した「情報セキュリティ管理計画書(案)」を作成し提出すること。
また、「情報セキュリティ管理計画書(案)」は、本業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。
なお、提出された「情報セキュリティ管理計画書(案)」において、履行可能性を認めることができないと機関が判断した場合は、入札に参加することはできない。
- (2) 担当部署が機器の保守対応時間内において緊急招集した場合は、「4.2.5 納品場所」に示す成果物の納品場所に、本プロジェクトを管理可能な管理者やリーダ相当の者が、2時間以内に参集できることを証明する書面を、添付すること(様式任意)。
- (3) 提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品の製品名称/型番/バージョン情報/スペック/機能/搭載を予定しているオプション/数量等を示した一覧表を添付すること。
また、可能な限りカタログ等も添付すること。
- (4) 提案するハードウェア製品等の選定理由を記載すること。
- (5) 機器ごとの重量及び総重量を明記すること。
- (6) 機器ごとの所要電力(単位:ボルトアンペア)、必要コンセント数、コンセント形状を明記すること。
- (7) 「5.3 作業要員に求める資格等の要件」に示す、作業要員の実績、経験年数及び本調達のプロジェクトに参画することを証明する体制図等を記載すること。
各責任者及び各管理者について、氏名を記載すること。
また、各要員が有する資格の証明書を添付すること。
記載した要員を交代する場合は、「5.3 作業要員に求める資格等の要件」を満たした交代要員の氏名

を報告すること。その際、当初記載の体制と同等の資格等が維持される体制であること。

8.2 入札制限

本件調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

- (1) 「厚生労働省全体管理組織(PMO)の支援【調達支援等】一式」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者
- (2) 「日本年金機構におけるシステム支援等業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者
- (3) 「社会保険オンラインシステム監査に係る外部委託」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者
- (4) 「日本年金機構における情報セキュリティ監査に係る支援業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者
- (5) 「日本年金機構における最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援等業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者

第9章 再委託に関する事項

9.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分（主体的部分）を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。

また、本事業の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項、ガバナンス等）に関して本調達仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。

また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。

なお、本件受託業務における主体的部分及び主体的部分以外の分類を、「表 9.1.1 主体的部分と主体的部分以外」に示す。

表 9.1.1 主体的部分と主体的部分以外

項目番号	作業分類	作業概要
1	主体的部分 <u>企画・判断・管理</u>	「4.1.1 役務に係る内容」に示す役務の内 ・「4.1.1(1)プロジェクト管理等業務」の役務 ・「4.1.1(2)ITサービス管理等業務（保守等業務の管理）」の役務
2	主体的部分以外 <u>各種作業</u>	「4.1.1 役務に係る内容」に示す役務の内 ・「4.1.1(3)機器納品等業務」の役務 ・「4.1.1(4)設計及び構築等業務」の役務 ・「4.1.1(5)保守等業務」 その他、上記載の作業に付帯する作業

9.2 承認手続

受託業務の一部を再委託等する場合は、受託者は再委託等先事業者から、別添6「再委託等に関する申告書」を徴取し機構へ提出し、あらかじめ再委託等の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託等を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した別添7「再委託等に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。なお、再委託等の相手方は本調達仕様書「8.2 入札制限」の対象となる事業者でないこと。

当初申請内容に変更が生じた場合は別添7「再委託等に係る承認申請書」に変更内容を記載して提出し、承認を受けること。

機構からの承認通知を受領した際は、申請書のとおりに再委託、再々委託が行われていることを証明するため、受託者は別添8「受託証明書」を再委託先、再々委託先から徴取し機構へ提出すること。

第10章 その他特記事項

10.1 前提条件及び制約条件

10.1.1 提案内容の変更

本件受託後に、調達仕様書(別紙1「要件定義書」を含む)の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって機構に申し入れを行うこと。

10.1.2 仕様書等の明確化等

- (1) 業務の処理方法等、別途委託要領に定めがある場合は同要領によることとする。
- (2) 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事項があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事項がある時には、機構と受託者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- (3) 前項の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託者が協議の上決定することとする。

10.1.3 情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出

受託者が委託業務開始前に機構へ提出した、情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類(プライバシーマーク又はISO/IEC27001又はJISQ27001の写し)において、契約期間中にその認証期間が切れる場合、受託者は、その認証期間を更新すること。

受託者は、認証終了日から1か月以内に、情報セキュリティに関する第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しを機構に提出すること。

10.1.4 受託者の能力を生かした自由な提案

受託者は調達仕様書で定める仕様を遵守することを前提に、製品の機能やスペック(静音、排熱の向きの制御、再送時に再スキャンを不要とする機能等)、プロジェクト管理手法、開発手法、作業を効率化するツール等の提案を行う事を可とする。

10.2 環境への配慮

- (1) 調達に係る納品物については、参考資料5「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。
なお、本調達に関連する品目及び目標を「表 10.2.1 グリーン購入法対象(参考)」に示すため、受託者は留意すること。

表 10.2.1 グリーン購入法対象(参考)

項目	区分	品目	目標
1	画像機器等 コピー機等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	各品目の当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める、基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。

調達仕様書（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務(令和8年2月～令和13年4月)一式）

項目番号	区分	品目	目標
	プリンタ等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	各品目の当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数又は個数)に占める基準を満たす物品の数量(台数又は個数)の割合を100%とする。
2	電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	各品目の当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数又は個数)に占める基準を満たす物品の数量(台数又は個数)の割合を100%とする。
3	役務等	会議運営	当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総契約件数に占める、基準を満たす会議の運営を含む委託業務の契約件数の割合を100%とする。

- (2) 納品するハードウェア製品等については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境に対する配慮を行うこと。

10.3 その他

- (1) 厚生労働省全体管理組織(PMO)が担当部署に対して指導、助言等を行った場合には、受託者もその方針に従うこと。
- (2) 受託者は、デジタル・ガバメント推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含む。)に従うこと。
- (3) 厚生労働省全体管理組織(PMO)が担当部署に対して指導・助言等を行った場合や工程管理支援事業者が担当部署に対して助言等を行った場合には、受託者もその方針に従うこと。

第11章 附属文書

11.1 要件定義書

別紙1「要件定義書」を参照すること。

11.2 開発管理標準・開発標準

別添1「システム基盤開発 開発管理標準・開発標準」を参照すること。

11.3 参考資料

本仕様書に記載の各府省で公表されている各種施策方針については、下の資料を参照すること。

また、各府省で公表されている各種施策方針及びガイドラインについても必要に応じて確認すること。

- 参考資料1 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>
- 参考資料2 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr7.pdf>
- 参考資料3 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider7.pdf>
- 参考資料4 「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/cclistmetisec2018.pdf>
- 参考資料5 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
- 参考資料6 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/
- 参考資料7 「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」
https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/SBD_manual.pdf
- 参考資料8 「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/riskguide.pdf>
- 参考資料9 「電子政府推奨暗号リスト」
<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>
- 参考資料10 「IT スキル標準V3 2011」
https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/plus-it-ui/itss/download_v3_2011.html
- 参考資料11 「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格の関係」
<https://www.ssug.jp/docs/>
- 参考資料12 「政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート」
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1005_eol_report_20210831.pdf
- 参考資料13 「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」
https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

11.4 応札希望者が閲覧できる資料一覧表

入札期間中に開示予定の事業者が閲覧できる資料を以下に示す。

- ① 業務委託及び機器等の購入における情報セキュリティ対策実施手順書

- ② 日本年金機構セキュリティパッチ適用基準書
- ③ 脆弱性対策計画(セキュリティパッチ適用)の実施手順書
- ④ 成果物指定フォーマット
- ⑤ 現行スキャナ設定資料一式
- ⑥ 情報セキュリティ要件確認実施要領

11.5 閲覧要領

応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、公告期間中に本調達仕様書「1.9 担当部署・連絡先」に事前に連絡し承認を得た上で、別添2「資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書」を提出した場合に閲覧を許可する。

なお、別添2「資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書」の提出は閲覧当日でよい。

(1) 閲覧条件

- ① 閲覧する者は、「8.2 入札制限」に該当せず、「8.1 入札参加要件」を満たしており、当該入札に参加する予定の者、又は予定の法人に勤務する者とする。

(2) 閲覧場所

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部(高井戸)構内の指定場所

※機構の都合により閲覧場所を変更する場合がある。

(3) 閲覧日時

閲覧可能期間：官報公告日から提案書作成要領に示す日まで(土、日、祝祭日を除く)

閲覧可能時間：10:00 から 17:00 まで(12:00 から 13:00 までの時間帯を除く)

(4) 閲覧手順

- ① 閲覧希望日の3営業日前までに希望日時を申請窓口に連絡する。希望日が複数社で重複した場合は、機構において調整を行うのでその指示に従うこと。
なお、希望日時に応じられない場合がある。
- ② 指定された日時に閲覧場所で、「資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書」の確認及び、閲覧者の本人確認を行う。「資料閲覧申請書兼秘密保持誓約書」については、閲覧期間中に一度提出すれば閲覧日ごとに提出する必要はない。
- ③ 閲覧者の本人確認は、社員証等、入札予定法人等の社員であることが確認できるもので行う。
- ④ 閲覧には機構の職員が立ち会うので、閲覧者はその指示等に従うこと。
- ⑤ 閲覧場所にはカメラ等の撮影機器及びパソコン等の記録媒体は持ち込めない。
また、閲覧時に複写、又は写真撮影等を禁止する。違反行為があった場合は、機構は閲覧を中止、退去を求める場合がある。
- ⑥ 閲覧資料の内容についての質問の受付期限は提案書作成要領に示す日までとし、提案書作成要領に示す日までに回答する。

11.6 技術提案書等の審査要領

技術提案書等の審査要領は、「提案書作成要領・総合評価基準書」を参照すること。

評価方法は相対評価とし、応札希望者のうち、より優れている技術提案書に加点項目ごとに高い評価を与える。ただし、応札希望者が一者の場合は絶対評価とする。

11.7 契約締結後に開示する資料

契約締結後に開示する資料を以下に示す。

- ① 日本年金機構情報セキュリティポリシー
- ② 日本年金機構個人情報保護管理規程
- ③ 情報システムの主体認証方式に係る基準書
- ④ 本調達業務遂行に必要となる機構が定める規定及び実施手順等
- ⑤ 「11.4 応札希望者が閲覧できる資料一覧表」に示す資料

日本年金機構端末設備
(扶養親族等申告書用スキャナ) の
リース及び保守業務等
(令和8年2月～令和13年4月) 一式

要件定義書

令和7年10月
日本年金機構
システム企画部

本紙余白

目 次

第1章 調達案件名	1
第2章 業務要件の定義	2
2.1 業務実施手順	2
2.1.1 業務の範囲	2
2.1.2 業務に必要な体制	2
2.2 規模	2
2.2.1 利用する機器数及び設置場所	2
2.2.2 データ量	2
2.3 時期・時間	3
2.3.1 業務の稼働時間等	3
2.4 場所等	3
2.4.1 業務の実施場所	3
2.4.2 諸設備、必要な物品等の資源の種類及び量	3
第3章 機能要件の定義	4
3.1 機能に関する事項	4
3.1.1 機能概要	4
3.2 外部インターフェースに関する事項	4
3.2.1 物理インターフェース	4
3.2.2 システムインターフェース(参考)	4
第4章 非機能要件の定義	5
4.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	5
4.1.1 ユーザビリティ要件	5
4.1.2 アクセシビリティ要件	5
4.2 システム方式に関する事項	6
4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針	6
4.2.2 情報システムの全体構成	6
4.3 規模に関する事項	8
4.3.1 設置場所及び機器数	8

4.3.2	処理件数.....	8
4.4	性能に関する事項	8
4.5	信頼性に関する事項	8
4.6	拡張性に関する事項.....	8
4.6.1	機能の拡張性	8
4.7	上位互換性に関する事項	8
4.8	中立性に関する事項.....	8
4.9	継続性に関する事項.....	8
4.9.1	継続性要件	8
4.10	情報セキュリティに関する事項	9
4.10.1	基本事項.....	9
4.10.2	権限要件.....	9
4.10.3	情報セキュリティ対策要件.....	9
4.10.4	情報システムのセキュリティ要件	11
4.11	情報システム稼働環境に関する事項.....	13
4.11.1	環境種別の定義	13
4.11.2	ハードウェア構成	13
4.11.3	ハードウェア要件	13
4.11.4	ソフトウェア要件	15
4.11.5	施設・設備要件	17
4.11.6	機器搬入出及び設置に係る要件	18
4.11.7	設計及び構築要件	20
4.12	テストに関する事項.....	21
4.12.1	基本方針.....	21
4.12.2	計画書の作成	21
4.12.3	テスト実施要件	22
4.13	拠点設置に関する事項	24
4.13.1	基本方針.....	24
4.13.2	計画書の作成	24
4.13.3	設置に係る要件.....	24
4.14	引継ぎに関する事項	25
4.14.1	引継ぎ対象者の範囲、引継ぎの方法	25
4.15	教育に関する事項.....	25

4.15.1 教育対象者の範囲、教育の方法.....	25
4.16 運用・保守に関する事項.....	26
4.16.1 運用業務の要件	26
4.16.2 保守業務の要件	27
4.17 ハードウェアの集約撤去・原状回復	33
4.17.1 基本方針.....	33
4.17.2 作業実施計画の策定.....	33
4.17.3 ハードウェア製品の集約撤去作業.....	33
4.17.4 データ消去作業	34

本紙余白

第1章 調達案件名

日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式

第2章 業務要件の定義

2.1 業務実施手順

2.1.1 業務の範囲

(1) 業務概要

業務概要を、調達仕様書「1.5.1 業務の概要」に示す。

2.1.2 業務に必要な体制

業務の実施に必要な体制を、「表 2.1.2.1 機器を利用する業務の実施に必要な体制」に示す。

表 2.1.2.1 機器を利用する業務の実施に必要な体制

項目番号	実施体制	概要
1	機構職員	システムの利用者
2	扶養親族等申告書のインハウス型委託事業者	拠点において、扶養親族等申告書をスキャンにより画像化し、【年金給付】受付進捗管理システムへ転送する扶養スキャナの利用者
3	端末設備等運用管理事業者	機構職員からの問合せに対する窓口対応、運用保守手順に基づくシステム操作及びシステムの運用管理業務の実施者

2.2 規模

2.2.1 利用する機器数及び設置場所

本調達の対象となるハードウェア製品の一覧を、「表 2.2.1.1 調達対象のハードウェア一覧」に示す。

なお、本機器を利用するための制御端末については、本機器と同数を機構にて用意する。

表 2.2.1.1 調達対象のハードウェア一覧

項目番号	機器名	環境	台数	設置場所
1	扶養スキャナ	本番機(先行)	6	拠点①(東京都内の機構の指定する場所)
2		本番機	34	
3		検証機	1	

表 2.2.1.2 本機器を利用する端末台数(参考情報)

項目番号	機器名	環境	台数	設置場所
1	制御端末	本番機(先行)	6	拠点①(東京都内の機構の指定する場所)
2		本番機	34	
3		検証機	1	

2.2.2 データ量

本調達の対象となるハードウェア製品を用いて画像化を行った扶養親族等申告書を6つの宛先に分類したの処理件数実績枚数を、「表 2.2.2.1 画像化処理枚数一覧実績」に示す。

なお、ピーク期は、10月から12月を想定している。

また、政策の変更により画像化処理枚数一覧実績の処理件数が減少すること留意する。

表 2.2.2.1 画像化処理枚数一覧実績

項目番号	区分仕分け	区分仕分け内容	令和4年度		令和5年度	
			1日あたり最大処理枚数	年間処理枚数	1日あたり最大処理枚数	年間処理枚数
1	仕分1 仕分2	申告書(前年から変更なし)	167,232枚	5,862,187枚	159,606枚	5,472,926枚
2		申告書(変更あり・単身者・障害・寡婦等なし)	5,938枚	127,517枚	11,297枚	178,295枚
3		申告書(変更あり・単身者・障害・寡婦等あり)	3,588枚	62,192枚	5,010枚	77,403枚
4		申告書(変更あり・単身者以外)	43,289枚	595,561枚	40,288枚	587,233枚
5		申告書(手書き分)	2,476枚	3,511枚	158枚	1,052枚
6		申告書(記載不備)	3,055枚	38,441枚	2,393枚	38,711枚
合計			225,578枚	6,689,409枚	218,752枚	6,355,620枚

2.3 時期・時間

2.3.1 業務の稼働時間等

(1) 稼働時間

稼働時間を、「表 2.3.1.1 稼働時間」示す。

また、保守対応時間を「表 4.16.2.1 本機器の保守対応時間と保守形態」に示す。

表 2.3.1.1 稼働時間

項目番号	稼働日	時間帯
1	月曜日～金曜日	9:00～18:00

2.4 場所等

2.4.1 業務の実施場所

業務実施及び扶養スキャナ設置場所を、「表 2.2.1.1 調達対象のハードウェア一覧」に示す。

本機器を利用した業務は機構職員、扶養親族等申告書のインハウス型委託事業者がそれぞれの業務フロアにて実施している。

なお、各業務フロアは入退室が限定されるセキュリティ区画となっている。

2.4.2 諸設備、必要な物品等の資源の種類及び量

本機器を使用する上で必要となる机、椅子等の備品、電源等の設備は機構にて準備する。

第3章 機能要件の定義

3.1 機能に関する事項

3.1.1 機能概要

機能に関する事項を、「表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様」に示す。

3.2 外部インターフェースに関する事項

3.2.1 物理インターフェース

外部システムとの物理インターフェース(I/F)を、「表 3.2.1.1 物理インターフェース一覧」に示す。

表 3.2.1.1 物理インターフェース一覧

項目番号	機器名	I/F 数	コネクタ形状	インターフェース	扶養スキャナの接続機器
1	制御端末	1 ポート/台	USB	USB2.0 以上	提案するスキャナ

3.2.2 システムインターフェース(参考)

外部システムとのシステムインターフェース(I/F)を、「表 3.2.2.1 システムインターフェース一覧」に示す。

表 3.2.2.1 システムインターフェース一覧

項目番号	外部システム名	通信プロトコル	用途
1	【年金給付】受付進捗管理システム	FTPS	スキャナで作成したファイルを格納

第4章 非機能要件の定義

4.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

4.1.1 ユーザビリティ要件

以下に示すユーザビリティ要件を考慮して、ハードウェア製品及びソフトウェア製品等を選定すること。

(1) 画面の構成

- ① 何をすればよいかが直感的に分かるような画面構成であること。
- ② 無駄な情報、デザイン及び機能がなく、簡潔な画面であること。
- ③ 十分な視認性のあるフォント及び文字サイズが用いられていること。

(2) 操作のしやすさ、分かりやすさ

- ① 最小限の操作、入力等で利用者が作業できること。

(3) 指示や状態の分かりやすさ

- ① 操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用していること。
- ② システムが処理を行っている間、その処理内容を利用者が直ちに分かるようになっていること。

(4) エラーの防止と処理

- ① 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内が提供されること。
- ② 確認画面等を設け、利用者が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようになっていくこと。
- ③ 重要な処理については事前に注意表示を行い、利用者の確認を促すこと。
- ④ エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報が提供されること。

(5) ヘルプ

- ① 利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようになっていること。

4.1.2 アクセシビリティ要件

以下に示すアクセシビリティ要件を考慮して、ハードウェア製品及びソフトウェア製品等を選定すること。

(1) 言語対応

- ① 機構職員向けの機能については、原則として日本語対応を必須とする。

なお、利用画面の表示が日本語以外の言語となる場合は、利用者が内容を理解できるように利用者マニュアルにおいて明らかにする等、利用者の利便性において、日本語の場合と相違が発生しないようにすること。

- ② 管理画面については、原則として日本語対応を必須とする。

なお、管理画面の表示が日本語以外の言語となる場合は、利用者が内容を理解できるように運用設計書及び各種マニュアルにおいて明らかにする等、利用者の利便性において、日本語の場合と相違が発生しないようにすること。

4.2 システム方式に関する事項

4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針

本機器の構成は、「表 4.2.1.1 構成に関する全体の方針」に示す方針に従って決定すること。

表 4.2.1.1 構成に関する全体の方針

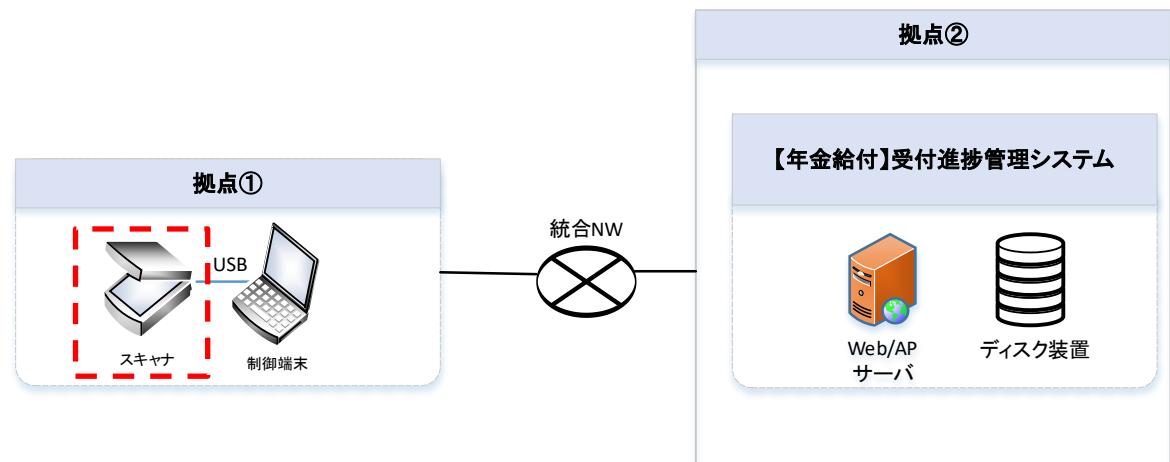
項目番	項目	要求仕様等
1	ハードウェア製品の活用方針	広く市場に流通し、利用実績を十分に有するハードウェア製品を活用すること。
2	ソフトウェア製品等の活用方針	広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品等を活用すること。
3	接続性に関する方針	【年金給付】受付進捗管理システムへ FTPS プロトコルで接続できること。

4.2.2 情報システムの全体構成

本機器を含むシステムの構成の概要を、「図 4.2.2.1 システム全体構成」に示す。

日本年金機構

本番環境



検証環境

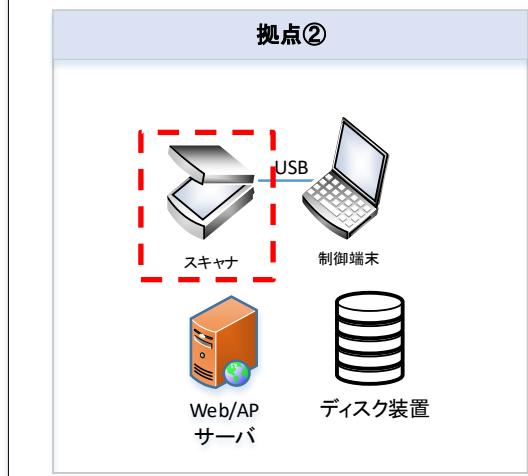


図 4.2.2.1 システム全体構成

本調達におけるハードウェア製品

4.3 規模に関する事項

4.3.1 設置場所及び機器数

(1) 設置場所

本調達のハードウェア設置場所を、「表 2.2.1.1 調達対象のハードウェア一覧」に示す。

4.3.2 処理件数

(1) 業務処理件数

業務処理件数の実績を、「表 2.2.2.1 画像化処理枚数一覧実績」に示す。

(2) データ量

業務ごとの想定データ量を、「表 4.3.2.1 業務種別想定データ量」に示すので、参考にすること。

表 4.3.2.1 業務種別想定データ量

項目番号	業務種別	1回あたりのスキャン枚数	1回あたりの作成ファイル数	転送ファイルサイズ
1	【年金給付】受付進捗管理システムのサーバへの格納	200 枚(400 面)程度	200 ファイル	1 ファイルあたり 805KB

4.4 性能に関する事項

性能に関する事項を、「4.11.3 ハードウェア要件」に示す。

4.5 信頼性に関する事項

信頼性に関する事項を、「4.11.3 ハードウェア要件」に示す。

4.6 拡張性に関する事項

4.6.1 機能の拡張性

(1) 機能の拡張については、ハードウェア製品及びソフトウェア製品等の設定変更又は別途製品を導入することによる対応を想定している。

4.7 上位互換性に関する事項

(1) 使用するオペレーティングシステム、ファームウェア等に関し、製造元又は関連事業者からバージョンアップ情報が機器の納品までに提供されている場合には、それにも対応した上でシステムを構築すること。

4.8 中立性に関する事項

(1) 納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品は、他事業者が詳細設計、構築、設定変更、運用及び保守を行うことが可能であること。

4.9 繙続性に関する事項

4.9.1 繙続性要件

- (1) 「4.16.2 保守業務の要件」に定める要件を充足すること。

4.10 情報セキュリティに関する事項

4.10.1 基本事項

「日本年金機構情報セキュリティポリシー」、「業務委託及び機器等の購入における情報セキュリティ対策実施手順書」及び「クラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策実施手順書」に準拠した情報セキュリティ対策を講ずること。

なお、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、参考資料1「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、参考資料2「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び参考資料3「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。

「日本年金機構情報セキュリティポリシー」の開示については、契約締結後、受託者が機関に守秘義務に関する誓約書を提出した際に開示する。

情報セキュリティ対策要件の適切な組込みのため、次の内容を実施すること。

- (1) SBD マニュアルの利用

機構が作成した「情報システムに係る政府調達における情報セキュリティ要件策定マニュアル用ワークシート」に記載している対策要件を満たすとともに、対策要件一覧の具体的対策内容に記載されている内容を確認する。

なお、確認する項目は、システム開発等事業者が指定する。

- (2) 適合性確認資料の作成

「日本年金機構情報セキュリティポリシー」で規定した遵守事項及び基本対策事項に記載したセキュリティ対策に適合しているか適合性を判定するため、閲覧資料「情報セキュリティ要件確認実施要領」に基づき作成された適合性確認資料を、システム開発等事業者が指定する項目について確認し、必要に応じ、適合性確認箇所欄に資料・成果物の記載箇所や名称を記載する等の修正を行い、機構へ提出すること。

4.10.2 権限要件

認可機能については、アプリケーションにて実装するため、本機器に関しては求めない。

4.10.3 情報セキュリティ対策要件

- (1) 脆弱性対策の実施

以下の脆弱性対策を実施すること。

- ① 本調達範囲におけるすべての環境において第三者による脆弱性検査を実施し、その結果を機構に書面にて報告すること。
なお、脆弱性検査ツールを用いる等により客観的なテストが可能であれば、受託者で実施することも可能とする。
- ② 構築する情報システムを構成するハードウェア製品及びソフトウェア製品の中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
- ③ 納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品について、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。

- ④ 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否要と判断したものに関しては、対処方法、対処否としたものに関しては、その理由、代替措置及び影響を納品時に機構が書面にて報告し、機構が決定した対処又は代替措置を実施すること。
- ⑤ 既知の脆弱性が存在するソフトウェア製品等や機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
- ⑥ セキュリティ侵害につながる脆弱性が情報システムに存在することが発覚した場合は、修正すること。

(2) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害される又はそのおそれがある場合には、受託者は、対面又は電話等の速攻性の高い連絡手段にて当該事項への対応状況を書面にて機構へ連絡すること。

- ① 受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める機構の情報の、外部への漏えい及び目的外利用
- ② 受託者の従業員等による機構のその他の情報へのアクセス

(3) 製品サポート期間の確認

情報システムの構築等又は運用・保守若しくは点検の際に導入する製品（ハードウェア製品及びソフトウェア製品等）については、当該情報システムのライフサイクル（システム利用期間の終了まで）におけるサポート（部品、セキュリティパッチの提供等）が継続される製品を導入すること。

なお、ライフサイクルは調達仕様書「1.6.1 契約期間」を参照するとともに、調達仕様書「1.6.2 契約延長」の延長期間が含まれることに留意すること。具体的な製品・技術の選定に当たっては、参考資料12「政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート」等を参照するほか、サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更新計画を提出すること。

なお、後継製品に更新する場合の費用は本調達に含むものとする。

(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の実績について、機構から以下の報告を求めた場合には速やかに提出すること。

- ① 本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績
- ② 情報の秘密保持等に係る管理状況
- ③ 脆弱性対策計画（ソフトウェア一覧、セキュリティパッチ適用状況）

(5) 情報セキュリティ監査への対応

機構が別途実施する第三者による情報セキュリティ監査に対応すること。

(6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受託者は、機構の求めに応じ機構と協議を行い、合意した対応を実施すること。

(7) IT セキュリティ評価及び認証制度に基づく認証取得製品の採用

本調達に係る情報システムを構成するハードウェア製品については、IT セキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品を積極的に採用すること。採用にあたっては、以下の資料を参照

すること。

- ① 参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」
- ② 参考資料7「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」
- ③ 参考資料13「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」

(8) IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リストへの対応

本調達に係る情報システムを構成するハードウェア製品及びソフトウェア製品等で、参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている製品分野に属し、かつ参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」が1つ以上存在する環境に設置・導入される製品については、それぞれ以下のいずれかの要件を満たすこと。

① 第三者認証取得

参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「国際標準に基づくセキュリティ要件」に準拠した第三者認証を取得していること。

② 受託者が示す場合

参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」の内、利用環境において存在する脅威に対抗するためのセキュリティ機能が実装されていることを、受託者が示すこと。

ただし、利用環境において、参考資料4「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」以外の対抗すべき脅威が当該製品に存在している場合には、存在する全ての脅威に対抗できるセキュリティ機能が実装されていることを、受託者が示すこと。

4.10.4 情報システムのセキュリティ要件

(1) システムの構築時における情報セキュリティ対策

以下の情報セキュリティ対策を実施すること。

- ① 情報セキュリティに係る要件を適切に実装すること。
- ② 情報システムの構築において、本機器の情報セキュリティ確保の観点から必要な、以下の措置を講ずること。
 - (i) 情報システムへの脆弱性の混入を防ぐために必要な、セキュリティ実装方針を策定すること。
 - (ii) 情報システム構築の工程で扱う要保護情報への不正アクセス、滅失、毀損等に対処するために、本番環境とは別に検証環境を整備すること。なお、要保護情報は、参考資料2「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を参照のこと。
 - (iii) セキュリティ機能は、セキュリティ要件が適切に実装されるように設計すること。
 - (iv) システムを構築するハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時ににおける脆弱性の有無を確認し、必要な脆弱性対策を施した上で納品すること。
 - (v) 要保護情報を取扱う端末について、端末の第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。
 - (vi) 本機器と関連するサーバインフラを考慮した上で、セキュアな設定(ハードウェア製品、ファームウェアの設定等)を行うこと。
 - (vii) 本機器と関連するネットワークインフラを考慮した上で、必要な通信制御等の設定を行うこと。
 - (viii) 本機器と関連するネットワークインフラを考慮した上で、インターネットへのアクセスを禁止するための通信制御等の設定を行うこと。

- (ix) セキュリティ機能が適切に実装されていること及びセキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、設計レビューやソースコードレビュー等を確実に実施すること。
 - (x) 脆弱性検査を含む情報セキュリティの観点でのテストを実施すること。実施にあたっては、脆弱性検査ツールの活用や点検基準に則った検査の要否を検討し、必要に応じて実施すること。
 - (③) 情報セキュリティの観点に基づくテストにおいて、以下を含む事項を実施すること。
 - (i) アプリケーションプログラムの作成及びテストを行う情報システムについては、情報セキュリティの観点から、本番環境とは別に検証環境を整備すること。
 - (ii) 情報セキュリティの観点から必要なテスト項目及びテスト方法を定め、これに基づいてテストを実施すること。
 - (iii) テストの実施記録を保存すること。
 - (④) 構築した情報システムを運用保守段階に移行するにあたり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。
 - (i) 情報セキュリティに関わる運用保守体制を整備すること。
 - (ii) 端末設備等運用管理事業者に対する、セキュリティ機能の利用方法等に関わる教育を実施すること。
 - (iii) 情報セキュリティインシデント又はその可能性を認知した際の対処方法を確立すること。
- (2) 納品検査時の対策
- 機器等の納品時及び情報システムの受入テスト時に機構が行う確認・検査において、調達仕様書に定められた手順に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることが確認可能なこと。
- また、以下の資料を添付すること。
- ① 不正なプログラムが混入していないことを示す資料
 - ② 最新のセキュリティパッチが適用されていることを示す資料
 - ③ 保守・点検が行われることを示す資料
- (3) 情報システムの運用保守時における情報セキュリティ対策
- 以下の情報セキュリティ対策を実施すること。
- ① 情報システムの運用環境は、課せられた条件を完備すること。
 - ② 情報システムの保守における情報セキュリティ対策を確立すること。
 - ③ 情報システムのセキュリティ監視について、以下の事項を含む監視手順や連絡方法を確立すること。
 - (i) 監視するイベントの種類
 - (ii) 監視体制
 - (iii) 監視状況の報告手順
 - (iv) 情報セキュリティインシデント又はその可能性を認知した場合の報告手順
 - (v) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
 - ④ 運用中の情報システムに脆弱性が存在することが判明した場合の、情報セキュリティ対策を確立すること。
- (4) 情報システムの更改・廃棄時の対策
- 情報システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該情報システムに保存されている情報の格付け及び取扱い制限を考慮した上で、以下の措置を適切に講ずること。
- ① 情報システム更改時の情報の移行作業にあたっては、情報セキュリティ対策を確立して確実に実行

- すること。
- ② 情報システムの廃棄、電磁的記録媒体の故障交換による廃棄時には、不要な情報を抹消すること。また、撤去/情報の抹消に係る作業実施計画書を機構に提出すること。
- (5) 情報セキュリティについての対策の見直し
情報システムの情報セキュリティ対策を定期的に見直し、更に外部環境の急激な変化等が発生した場合は、情報セキュリティの観点から必要な措置を検討すること。
- ① 情報システムの情報セキュリティ対策について、新たな脅威の出現あるいは、運用、監視等の状況により見直しの必要性を適時検討すること。
- ② 遵守する法令等及び電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等の改訂等が行われた場合には、影響調査及び対策方法を検討すること。

4.11 情報システム稼働環境に関する事項

4.11.1 環境種別の定義

本機器は、「表 4.11.1.1 システム環境概要」に示す環境を用いて運用される。

受託者は、参考資料2「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠した、これらの環境に機器を導入すること。

表 4.11.1.1 システム環境概要

項目番号	名称	概要
1	本番環境	扶養スキャナを用いて業務処理を行う環境として利用する。
2	検証環境	本番稼働後の保守業務に関して、以下の用途で利用する。 ①障害発生時の検証 再現テスト、調査、分析、復旧手順の検証等を行う。 ②本番環境へのリースに際しての事前検証 追加機能開発時の検証、パッチ適用、ソフトウェアのバージョンアップ及びハードウェアのファームウェアのバージョンアップ時の検証、リース手順、各種設定変更手順の確認等を行う。 ③機構職員及び関連事業者への保守教育訓練 機構職員及び関連事業者に対して、運用保守上で必要となる作業の教育等を行う。

4.11.2 ハードウェア構成

本機器を含むシステムの構成概要を、「図 4.2.2.1 システム全体構成」に示す。

4.11.3 ハードウェア要件

ハードウェア要件は、以下に示す要求仕様を満たすこと。

- (1) ハードウェア製品に関する前提条件
- ① ハードウェア製品及びファームウェアに関わる不具合等の問題が発生した場合は、対応方針を機構及び関連事業者と協議の上、対応すること。
- ② ハードウェア製品は、契約期間内(調達仕様書「1.6.2 契約延長」の延長期間が含まれる)において、サポートサービスの提供が受けられるものであること。
- ③ 充分に納品実績のあるものを採用すること。
- ④ 交換対象部品をモジュール化する等、障害発生時の対処を十分に考慮した機器であり、迅速な障害からの修復ができる機能を有すること。
- ⑤ 本番環境及び検証環境のハードウェア製品は、同一機種、同一ファームウェアとすること。

- ⑥ 受託者は、納品する全てのハードウェア製品に「受託者名」、「納品年月」、「案件名」、「連絡先」を記したシール等の貼付を行い、既存のハードウェア製品との識別を容易に可能とすること。なお、書式及び貼付位置等については、事前に機構担当職員と協議すること。
 - ⑦ 本機器の消耗品、定期交換部品等については、受託者の責任及び負担においてその準備及び必要な交換作業を実施すること。
なお、本機器の運用において、機構が新たに購入する消耗品はないものとする。
- (2) ハードウェア要求仕様
ハードウェア要求仕様を、「表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様」に示すが、ソフトウェアで要件を満たすことも可能とする。

表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様

項目番号	分類	要件詳細
1	給紙方式	用紙ガイドを調整しなくても画像の端部をそろえられ、画像の斜行を補正する機能を有すること。
2	連続給紙	200枚/400面を連続スキャンできること。
3	原稿サイズ	読み取りサイズとして、A4・A3に対応していること。 一度の読み取りで、用紙サイズの混在が可能であり、出力サイズも用紙サイズに合わせること。
4	トレイ積載量	200枚以上搭載可能であること。
5	読み取りモード	階調数は24bitカラー、白黒、グレースケール、圧縮率を設定(調整)できること。
6	読み取り速度	以下の条件下で100枚/分以上であること。 【条件】A4ヨコ/フルカラー/240dpi/両面 ※A4ヨコとは、原稿挿入方向に対して長辺を向けて読み取ることを示す。 なお、別添9「扶養親族等申告書」(1セット100枚)を10セットスキャンした際、1セットあたりの処理(制御端末のスキャンボタンの押下からQRコードの解析を経て制御端末の画面に表示されるまで)が220秒以下とすることを目標としている。受託者は当目標の達成に向けた機構との協議に応じること。 また、上記の【条件】で生成した画像ファイルの容量が1ファイルあたり805KB以下になること。
7	光学解像度	200dpi, 240dpi, 300dpi, 400dpi, 600dpiの範囲を選択できること。
8	機能	1日8時間連続稼働及び1万スキャン枚数以上に耐えること。
9		制御端末の動作が保証されていること。
10		カタログスペックと比較して著しく処理が落ちないこと。
11	保守性	導入する機器を統一すること。
12	スキャンデータ保存形式	出力ファイル形式として、PDF形式に対応していること。
13	検知機能	用紙ジャム、重送検知機能を有してエラーメッセージが表示されること。
14	ドライバ	スキャナ本体を制御するソフトウェア(スキャナドライバ)を有すること。なお、上位ソフトウェア(アプリケーション)からの指示でスキャナを動かし画像を取得・生成できること。
15	通信インターフェース	制御端末とType-A(USB2.0以上)で接続できること。 また、接続に必要なUSBケーブルを用意すること。
16	最大消費電力	70W以下であること。
17	質量 (オプション含む)	オプション等を含め、25kg以下であること。
18	外形寸法 (オプション含む)	460(W)×430(D)×315(H)mm以下(オプションを含む)であること。

4.11.4 ソフトウェア要件

(1) 前提条件

本調達の対象となるソフトウェア製品に関する前提条件を以下に示す。

- ① 調達仕様書「1.6.1 契約期間」(調達仕様書「1.6.2 契約延長」の延長期間が含まれる)において、サポートサービスの提供が受けられるものであること。
- ② 機構がライセンス違反を犯さないよう、本調達受託者の責任において必要なライセンスを納品すること。
なお、扶養スキャナのライセンス認証でUSB等を用いる場合は、機構と協議の上(設置場所・故障交換時の対応等)対応すること。
また、USB等はスキャナ本体に接続し、スキャナが制御端末に接続できるUSBケーブルは1本とすること。
- ③ ソフトウェア製品にセキュリティに関する問題が確認された場合には、本調達受託者において修正モジュール等を提供すること。この際本調達受託者は、修正モジュールを適用した際の影響を調査した上で、機構に適用可否の判断を仰ぎ、機構の判断に基づいた迅速な対応を行うこと。
なお、製造元から修正モジュール等が無償で提供されない場合は、別途機構と協議の上、対応方針

を決定するものとする。

- ④ ソフトウェア製品は、日本語に対応した製品であること。納品対象には、製品に付属する取扱い説明書等のドキュメント類も含むものとし、ドキュメント類は原則、日本語で記述されたものとすること。
- ⑤ 製品間での連携を考慮した上で、動作保証が可能なソフトウェアの組み合わせとすること。
- ⑥ バージョンを指定する場合を除き、納品時点で最新版とすること。リビジョンにおいても、指定する場合を除き、納品時点で最新版とすること。
- ⑦ 製品指定を行っていないソフトウェア製品については、最新のパッチ等の適用が可能なバージョン及びリビジョンであること。

(2) ソフトウェア要求仕様

ソフトウェア要求仕様を、「表 4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件」に示す。

制御端末のソフトウェア製品については「表 4.11.4.2(参考)制御端末導入ソフトウェア」を参照のこと。

表 4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件

項目番号	名称	概要
1	機能	制御端末に搭載し、扶養スキャナを制御できること。 インストールした制御端末にログインした全てのユーザが利用可能のこと。 設定内容はパスワード等で保護された管理者権限でのみ変更可能のこと。 必要に応じて機能の有効化・無効化を設定できること。
2	画面	制御端末からサーバへの送信件数を画面で確認できること。 送信処理が正常終了後、スキャン操作の初期画面に遷移すること。 プレビュー画面を表示し、画面の傾きや欠損、汚損がわかる画面を提供すること。 欠損や汚損が判明した場合には、スキャンの処理を中断し、作業者による是正処置を行ったのちに任意の届書からスキャンを再開できること。
3	エラー表示	紙詰まり等が発生した場合、スキャナが停止して、スキャナ管理ソフトウェア上に紙詰まりを知らせるポップアップが表示されること。 なお、紙詰まりした個所からスキャナに再セットして、継続スキャンが開始できること。 また、スキャナのカウントも継続できること。
4		重送を検知した場合、スキャナが停止して、スキャナ管理ソフトウェア上に重送を知らせる画面及び検知した画像情報が表示されること。 なお、重送検知の用紙をスキャナに再セットして、重送検知分の画像を破棄後に再開できること。 また、スキャナのカウンタも継続されること。
5	セキュリティ	納品する機器の使用しない機能については、セキュリティの観点からプロセスの停止及びサービスの停止を行う必要があるため、これらを特定のうえ、停止すること。
6	読み取り	用紙1枚(両面)の読み取りに対し、1ファイルのPDFを出力する機能を有すること。
7		読み取り対象のページ順序が、スキャン後も変わらないこと。
8	スキャンしたファイル名の命名	ファイル名は「スキャナ名_yyyyMMddHHmmss_QRコードに設定された文字列_枝番号.pdf」の出力を可能とすること。なお詳細については別途機構と協議すること。 ファイル名の説明は以下のとおり。 ・スキャナ名:スキャナを一意に特定可能な5桁までの半角数字であること。 ・yyyyMMdd:処理日付であること。 ・HHmmss:1ファイル(届書1枚)ごとに読み取り処理を行う場合、ファイル単位の処理時刻であること。 複数ファイル(届書複数枚)をまとめて一括読み取り処理を行う場合、一括読み取り単位の処理時刻でも可とする。 ・QRコード:QRコードの認識に失敗した場合、不読であることが判別できること。 QRコードが不読の場合は、「QRコードに設定された文字列」は追記せず処理されること。 ・枝番号:ファイル名が重複した場合は、枝番号に追番付与すること。 ・pdf拡張子は、pdfであること。
9	画像補正機能	画像ファイルの編集機能として、文字の向き等から、用紙の向きを判別し、正しい向きで画像化できること。
10	QRコード及び バーコード認識機能	QRコード及びバーコードの読み取りが可能であること。
11		QRコード及びバーコードの読み取りは、読み取り対象種別を限定した読み取りが可能であること。 例)QRコードとCode39のみを対象として、読み取りを行う。

項目番号	名称	概要
12		読み取ったQRコード、バーコード、文字の向き等から、用紙の向きを判別し、正しい向きで画像化できること。
13		QRコードの読み取り範囲を指定できる機能を有すること。
14		QRコードが不読の場合に、QRコード不読の画像ファイルが他の画像ファイルに結合されないこと。
15		QRコードが不読であったり又は不正な文字列が格納されている場合でも、処理を継続すること。
16		用紙1枚(表・裏)で1ファイル(2データ)又は用紙1枚(表・裏)で2ファイル(1ファイル1データ)の設定が可能のこと。 また、用紙複数枚(表・裏)で1ファイルの設定が可能のこと。 なお、用紙1枚で1ファイルの場合、QRコードは機関の指定する場所が読み込めること。
17		QRコードによる、ファイル分割機能を有すること。
18		ファイルを送信する宛先を6か所以上登録できること。 標準的に利用する送信先を設定でき、それ以外の宛先は非表示にできること。
19		スキャナ管理ソフトウェア又はファイル転送ソフトを使用して、シームレスにFTPSプロトコルによるファイル送信ができること。 なお、ファイル送信件数が確認できること。
20		ファイル送信に3回失敗した場合、スキャナ管理ソフトウェアで、エラーをポップアップが表示されること。
21		送信結果(正常終了、異常終了)が分かること。 送信失敗時に送信リトライができること。なお、リトライを行う場合には、ユーザによる操作を必要とし、リトライが自動で行われることによるパフォーマンス劣化(転送先に大量のフォルダを都度作成する等)の起因となる事象を発生させないよう、留意すること。
22		ファイル送信に不具合が発生して、制御端末に画像ファイルが一時保存された場合、削除すること。
23		制御端末にログインした全てのユーザが、同じ設定を利用してドキュメントの読み込みができること。
24		スキャナの設定変更は管理者権限でのみ設定可能とし、設定内容はパスワード等で保護されていること。また、アクセス権限機能を有すること。
25		スキャナ管理ソフトウェアを使用して、以下の情報を含むログを一般的なファイル形式で出力可能のこと。 ファイル形式:CSV、XML等 ログ出力情報: <ul style="list-style-type: none">・コンピュータ名・ログオンユーザ名・スキャナ名・ファイル名・ファイル作成日時・ドキュメントページ数・スキャンの成功又は失敗がログ等にて確認できること。

表 4.11.4.2(参考)制御端末導入ソフトウェア

項目番号	名称	概要
1	オペレーティングシステム	Windows11 Enterprise LTSC(64bit)
2	ブラウザソフトウェア	Microsoft Edge 及び当受託業務の契約期間に発表される全バージョン
3	PDF表示ソフトウェア	ISO32000-1に準拠したPDF形式を閲覧可能なソフトウェア
4	端末操作制御ソフトウェア	閲覧資料で示す。

4.11.5 施設・設備要件

(1) 電源要件

- ① 納品する機器は、100V 電源(50/60Hz)により稼働し、電源プラグ形状は、日本国内において一般的に使用されているものとすること。定格が100V の場合の形状は、2極接地極付差込型又は2極差

込型とする。

- ② 受託者は契約締結後速やかに、納品機器の所要電力(単位:ボルトアンペア)、必要コンセント本数及びコンセント形状について記載した「機器所要電力一覧」を作成し、機構に報告すること。
- ③ 機構が用意するコンセントは扶養スキャナ1台あたり1口までとする。2口以上を必要とする場合は、OAタップ等必要な部材を受託者の責において用意すること。
- ④ 国内の電源環境での動作を保証すること。

(2) 周辺機器の要件

周辺機器の設置に必要な要件を、「表 4.11.5.1 機器要件」に示す。

表 4.11.5.1 機器要件

項目番号	項目	要求仕様等
1	ケーブル等	要求仕様に則った構成を実現する上で必要となる、アダプタ類、ケーブル類及び電源コード等については、受託者が全て用意すること。

(3) 設備条件

工事で使用する製品及び製品の設置に係る施工は、国土交通省公共建築工事標準仕様書に則ったものとし、下記の法令、基準及び規格に準拠すること。

- ① 建築基準法
- ② 大気汚染防止法
- ③ 電気用品安全法
- ④ 電気設備技術基準
- ⑤ 日本産業規格(JIS)
- ⑥ 日本電機工業会規格(JEM)
- ⑦ 電気規格調査会標準規格(JEC)

4.11.6 機器搬入出及び設置に係る要件

(1) 搬送及び搬入出に係る要件

受託者は、納品するハードウェアを、「表 2.2.1.1 調達対象のハードウェア一覧」に指定する場所に搬送、搬入出すること。

ハードウェア等の搬送及び搬入出に関する要件を、「表 4.11.6.1 搬入出役務概要」に示す。

なお、役務の実施上必要となる関連事業者との調整及び支援等作業に係る一切の費用並びに必要となる物品(ケーブル等部材、工具、梱包、養生部材等)についても本調達に含む点に留意すること。

表 4.11.6.1 搬入出役務概要

項目番号	項目	要求仕様等
1	搬入出時間帯	平日(9時～17時(業務終了後(16時以降)の場合もある))又は土日(9時～17時)に設置を行うものとする。詳細は、「機器納品計画書」策定時に機構に確認すること。
2	養生	作業にあたっては、建物内外、通路、階段及びエレベータ等に養生を施した上で、ビル設備及び他の機器等に影響を与えることなく細心の注意を払うこと。 なお、ビル設備又は他の機器等を損傷させた場合には、受託者の責任及び負担において原状を回復し、又は程度に応じて新品への取替えを行うこと。
3	搬入出経路	搬入出経路及び荷物エレベーターの利用について、機構の指示に従うこと。
4	不要物の処理	搬入出作業に伴い発生した不要物(梱包材、養生材等)は速やかに回収し、受託者の責任及び負担において、適法かつ安全に廃棄すること。
5	接続ケーブル	「4.11.6(2)設置・接続に係る要件」に従って受託者が対応する範囲の接続ケーブルを必要数分用意すること。

項目番	項目	要求仕様等
6	機器等の搭載	機器等の搭載、転倒防止・機器飛出し防止等の対策は、受託者にて実施すること。
7	翌日立ち合い	設置日翌営業日の午前中は関連業者による立ち合いを行う場合があるため、受託者は関連業者からの問合せに迅速に対応できるようにすること。

(2) 設置・接続に係る要件

① 接続作業概要

受託者が扶養スキャナの設置に際して行う接続作業を、「表 4.11.6.2 接続作業一覧」に、それぞれの作業の役割分担を「表 4.11.6.3 役割分担」に示す。

なお、敷設及びケーブル接続にあたっては、関連事業者と密に連携をとりながら必要となる作業等を行うこと。

表 4.11.6.2 接続作業一覧

項目番	作業	作業概要
1	扶養スキャナ用電源ケーブルのコンセントへの接続	端末設備等運用管理事業者が扶養スキャナの電源ケーブルを、コンセントに接続する。 (※1)
2	扶養スキャナ用 USB ケーブルの制御端末への接続	端末設備等運用管理事業者が扶養スキャナの USB ケーブルを、所定の個所に接続する。 (※1)

(※1)検証機の場合は、受託者にて対応すること。

表 4.11.6.3 役割分担

項目番	作業	作業概要	機構/運用管理業者	受託者
1	扶養スキャナ用電源ケーブルのコンセントへの接続	機器設置場所までの OA タップ準備	<input type="radio"/>	
2		扶養スキャナ用電源ケーブルの機構又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し (※1)		<input type="radio"/>
3		扶養スキャナから OA タップまでの電源ケーブル敷設及びプラグ挿入 (※2)	<input type="radio"/>	
4	扶養スキャナ用 USB ケーブルの制御端末への接続	機器設置場所までの扶養スキャナ用 USB ケーブル準備		<input type="radio"/>
5		扶養スキャナ用 USB ケーブルの機構又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し (※1)		
6		扶養スキャナから制御端末への扶養スキャナ用 USB ケーブル挿入 (※2)	<input type="radio"/>	

(※1)検証機の場合は、受託者がケーブル敷設を行うため、対応不要となる。

(※2)検証機の場合は、受託者にて対応すること。

② 扶養スキャナ用電源ケーブルのコンセントへの接続

電源接続の概要を、「図 4.11.6.1 扶養スキャナ用電源ケーブルのコンセントへの接続」に示す。

機構又は端末設備等運用管理事業者が、扶養スキャナから OA タップまでの電源ケーブル敷設及びプラグ挿入を行うため、電源ケーブルの受け渡しを実施すること。

なお、検証機の扶養スキャナから OA タップまでの電源ケーブル敷設及びプラグ挿入は、受託者が行うこと。

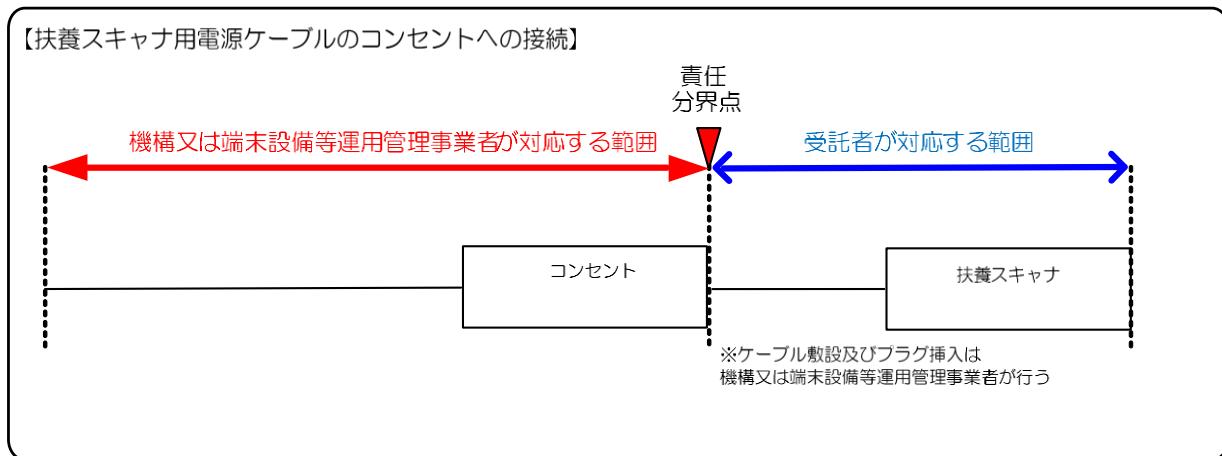


図 4.11.6.1 扶養スキャナ用電源ケーブルのコンセントへの接続

(3) 扶養スキャナ用 USB ケーブルの制御端末への接続

制御端末への接続の概要を、「図 4.11.6.2 扶養スキャナ用 USB ケーブルの制御端末への接続」に示す。

機構又は端末設備等運用管理事業者が、扶養スキャナの USB ケーブルを、制御端末に接続する。なお、扶養スキャナ用 USB ケーブルの機構及び端末設備等運用管理事業者への受け渡しを受託者が実施する。

また、検証機の扶養スキャナの USB ケーブルを、制御端末に接続は、受託者が行う。

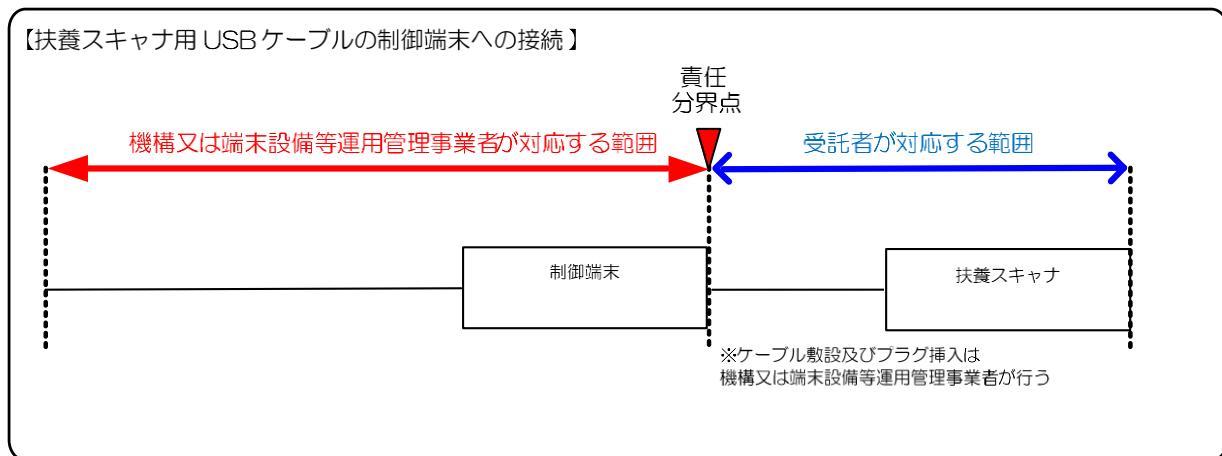


図 4.11.6.2 扶養スキャナ用 USB ケーブルの制御端末への接続

4.11.7 設計及び構築要件

(1) 環境設計に係る要件

受託者がハードウェア製品及びソフトウェア製品に設定すべき事項について、本要件定義書及び「表 4.11.7.1 設計に係る要件」に示す。

また、設計に際しては、必要に応じて関連事業者からパラメータ等を入手すること。

表 4.11.7.1 設計に係る要件

項目番	項目	概要
1	構成管理	トレイの構成、用紙の構成、品質調整等、スキャナ設備等の各種設定、物理構成について協議し、初期導入時の設定を定義すること。 また、機器のファームウェアのバージョンを管理できる構成とすること。

(2) 環境構築に係る要件

- ① 受託者は、ハードウェア製品及びソフトウェア製品に関する「機器納品計画書(検証機分)」及び「機器納品計画書(本番機分)」を作成すること。
- ② 受託者は、初期動作確認テスト後に、「環境構築手順書」に従って、扶養スキャナへの設定投入を実施すること。
また、役務の詳細及び分担を、「表 4.11.7.2 環境設計及び環境構築に係る役務分担」に示す。

表 4.11.7.2 環境設計及び環境構築に係る役務分担

項目番	担当範囲	受託者	アプリケーション開発及び保守等事業者
1	ハードウェア製品に係る環境設計		
2	本番機(先行)及び本番機	◎	○
3	検証機	◎	○
4	サーバ等に導入されたソフトウェア製品に係る環境設計		
5	ファイル転送(FTPS) サーバ	○	◎
6	ソフトウェア製品に係る環境設計		
7	スキャナ管理ソフトウェア	◎	○

◎:主たる事業者 ○:主たる事業者に対する支援者

4.12 テストに関する事項

4.12.1 基本方針

- (1) 受託者は、検証機を用いて各テストを実施すること。
なお、本番機(先行)及び本番機に対するテストは「4.12.3 テスト実施要件」、「4.13.3(2)本番機(先行)の設置作業」及び「4.13.3(3)本番機の設置作業」を参照すること。
- (2) 受託者は、ハードウェア設置後に初期動作確認テストを行うこと。
なお、本要件定義書に示す各種要件を充足することの確認は、受託者の責任範囲であるため、テスト対象に含めること。
- (3) 受託者は、検証機にて【年金給付】受付進捗管理システムとの接続性を保証する接続テストを行い、ハードウェアが設計どおり正常に動作することを確認すること。
なお、本番機(先行)及び本番機においては接続テストを関連事業者が実施するため、受託者は必要な引継ぎを行うとともに、関連事業者を支援すること。
- (4) 受託者は、機構及び関連事業者の作業に対する支援を実施すること。
なお、作業に対する支援とは、本調達で納品したハードウェア等に係る問合せ対応、環境構築に関する問合せ対応、技術支援、レビューへの参加、パラメータのチューニングレベルに対しての問合せ対応を想定している。

4.12.2 計画書の作成

受託者は、テスト開始前に、「表 4.12.2.1 テスト概要」を参考に、テスト範囲、手順等を定義した上で、「テ

スト実施計画書」を作成し納品すること。

テストは、関連事業者と連携して行う必要があることから、受託者はテストの計画段階において、作業手順や実施スケジュールに関する関連事業者との調整等を、主体的に行うこと。

表 4.12.2.1 テスト概要

項目番	工程	テスト概要	テスト実施要件
1	初期動作確認テスト	ハードウェア設置後に、機器が正常に動作することの確認を目的としたテスト。	4.12.3(1)初期動作確認テスト
2	接続テスト	「4.12.3(2)①ハードウェア」は、制御端末に導入したスキャナ管理ソフトウェアの設定を行い、スキャンしたファイルをサーバに転送するテスト。 「4.12.3(2)②アプリケーション」は、転送したサーバ側での動作確認を行いシステム全体として設計どおり動作することテスト。	4.12.3(2)接続テスト
3	受入テスト	機構が実施する、機能要件及び非機能要件等の充足性の確認を行うためのテスト。	4.12.3(3)受入テスト
4	高負荷テスト	本番機(先行)及び本番機の扶養スキャナを用いた機構が実施する高負荷テスト。	4.12.3(4)高負荷テスト

4.12.3 テスト実施要件

テストの実施要件は、以下のとおりである。

(1) 初期動作確認テスト

- ① 受託者が設置したハードウェア製品について、正常に動作することの確認を目的としたテストを、受託者が主体となり実施すること。
- ② 受託者は、「初期動作確認手順書」に従い初期動作確認テストを主体的に実施し、テスト終了後は「初期動作確認結果報告書」を作成し、機構に提出して承認を得ること。
- ③ 初期動作確認テストとして最低限、「表 4.12.3.1 初期動作確認テスト観点」に示すテスト項目を実施すること。
また、設置したハードウェア製品で稼働するファームウェアが、機構の承認した、安定稼働する最新のバージョンであることを確認すること。具体的なテスト内容については、機構と協議すること。
- ④ 初期動作確認テストにあたって必要なデータについては、受託者において用意すること。
- ⑤ テストにあたり機器特有の環境設定が必要な場合は、環境設定作業を実施すること。
- ⑥ 初期動作確認テストは、機構の指定する場所にて実施すること。

表 4.12.3.1 初期動作確認テスト観点

項目番	対象ハードウェア	テスト項目
1	扶養スキャナ	電源投入確認、インジケータ状態確認、ファームウェアバージョン確認、エラー出力の確認。

(2) 接続テスト

受託者、アプリケーション開発及び保守等事業者、端末設備等運用管理事業者が実施する接続テストは、以下のとおりである。

① ハードウェア

(i) 検証機

検証機は受託者が主体的に実施する。製品間連携、インターフェース間連携及び扶養スキャナの機能が設計書どおり正常に動作することを確認するためのテストを実施すること。

テストにあたって、詳細なスケジュールやテスト範囲等について機構及び関連事業者と調整を行

い、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を、接続テスト完了後に「接続テスト完了結果報告書」を作成すること。

なお、接続テストとして最低限、「表 4.12.3.2 接続テスト観点」に示すテスト項目を実施すること。

(ii) 本番機(先行)

本番機(先行)は端末設備等運用事業者が主体的に実施する。製品間連携、インターフェース間連携及び扶養スキャナの機能が設計書どおり正常に動作することを確認するためのテストを実施すること。

受託者はテストの支援ため、立ち会うこと。

テストにあたって、詳細なスケジュールやテスト範囲等について機構及び関連事業者と調整を行い、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を作成すること。

(iii) 本番機

本番機は端末設備等運用事業者が主体的に実施する。製品間連携、インターフェース間連携及び扶養スキャナの機能が設計書どおり正常に動作することを確認するためのテストを実施すること。

受託者はテストの支援のため、問合せ対応を行うこと。

テストにあたって、詳細なスケジュールやテスト範囲等について機構及び関連事業者と調整を行い、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を作成すること。

表 4.12.3.2 接続テスト観点

項目番号	対象ハードウェア	テスト項目
1	扶養スキャナ	扶養スキャナと制御端末を USB で接続し疎通確認、スキャンした用紙が制御端末のスキャナ管理ソフトウェア上に表示されることを確認、FTPS での転送を実施。

(2) アプリケーション

(i) 検証機

検証機はアプリケーション開発及び保守等事業者が主体的に実施する、システム全体として設計どおり正常に動作することを確認するためのテストについて必要な支援を行うこと。

(ii) 本番機(先行)

本番機(先行)は統合運用管理事業者が主体的に実施する、システム全体として設計どおり正常に動作することを確認するためのテストについて必要な支援を行うこと。

受託者はテストの支援のため、立ち会うこと。

(iii) 本番機

本番機は統合運用管理事業者が主体的に実施する、システム全体として設計どおり正常に動作することを確認するためのテストについて必要な支援を行うこと。

受託者はテストの支援のため、問合せ対応を行うこと。

(3) 受入テスト

機構は、検証機を用いて受入テストを主体的に実施する。受託者は、機構が行う要件等の充足性の確認において、情報提供、環境等の準備、問題発生時の調査、運用、欠陥対応等の必要な対応を実施し、テストに立ち会うこと。

なお、機構が、受入テスト計画や情報セキュリティ要件を踏まえた受入テストシナリオを定義した「受入

「テスト仕様書」を作成する際に、受託者は必要な支援を行うこと。

(4) 高負荷テスト

機構は、本番機(先行)及び本番機を用いて高負荷テストを主体的に実施する。受託者は、機構が主体的に実施する要件等の充足性の確認を行う高負荷テストについて、機構及び関連事業者の作業を支援し、情報提供、環境等の準備、問題発生時の調査、運用、欠陥対応等の必要な対応を実施し、テストに立ち会うこと。

なお、機構が、高負荷テスト計画や情報セキュリティ要件を踏まえた高負荷テストシナリオを定義した「高負荷テスト仕様書」を作成する際に、受託者は必要な支援を行うこと。

受託者は、必要に応じ機器のチューニングや機構及び関連事業者からの問合せに対応すること。

なお、高負荷テストでは、以下複数回実施し、処理時間計測や扶養スキャナの状態確認を行うことを想定している。

- ・試験データ(1束200枚)のスキャン
- ・制御端末でのスキャン画像、枚数及びPDF変換件数の確認
- ・サーバへのPDFデータ送信処理

(5) 留意事項

- ① テスト期間中、休日又は夜間における対応が発生するため、留意すること。

4.13 拠点設置に関する事項

4.13.1 基本方針

受託者は、本機器の本番機を本番環境の拠点に搬入・設置すること。その際、日程を調整するために必要な情報を端末設備等運用管理事業者に提供し、調整を行うこと。

4.13.2 計画書の作成

受託者は、拠点設置前に、作業範囲、手順等を定義した上で、「機器納品計画書」を作成すること。

拠点設置は関連事業者と連携して行う必要があることから、受託者は移行の計画段階において、作業手順や実施スケジュールに関する関連事業者との調整等を、主体的に行うこと。

4.13.3 設置に係る要件

受託者は、詳細なスケジュールや作業、体制について機構及び関連事業者と調整を行うこと。

(1) 検証機による確認作業

受託者は、本番機の設置に先立って、関連事業者と連携し「4.12.3 テスト実施要件」において、扶養スキャナが正常に動作することの検証を行い、「4.13.3(2)本番機(先行)の設置作業」の実施に必要な「環境構築手順書」等のドキュメントを整備すること。

(2) 本番機(先行)の設置作業

- ① 受託者は、機構及び端末設備等運用管理事業者と導入スケジュール調整し納品・設置すること。
- ② 「環境構築手順書」に従い端末設備等運用管理事業者が本番機(先行)の構築を実施するので、受託者は、問合せ等の支援を行うこと。
- ③ 受託者は、端末設備等運用管理事業者が実施する、業務上必要な設定が行われていることを確認する接続テストの問合せ対応等の支援を行うこと。

また、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を作成し、機構の承認を得ること。

- ④ 受託者は、設置後に関連事業者が行うアプリケーションテストの結果を関連事業者に確認し、必要に応じて設定値の見直し等必要な作業を行うこと。
なお、テストの内容については、機構及び関連事業者と協議の上、「4.12.2 計画書の作成」で作成される計画書で決定する。

(3) 本番機の設置作業

- ① 受託者は、機構及び端末設備等運用管理事業者と導入スケジュール調整し納品・設置すること。
- ② 「環境構築手順書」に従い端末設備等運用管理事業者が本番機の構築を実施するので、受託者は、問合せ等の支援を行うこと。
- ③ 受託者は、端末設備等運用管理事業者が実施する、業務上必要な設定が行われていることを確認する接続テストの問合せ対応等の支援を行うこと。
また、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を作成し、機構の承認を得ること。
- ④ 受託者は、設置後に関連事業者が行うアプリケーションテストの結果を関連事業者に確認し、必要に応じて設定値の見直し等必要な作業を行うこと。
なお、テストの内容については、機構及び関連事業者と協議の上、「4.12.2 計画書の作成」で作成される計画書で決定する。

(4) 留意事項

受託者は、以下に示す要件に従い、本機器導入作業を関連事業者と密に連携して行うこと。

- ① 作業は休日又は夜間における対応が必要となる可能性があること。
- ② 本機器の構築作業に必要な機器、ツール等は受託者の責任及び負担において準備し、作業終了後、速やかに撤去すること。

4.14 引継ぎに関する事項

4.14.1 引継ぎ対象者の範囲、引継ぎの方法

受託者は、納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品に関する「運用保守マニュアル」を作成し、本番機納品までに、機構職員及び関連事業者に対して、「表 4.14.1.1 引継ぎ作業」に示す引継ぎ作業を実施すること。

なお、引継ぎは成果物の説明にとどまらず、実機を使用して具体的に実施すること。

表 4.14.1.1 引継ぎ作業

項目番号	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎの方法
1	受託者	端末設備等運用管理事業者	運用業務に必要な資料等一式	運用保守マニュアルの説明 実機を利用した手順の説明

4.15 教育に関する事項

4.15.1 教育対象者の範囲、教育の方法

本機器の操作方法は、扶養親族等申告書のインハウス型委託事業者にマニュアルを配布することで知らせる予定である。受託者は、操作方法の習熟に必要な事項を整理し、機構と協議の上、ユーザ教育に必要な資材等を提供すること。

4.16 運用・保守に関する事項

4.16.1 運用業務の要件

受託者は、本機器を正常に稼働させ、機器の障害等当該設備に不具合が生じた場合でもこれを直ちに回復させ、業務の運用の質を低下させることのないよう、関連事業者と密接に連携し、機構又は端末設備等運用管理事業者の指示のもと、役割分担及び役務内容を理解し、保守を行うこと。

(1) 役割分担/体制

扶養スキャナの設置後は、「図 4.16.1.1 運用保守の枠組み」に示す枠組みにおいて作業を実施することを予定している。

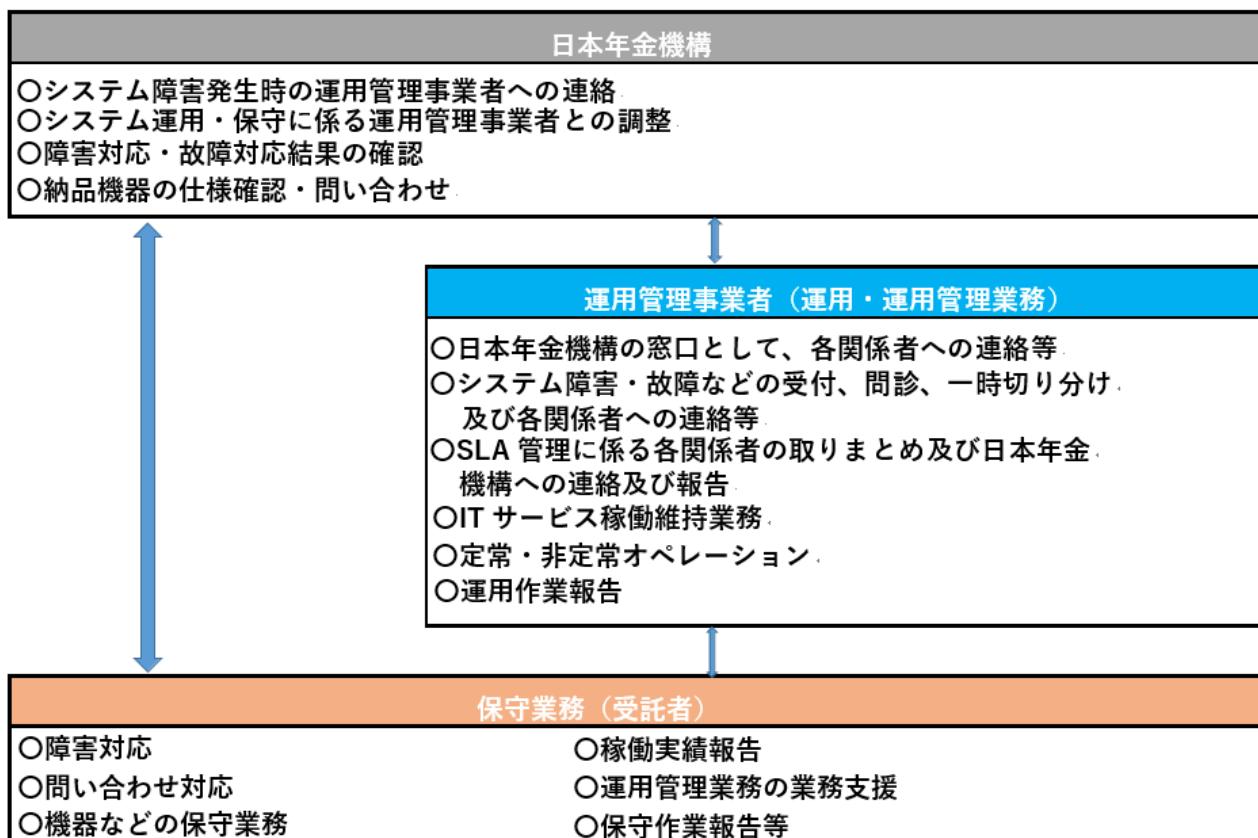


図 4.16.1.1 運用保守の枠組み

① 運用業務

端末設備等運用管理事業者は、ITサービスを維持するために、機構の窓口として、各関係者への連絡、指示及び取りまとめを機構の指示に従い実施するものとする。

また、定常・非定常オペレーション等の運用作業を行うとともに、その結果報告を実施するものとする。

本機器に関する運用業務を、「表 4.16.1.1 主な運用業務」に示す。

表 4.16.1.1 主な運用業務

項目番号	運用管理業務	役務内容
1	運用管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション管理 ・サービスレベル管理 ・リスク管理 ・情報セキュリティ管理 ・文書及びデータ保管管理 ・品質管理 ・インシデント管理 ・課題及び問題管理 ・システム構成管理 ・変更管理 ・リース管理
2	運用スケジュールの作成	・年間計画、月間計画の作成及び運用スケジュールの調整並びに履行状況の管理
3	定常運用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況確認 ・脆弱性等への対応 ・パッチ適用状況の確認 ・定期点検の進捗状況確認 ・情報システムの現況確認
4	非定常運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム変更 ・イベント対応
5	障害時運用	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ及び障害検知 ・インシデントの登録や障害調査 ・一次切り分け ・障害対応 ・復旧作業
6	情報セキュリティ運用	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティインシデント調査、対応及び再発防止 ・アラート調査、解析及び検知精度向上

② 運用支援業務

受託者は、IT サービスを維持するために、納品した機器等に関する障害対応、問合せへの対応、端末設備等運用管理事業者の行う運用業務への問合せ対応等の業務支援のほか、納品した機器等の保守作業及びその結果の報告を、端末設備等運用管理事業者の指示に従い実施するものとする。

4.16.2 保守業務の要件

受託者は、以下に示す要件に基づいて、納品機器ごとの保守作業を実施するとともに、機構が指定する様式で報告書を作成し、稼働実績報告書に添付し、提出すること。

なお、詳細については、受託後、機構と協議の上、決定するものとする。

(1) 計画

受託者は、機器の設置後、保守を開始すること。

機器の保守に際して、事前に、機器の保守・点検手順の策定や連絡体制等に関する「保守計画書」を策定し、機構の承認を得ること。

(2) 保守対応時間

- ① ハードウェア製品及びソフトウェア製品は、「表 4.16.2.1 本機器の保守対応時間と保守形態」を参照し、サポートメニューを用意すること。

また、納品するハードウェア製品及びソフトウェア製品に対して製造元等の提供するサポートメニューが、表に示す保守の時間帯に満たない場合には、受託者にて、当該時間帯における保守業務を実施すること。

- ② 複数の機器が一斉に停止する等、大規模障害発生時には、迅速な対応が不可欠であることから、「表 4.16.2.1 本機器の保守対応時間と保守形態」に示す時間帯に障害発生に係る問合せを受け付けた

際は、製品提供ベンダーとの各種調整、回答案の取り纏め、機構及び端末設備等運用管理事業者等の関連事業者への回答等、受託者は、障害復旧までの間、365日、これに対応すること。

- ③ ハードウェア保守形態については、「表 4.16.2.1 本機器の保守対応時間と保守形態」に示すとおり、オンサイト保守とすること。オンサイト保守における作業内容は「4.16.2(4)オンサイト保守」を参照のこと。

表 4.16.2.1 本機器の保守対応時間と保守形態

項目番号	対応	項目	時間帯			保守形態
			メール/専用 Web による 受付	電話受付	駆け付け	
1	扶養スキャナの保守 (本番機)	平日稼働日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	オンライン
2	扶養スキャナの保守 (検証機)	平日稼働日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	オンライン

(3) 保守業務の内容

① 基本事項

受託者は、契約期間中、すべての機器の安定稼働に必要な対応として、設置後に発見された問題の修正、潜在的な問題が顕在化する前の修正、性能又は保守性を改善するための対応、外的要因の変化に伴う変更への対応、機構及び関連事業者からの問合せに対する調査及び課題解決の対応、支援を行うこと。

なお、外的要因の変化への対応のうち、設定変更については、端末設備等運用管理事業者に手順書等を引き継ぐことで対応するが問合せ等については支援すること。業務内容の見直し等で発生する設計変更や機器の構成変更が発生する場合については、対応方法について機構との協議後、対応に応じること。なお、設計変更等は、保守業務に含まれ、本調達の範囲内とする。

また、保守業務の作業量については、「表 4.16.2.2 保守業務の実績作業量」を参照すること。

表 4.16.2.2 保守業務の実績作業量(参考)

項目番号	作業内容	作業量
1	機構及び関連事業者からの問合せ	令和5年度問合せ(機器の仕様、修理等)実績は約40件。
2	定期点検実施時期	毎年繁忙期前の8月～9月の平日(9:00～17:00)数日を予定。
3	負荷試験実施時期	毎年、繁忙期前の9月頃。
4	用紙の調達等で、スキャナの設定プロファイルの提供及びスキャナのハードウェア製品及びソフトウェア製品のチューニング作業等	用紙調達は、年1回程度行っていることから、作業等は年1回程度を予定。
5	情報システム台帳格納データと情報システムの現況との突合・確認の支援	支援は、半期に一度実施を予定。
6	ハードウェア(ファームウェアを含む)の棚卸を実施し、サポート期限等の情報を含む棚卸結果を機構に報告	四半期に一度を予定。棚卸実施日から1年の間にサポートが切れるハードウェア製品がある場合は、更新の可否、影響の有無等を調査の上、機構へ書面にて報告。

② 定常保守対応

以下の保守作業は、定常保守対応として、実施周期を明確化したうえで対応を実施すること。

- (i) 納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品で動作するファームウェアについて、「日本年金機構セキュリティパッチ適用基準書」及び「脆弱性対策計画(セキュリティパッチ適用)の実施手順書」に基づき、パッチ情報、バージョンアップ情報、修正情報及び関連する脆弱性情報が公開(製

造元含む)又は機構から影響調査の指示があった場合、別紙2「関連事業者との役割分担表」に従い、適用の必要性、システムへの影響等を検討し、速やかに報告すること。

なお、ファームウェア不具合解消の修正パッチが提供されず、バージョンアップにより不具合が解消する場合は、バージョンアップに必要な資材及び手段、手順を提供し、対応を実施すること。

- (ii) 本機器については、正常稼働を目的として、オンサイトで定期的に点検・清掃・調整作業を実施すること。

定期点検は本調達の範囲内であり、これには、定期交換部品・耐久消耗部材の調達に要する経費及びその交換作業経費も含むため、留意すること。

なお、機構が指定する日(毎年繁忙期前の8月～9月の平日(9:00～17:00)数日を想定)とする。

また、交換が必要と機構が判断した部品・耐久消耗部材について、予防交換に応じること。

- (iii) 本機器については、正常稼働を目的として、機構が指定する日(繁忙期前の9月頃)にすべての扶養スキャナで負荷試験を実施するため、機構との協議し必要に応じて支援すること。

- (iv) 製品のサポート期間の終了が避けられない場合に限り、後続製品による運用を許可することがある。

なお、その際は、機構及び関連事業者と協議の上、影響を最小限にとどめ、受託者の負担と責任において、後続製品への切替又はバージョンアップ対応を行うこと。

また、仕様の差分内容、後継製品切替試験の結果について、機構に提示すること。

- (v) 保守期間中に発生した作業の実績、リスク、課題及び障害事由について、機構に報告すること。

- (vi) 成果物に変更が生じる作業を実施する際は、事前に該当変更箇所と内容を機構及び端末設備等運用管理事業者に報告すること。

③ 非定常保守対応

以下の保守業務は、非定常作業として、必要に応じて対応を実施すること。

- (i) 部品の磨耗等により機器が正常に稼働できないと判断される場合、又は開発・製造元等のリコールが行われた場合には、部品の交換、整備及びリコールの実施等について機構と協議し、必要な対応を行うこと。

- (ii) 受託者の設計及び構築範囲に関連する設定変更作業が発生する際は、端末設備等運用管理事業者と対応内容について協議し、必要に応じて対応手順書を作成の上、機構の承認を得ること。

- (iii) 納品する機器が正常に稼働する上で必要となる全ての部品・消耗品等は、受託者の責任及び負担においてその準備及び必要な交換作業を実施すること。

- (iv) 機構が本番業務中に扶養スキャナの読み取りモード、解像度等の調整を関連事業者に依頼した際は、設計変更に関する問合せ対応等を行うこと。

④ イベント保守対応

以下のイベント保守業務は、イベント作業として、必要に応じて対応を実施すること。

- (i) 受託者は、機構又はアプリケーション開発及び保守等事業者から「扶養親族等申告書の様式変更の問合せ」があった場合、対応に応じること。

- (ii) 受託者は、公的年金給付総合情報連携システムの更改に併せて、アプリケーション開発業者から受領した変更情報(IP アドレス変更等を想定しており詳細については別途協議の上決定)に対応すること。

- (iii) 受託者は、公的年金給付総合情報連携システムの変更(フォルダ変更等)が発生した場合、機構と協議の上対応すること。

- (iv) 受託者は、年1回程度の頻度で行われる用紙の調達又は宛先の追加等で、機構が求めた場

合、スキャナの設定プロファイルの提供及びスキャナのハードウェア製品及びソフトウェア製品のチューニング作業等に対応すること。

なお、用紙調達の実績は年1回程度であること。

⑤ 障害時保守対応

- (i) 障害対応にあたっては、端末設備等運用管理事業者が障害の一次切り分け及び情報の取りまとめ、機構への報告を行う。
その際に、受託者は、端末設備等運用管理事業者の指示のもと、設置拠点に駆け付けるとともに、設置した扶養スキャナ及びスキャナ管理ソフトウェアについて、「4.16.2(4)オンサイト保守」に沿って障害対応(障害の分析、障害箇所の特定、機器交換、点検、端末設備等運用管理事業者への支援等)を行うこと。
- (ii) 障害対応にあたっては、端末設備等運用管理事業者と障害対応方法について協議し、その妥当性を確認するとともに必要に応じて対応手順書を作成の上、機構の承認を得ること。
- (iii) 障害対応の実施後は、端末設備等運用管理事業者が完了報告書を作成し、機構において完了確認を行うため、受託者は、必要な報告等の支援を行うこと。
- (iv) 故障したハードウェア製品を廃棄する場合は、セキュリティの観点より、受託者の負担において、「4.17 ハードウェアの集約撤去・原状回復」に準じた対応を行うこと。
- (v) フームウェア適用作業は、休日又は夜間における対応が必要となる可能性があることを考慮しておくこと。
- (vi) 受託者は、障害対応にて機構が求めた場合、スキャナのハードウェア製品及びソフトウェア製品のチューニング作業等に対応すること。

⑥ 情報セキュリティ運用

- (i) 情報セキュリティに関して、定期的に外部専門機関が、監査及び検査を実施するため、必要な支援を行うこと。
また、この結果発見された脆弱性に対し、対策を機構と協議のうえ、機構の承認を得た対策を関連事業者と調整後、速やかに実施すること。

⑦ 障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応

- (i) 受託者は、情報システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、機構又は端末設備等運用管理事業者からの連絡を受け、保守要件に示す障害発生時保守作業(原因調査、応急措置(手順書の作成含む)、報告等)を行うこと。
なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は、機構の指示に従うこと。
- (ii) 受託者は、情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。
- (iii) 受託者は、複数の機器が一斉に停止する等の大規模災害等の発災時には、機構又は端末設備等運用管理事業者の指示を受けて、保守作業を実施すること。

⑧ 情報システムの現況確認支援

- (i) 受託者は、機構又は端末設備等運用管理事業者の指示に基づき、情報システム台帳格納データと情報システムの現況との突合・確認の支援を半期に一度実施すること。
また、受託者は、本項で求める現況確認支援の実施実績を、証跡として作成、提出すること。
- (ii) 受託者は、現況確認の結果、構成管理表及び情報システム台帳格納データと情報システムの現

況との間の差異がみられる場合は、保守計画書に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。

- (iii) 受託者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上機構に報告すること。
- (iv) ソフトウェア製品の管理等については、「ソフトウェア情報等の管理・報告手順書」に基づき実施すること。以降で定める確認、報告等についても、同手順書に基づくこと。
- (v) 受託者は、現況確認において、IPAのMyJVNバージョンチェックを用いる等により、ハードウェアのバージョンを確認すること。
- (vi) 受託者は、四半期に一度ハードウェア(ファームウェアを含む)の棚卸を実施し、サポート期限等の情報を含む棚卸結果を機構に報告すること。棚卸実施日から1年の間にサポートが切れるハードウェア製品がある場合は、更新の可否、影響の有無等を調査の上、機構へ書面にて報告すること。
- (vii) 万が一、サポートが切れたハードウェア(ファームウェアを含む)が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無を至急調査の上、機構へ書面にて報告すること。
- (viii) 受託者は、ハードウェア(ファームウェアを含む)を更新した場合は、構成管理表及び情報システム台帳登録用シートに更新した情報を入力し、機構に報告すること。

⑨ 情報システム台帳登録用シートの提出

受託者は、「情報システム台帳の手引」にて定める情報を機構へ提出すること。

なお、同手順書及び入力用の情報システム台帳シートについては機構から提供を受けること。(次に掲げる事項に変更がない場合は提出を不要とする。)

- (i) ハードウェア製品の管理
情報システムを構成するハードウェア製品の製品名、型番、ハードウェア分類等契約形態、保守期限等
- (ii) ソフトウェア製品の管理
情報システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
- (iii) 施設の管理
情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等
- (iv) 取扱情報の管理
情報システムが取扱う情報について、データ・マスター名、個人情報の有無、格付等
- (v) 情報セキュリティ要件の管理
情報システムの情報セキュリティ要件

(4) オンサイト保守

本機器については、オンサイト(受託者による代替機交換を含む)による保守作業を実施すること。

なお、詳細な連絡方法や手続きについては、受託後、機構と協議の上決定する。

オンサイト保守の流れは、下記及び「図 4.16.2.1 オンサイト保守の流れ」のフローに示すとおりである。

- ① 端末設備等運用管理事業者は運用管理業務として、一次切り分け等を実施する。
- ② 端末設備等運用管理事業者は運用管理業務として、状況により受託者に駆け付けを要請する。

- ③ 受託者は駆け付け要請に従い、保守業務として駆け付ける。
- ④ 受託者は保守業務として、機器設置拠点で修理する。
- ⑤ 端末設備等運用管理事業者は運用管理業務として、環境を復旧させる。
- ⑥ 端末設備等運用管理事業者は運用管理業務として、システム最終確認を実施する。
- ⑦ 受託者は保守業務として、システム最終確認作業を支援する。

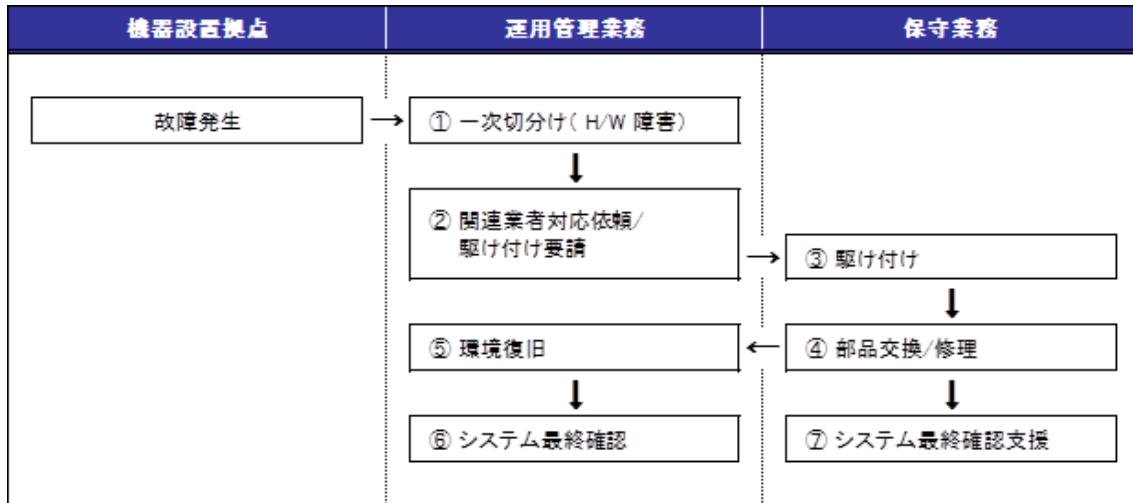


図 4.16.2.1 オンサイト保守の流れ

(5) 保守実績の評価と改善

受託者は、ITSMS 要求事項の改善のマネジメントに基づき、作業を行うこと。

① 保守実績の値の取得、評価及び管理

保守計画に基づき、以下の内容について月次で稼働実績報告書を取りまとめること。

- (i) 保守作業の内容や工数等の作業実績状況(情報システムの脆弱性への対応状況を含む)
- (ii) サービスレベルの達成状況
- (iii) 情報システムの定期点検状況
- (iv) リスク・課題の把握・対応状況

② 製品保守のサービスレベル

製品の保守に関して確保すべきサービス品質の目標に係る SLA 実績は、端末設備等運用管理事業者にて管理している。受託者は、端末設備等運用管理事業者と連携し、SLA の管理に協力すること。なお、受託者に求める SLA 設定項目は以下のとおりである。

(i) サービスレベル設定項目

受託者が遵守すべき、SLA 設定項目及び要求するサービスレベルの詳細な条件を、「表 4.16.2.3 製品のサービスレベル設定項目」に示す。

なお、交通事情、天候事情及び天変地異、拠点からの時間指定による駆けつけ依頼等、受託者の責に拠らない理由により、作業の実施が困難な場合は本サービスレベル項目の対象から除外する。

表 4.16.2.3 製品のサービスレベル設定項目

項目番号	SLA 項目	説明	評価単位	条件
1	ハードウェア製品	障害が発生し作業要員が現地に駆けつける必要	月間平均	連絡を受けてから 2 時間以内

項目番	SLA 項目	説明	評価単位	条件
	の連絡時間	が発生した場合、連絡を受けてから拠点への調整を行う時間。		
2	ハードウェア製品の復旧時間	端末設備等運用管理事業者から駆け付け要請を受けてから障害が解消する期間。	月間平均	8 時間
3	ソフトウェア製品の不具合に対する報告	納品したハードウェア製品に付随するソフトウェア製品の不具合に際して、機構からの求めに応じて原因の切り分け等に対応すること。	障害の発生単位	連絡を受けた日を0営業日として、報告を2営業日以内
4	ソフトウェア製品の不具合に対する対策の立案の報告	納品したハードウェア製品に付隨するソフトウェア製品の不具合に際して、機構からの求めに応じて対策の立案の報告に対応すること。		連絡を受けた日を0営業日として、対策の立案の報告を5営業日以内

(ii) SLA 未達時の改善

機構よりサービスレベルの改善に係る指摘を受けた場合は、体制の見直し等、サービスレベル遵守のために必要な対応を行い、機構に報告し、承認を受けること。

4.17 ハードウェアの集約撤去・原状回復

4.17.1 基本方針

ハードウェア製品及びソフトウェア製品のリース(サブスクリプションを含む)期間並びに保守業務期間の満了時には、受託者は自身が設置したハードウェア製品を撤去すること。撤去時は関連事業者と密に連携しながら作業を行うこと。

撤去したハードウェア製品の電磁的記録媒体は、「4.17.4 データ消去作業」に指定する手順に従い確実に破壊し、情報漏えいを防止すること。

4.17.2 作業実施計画の策定

受託者は、ハードウェア製品及びソフトウェア製品のリース(サブスクリプションを含む)期間並びに保守業務期間の満了に備え、納品したハードウェア製品の集約撤去及び原状回復に関する作業項目、詳細スケジュール、体制、事前調査計画等を含む「撤去/情報の抹消に係る作業実施計画書」を策定し、機構の承認を得ること。

作業実施計画の策定に当たっては、以下の作業を行うこと。

- (1) 全体スケジュール(現地調査日程、全体打合せ日程、ハードウェア製品の引き渡し(電源 OFF 等)日程、原状回復工事日程、媒体破壊日程、ハードウェア搬出日程等)を確認すること。
- (2) 撤去対象のハードウェア製品及び破壊対象の電磁的記録媒体を確認すること。
- (3) 電磁的記録媒体破壊手順(破壊方法、実施場所、拠点から実施場所への輸送方法等)を検討すること。
- (4) 原状回復工事(電源、LAN 及び分電盤工事)の内容を検討すること。
- (5) 各拠点に置いて作業に必要なスペースを確認すること。
- (6) 作業実施体制の確認(現地調査、原状回復工事、電磁的記録媒体破壊及び搬出等)

4.17.3 ハードウェア製品の集約撤去作業

リース期間及び保守業務期間の満了又はハードウェア製品の故障により交換する場合は、機構の求めに応じ、受託者の責任と負担において、以下に示す作業を実施すること。

(1) リース期間及び保守業務期間の満了時

- ① 拠点設置時に、ハードウェア製品に接続した電源設備・通信ケーブル等を、端末設備等運用管理事業者の指示に従い抜線し、撤去すること。
- ② ハードウェア製品を拠点等から撤去すること。
- ③ ハードウェア製品を拠点等から搬出し、データ消去作業を行う事業所まで運搬すること。データ消去作業を行う事業所は、セキュリティが担保されていること。

(2) ハードウェア製品の故障時

- ① 「4.16.2 保守業務の要件」に示す作業を実施すること。
- ② 「4.17.4 データ消去作業」に示す作業を実施すること。

4.17.4 データ消去作業

電磁的記録媒体の撤去又は故障による交換に際しては、以下に示す作業を実施すること。

(1) データ消去

- ① 全てのデータを復元不可能な状態とすること。データ消去の方法は原則物理的破壊とし、事前に機構と協議し、合意を得た場合はデータ抹消ソフトウェア、消磁装置等を用いた対応も可とする。
- ② データ消去は情報セキュリティ対策を講じた受託者の事業所で実施すること。
- ③ データ消去を受託者の事業所で実施する場合は、拠点から事業所へハードウェア製品を運搬する過程においても、以下の点を留意し、情報漏えいを防ぐためのセキュリティ対策に努めること。
 - (i) 運搬するハードウェア製品を紛失したり、誤った配送先に運搬することがないように、混載便は使用せず、機構のハードウェア製品のみを積載した車両で運搬すること。
 - (ii) 運搬するハードウェア製品に部外者が触れることがないように管理すること。
 - (iii) 運搬するハードウェア製品の発送日時及び配達完了日時が把握できるようにすること。

(2) 「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」の作成

「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」を作成し機構の承認を得ること。対象となる電磁的記録媒体は、情報の記録が可能なもの全てとする。また、「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」には、以下の内容を記載すること。

① ハードウェア製品に関する情報

- (i) 種類型番
- (ii) 個々のハードウェアを一意に特定可能なシリアルナンバー
- (iii) 数量
- (iv) 所有権の所在、作業後の再利用の可否
- (v) シリアルナンバーが確認できる破壊前後の写真等、情報が完全に削除されたことを確認できる証跡(添付にて可)
- (vi) 物理的破壊を用いる場合は、電磁的記録媒体については、内部の基盤や全てのチップが破壊されていることを確認できること
- (vii) データ抹消ソフトウェアを用いる場合は、消去ログを確認できること

② 作業体制に関する情報

- (i) 作業予定日
- (ii) 作業場所(設置先の建屋又は機構の指定する場所)

- (iii) 作業実施者
- (iv) 作業確認者
- (v) 作業方法(粉碎・焼却等による「物理的破壊」、データ抹消ソフトウェアによる「抹消」、消磁装置等による「除去」のいずれかに該当するか記載)
- (vi) 作業にあたり準拠した基準(注 1)

(注 1): 準拠した基準があれば当該欄に基準名(例:米国国立標準技術研究所規格(NIST SP800-88)、米国国防総省規格(DoD5220.22-M)、英国政府準拠方式(Baseline)等)を記載し、当該基準の該当箇所を添付すること。該当する基準がない場合には、当該方法が受託者内で適切であると判断された根拠資料を添付すること。

(3) 「電磁的記録媒体一覧」の更新

電磁的記録媒体の撤去又は故障による交換にあたっては、「電磁的記録媒体一覧」のシリアルナンバーを交換後のシリアルナンバーに更新のうえ、機構に提出し承認を得ること。

【別紙2】関連事業者との役務分担表

◎…主たる作業者

○…当該役務に関して作業担当と密に連携し、作業協力

※複数の業者に○が付いている作業項目においては、各業者は担当する役務範囲の作業を主体的に実施することとする。

項目番号	作業項目	成果物	日本年金機構	現行扶養スキヤナ導入事業者	守り法人の年金支給者	テム公アの年金支給者	テム公アの年金支給者	端末設備等運用管理事業者	統合運用管理事業者	作業内容							
					者	扶	業	支	年	年	支	付	シ	合	情	報	事
1	プロジェクト管理																
2	プロジェクト計画																
3	プロジェクト管理計画の策定	プロジェクト管理計画書		○	○												
4	プロジェクト実施計画の策定	プロジェクト実施計画書			○												
5	WBSの策定	WBS(事前)			○												
6	経費内訳の作成	経費内訳			○												
7	情報セキュリティ管理計画																
8	情報セキュリティ管理計画の策定	情報セキュリティ管理計画書			○												
9	進捗・課題管理																
10	進捗会議（全体/個別）																
11	進捗状況の報告	進捗報告書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	課題検討会議																
13	課題の整理と状況の説明	課題管理台帳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	レビュー実施時																
15	レビューの報告	レビュー報告書			○												
16	打合せ・会議共通、その他																
17	打合せ・会議における議事録の作成	議事録			○												
18	打合せ・会議における説明資料の作成	説明資料			○												
19	質問・問い合わせへの回答と管理	質問管理台帳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	設計・構築・テスト																
21	環境設計																
22	製品選定結果の確定	製品選定結果一覧			○												
23	【年金給付】受付進捗管理システムの設定情報の受領			○	○												
24	スキヤナ管理ソフトウェア設計の実施	環境設計書（検証機分）、環境設計書（本番機分）			○												
25	テスト計画																
26	テスト実施計画の策定	テスト実施計画書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	事前準備作業（検証機/本番機）																
28	機器所要電力一覧の作成	機器所要電力一覧			○												
29	設置場所の確認	設備管理表		○	○					○							
30	初期動作確認の準備	初期動作確認事項一覧 初期動作確認手順書			○												
31	機器設定手順の準備	環境構築手順書			○					○							
32	検証機の納品																
33	納品物品一覧の作成	納品物品一覧（検証機分）			○												
34	機器納品計画の作成	機器納品計画書（検証機分）	○	○						○							
35	電磁的記録媒体一覧の作成	電磁的記録媒体一覧（検証機分）			○												
36	保守計画書の策定	保守計画書（検証機分）			○					○							
37	制御端末の準備・設定・設置								○			○					
38	FTPS接続の証明書発行								○								
39	【年金給付】受付進捗管理システムFTPSサーバフォルダ作成							○	○								
40	搬入・設置・組み上げの実施			○	○					○							
41	初期動作確認の実施・報告書の作成	初期動作確認結果報告書（検証機分）			○												
42	扶養スキヤナへの設定投入								○			○					
43	スキヤナ管理ソフトウェアのインストール資材作成								○			○					
44	接続テスト（検証機）																
45	接続テスト仕様書の作成	接続テスト仕様書			○	○											
46	アプリケーション開発及び保守事業者の接続テスト仕様書の作成	アプリケーション開発及び保守事業者の接続テスト仕様書			○	○											
47	接続テストの実施	接続テスト結果報告書			○	○				○							
48	アプリケーション開発及び保守事業者の接続テスト実施	アプリケーション開発及び保守事業者の接続テスト結果報告書			○	○											
49	受入テスト																
50	受入テストの準備	受入テスト仕様書案		○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
51	受入テストの実施	受入テスト結果報告書		○	○	○			○			○					

【別紙2】関連事業者との役務分担表

◎…主たる作業者

○…当該役務に関して作業担当と密に連携し、作業協力

※複数の業者に○が付いている作業項目においては、各業者は担当する役務範囲の作業を主体的に実施することとする。

項目番号	作業項目	成果物	日本年金機構	現行扶養スキヤナ導入事業者	テロイアの年金給付	テロイアの年金給付	端末設備等運用管理事業者	統合運用管理事業者	作業内容
				扶養スキヤナ導入事業者	テロイアの年金給付	テロイアの年金給付			
52	教育・引継ぎ								
53	利用者マニュアル								
54	扶養スキヤナ操作説明書の整備	扶養スキヤナ操作説明書	○	○					○：受託者は、利用者が操作する機能等を説明した扶養スキヤナ操作説明書の作成を行う。 ○：機構は、現行扶養スキヤナの操作説明書を提供する。
55	インストールマニュアル								
56	スキヤナ管理ソフトウェアのインストールマニュアルの整備	スキヤナ管理ソフトウェアインストールマニュアル	○	○			○		○：受託者は、端末設備等運用管理事業者が利用するスキヤナ管理ソフトウェアのインストールマニュアル（パラメータ設定手順含）を作成する。 ○：端末設備等運用管理事業者は必要に応じてスキヤナ管理ソフトウェアのインストールマニュアルの問合せを行う。
57	ユーザ教育								
58	ユーザ教育計画の策定	教育計画書	○	○					○：機構は、ユーザに対するシステム利用方法等に関する研修の計画(スケジュール、実施方法、研修内容等)、教育方法、教材等を作成する。 ○：受託者は教材等の作成に必要な資料について、提供する。
59	ユーザ研修の実施	教育完了報告書	○						○：機構は、ユーザ研修の実施及び実施結果の報告を行う。
60	運用・保守マニュアル								
61	運用保守マニュアルの整備	運用保守マニュアル	○	○			○		○：受託者は、扶養スキヤナの運用保守業務に必要なマニュアル(手順書を含む)の作成・整備を行う。障害時の復旧対応手順、定期点検、パッチ適用、パラメータ変更、ハードウェア拡張時の対応、ファームウェアの更新方法、各種情報の取扱い手順等についても記載する。 ○：機構は、現行の運用保守マニュアルを受託者に提供する。端末設備等運用管理事業者は、受託者に對し記載すべき事項等を連絡し、運用保守マニュアルの作成を支援する。また、記載内容の確認を行う。
62	引継ぎ								
63	引継ぎ計画の策定	引継ぎ/教育計画書		○			○		○：受託者は、引継ぎ対象者に向けた引継ぎの実施方法、引継ぎ内容、引継ぎ環境、スケジュール等の計画を策定する。 ○：端末設備等運用管理事業者は、スケジュール等、計画の策定に必要な情報を受託者に提供する。
64	引継ぎの実施	引継ぎ/完了報告書	○	○			○		○：受託者は、引継ぎ対象者に対する運用保守マニュアル、ハードウェア納品上必要となる手順、アカウントの引継ぎを行る。 ○：機構及び端末設備等運用管理事業者は、受託者から引き継ぎを受ける。
65	その他								
66	機器撤去								
67	現行扶養スキヤナの撤去		○	○			○		○：現行扶養スキヤナ導入事業者は、現行扶養スキヤナ（本番機・検証機）を撤去する。 なお、検証機の撤去時期は全ての本番機が撤去された後に、機構と協議の上決定する。 ○：端末設備等運用管理事業者は、撤去する機器への誘導を行う。機構は作業の立会を行う。
68	本番機(先行)納品								
69	本番機(先行)の納品								
70	納品物品一覧の作成	納品物品一覧（本番機分）		○					○：納品対象となるハードウェア製品等の一覧を作成する。
71	機器納品計画の作成	機器納品計画書（本番機分）	○	○			○		○：受託者は、機器等の納品に関する作業項目、詳細スケジュール、作業体制、事前調査計画、導入手順を取りまとめた機器納品計画を作成する。 ○：端末設備等運用管理事業者及び機構は、納入に係る日程調整を行う
72	電磁的記録媒体一覧の作成	電磁的記録媒体一覧（本番機分）		○					○：納品する電磁的記録媒体製品に関するシリアルNo等を記載した一覧を作成する。
73	保守計画書の策定	保守計画書（本番機分）		○			○		○：受託者は、保守・点検方針・方法や連絡体制等を、「保守計画書」として取りまとめる。 ○：機構は、保守計画の策定に必要な情報を共有する。
74	制御端末の準備・設定・設置				○		○		○：端末設備等運用管理事業者は、制御端末にOSのインストールを行い、セキュリティパッチ、ウイルスバーカンファイアが最新の状態であることを確認し、設置する。 ○：受託者は、必要に応じて機構及び端末設備等運用管理事業者からの問合せに対応する。
75	FTPS接続の証明書発行						○		○：統合運用管理事業者は、アプリケーション開発及び保守事業者が作成したFTPS接続に必要な証明書の発行手順書に従って作業を行う。
76	【年金給付】受付進捗管理システムFTPSサーバフォルダ作成				○			○	○：統合運用管理事業者は、スキヤンしたデータを【年金給付】受付進捗管理システムのFTPSサーバに格納するフルダの設定を行う。受託者にフルダのパスを通知する。 ○：受託者は、必要に応じて統合運用管理事業者からの問合せに対応する。また、フルダのパスを受領す ○：受託者は、端末設備等運用管理事業者から提示された場所に、開梱、設置、組み上げを実施する。 なお、機構から要望があった場合は、調整に応じる。 ○：端末設備等運用管理事業者は、撤入・設置予定場所の指定、誘導を行う。 機構は作業の立会を行う。
77	搬入・設置・組み上げの実施		○	○			○		
78	初期動作確認の実施・報告書の作成	初期動作確認結果報告書（本番機分）		○					○：受託者は、搬入した機器の動作確認（電源投入確認等）を実施する。
79	扶養スキヤナへの設定投入		○	○			○		○：受託者は、端末設備等運用管理事業者からの問合せに対応する。 ○：端末設備等運用管理事業者は受託者が作成した環境構築手順書（制御端末にスキヤナ管理ソフトウェアのインストール・FTPS接続に必要な証明書インポート等）に従い扶養スキヤナの設定を行う。
80	接続テスト(本番機(先行))								
81	接続テスト仕様書の作成	接続テスト仕様書		○			○		○：受託者は、接続テスト仕様書を作成する。 ○：統合運用管理事業者は、必要に応じて受託者の問合せに対応する。
82	接続テストの実施				○		○	○	○：受託者は必要に応じて端末設備等運用管理事業者からの問合せに対応する。 ○：統合運用管理事業者は、端末設備等運用管理事業者が送信したPDFデータがサーバに格納されていることを確認する。また、ファイル名が命名規則に従って設定されていることを確認する。 ○：端末設備等運用管理事業者は、接続テスト仕様書の作業に従い、必要な作業を行う。
83	アプリケーションの接続テストの実施	アプリケーションの接続テスト結果報告書		○			○		○：統合運用管理事業者は、スキヤンした用紙が制御端末のスキヤナ管理ソフトウェア上に表示されアプリケーションの接続テスト仕様書（光学解像度・【年金給付】受付進捗管理システムのFTPSサーバへファイルに格納等）に基づいて確認する。 ○：受託者は、統合運用管理事業者からの問合せに対応する。

【別紙2】関連事業者との役務分担表

◎…主たる作業者

○…当該役務に関して作業担当と密に連携し、作業協力

※複数の業者に○が付いている作業項目においては、各業者は担当する役務範囲の作業を主体的に実施することとする。

項目番号	作業項目	成果物	日本年金機構	現行扶養スキヤナ導入事業者	受託者	守護事業アドバイス年金支給通知入事業者へ受託	テム公アの年金ケ付総合情報開発連携等事業者	テム公アの年金ケ付総合情報開発連携等事業者	端末設備等運用管理事業者	統合運用管理事業者	作業内容
84	本番機納品										
85	本番機の納品										
86	搬入・設置・組み上げの実施			○	○			○			○
87	初期動作確認の実施・報告書の作成	初期動作確認結果報告書（本番機分）			○						○
88	扶養スキヤナの梱包、指定された場所に保管(本番機(先行分)と納品が同一日の場合)				○						○
89	保管先より扶養スキヤナ搬出・開梱・設置・組み上げの実施(本番機(先行分)と納品が同一日の場合)			○	○			○			○
90	制御端末の準備・設定・設置					○		○			○
91	FTPS接続の証明書発行								○		○
92	扶養スキヤナへの設定投入				○			○			○
93	接続テスト(本番機)										○
94	接続テストの実施	接続テスト結果報告書				○		○		○	○
95	高負荷テスト				○	○			○	○	○
96	高負荷テストの実施				○			○			○
97	プロジェクト管理										
98	プロジェクトクローズ										
99	プロジェクト完了報告	プロジェクト完了報告書、詳細設計証明書、WBS（事後）			○						○
100	ITサービス管理										
101	報告										
102	稼働報告										
103	作業内容、進捗状況、課題、リスク、インシデント等を含めた稼動実績の報告(月次)	稼働実績報告書			○						○
104	運用、保守										
105	運用										
106	運用業務										
107	運用に関する管理業務の実施					○			○		○
108	運用スケジュールの作成					○			○		○
109	定常運用					○			○		○
110	非定常運用					○			○		○
111	障害時運用					○			○		○
112	情報セキュリティ運用					○			○		○

【別紙2】関連事業者との役務分担表

項目番号	作業項目	成果物	日本年金機構	現行扶養スキヤナ導入事業者受託者	保守アドバイスの年金リクエストによる情報開示請求及び携帯電話による情報開示請求	テム公アム公アムの年金給付シグニシス合シヨン開発連携シヨン開発連携等の運用管理事業者	端末設備等の運用管理事業者	統合運用管理事業者	作業内容	
									守	テ
113	保守								テ	ム
114	定常保守対応								ム	ム
115	ファームウェア情報提供、影響調査、手順書作成、適用検証	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
116	ファームウェア適用作業	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
117	セキュリティパッチ情報提供、影響調査、手順書作成、適用検証	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
118	セキュリティパッチ適用作業	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
119	定期点検	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
120	負荷試験	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○	○				○	○	○
121	非定常保守対応									
122	部品の交換	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
123	制御端末の修理	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○	○				○	○	○
124	設計及び設定の変更に伴う手順書の作成	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
125	消耗品の交換	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
126	イベント保守対応(扶養親族等申告書の様式変更)									
127	扶養親族等申告書の様式変更(毎年5月)に伴う情報提供	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○		○				○	○
128	扶養親族等申告書の様式変更に伴う変更点のヒアリング及び検証機での試験実施	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○	○	○				○	○
129	イベント保守対応(公的年金給付総合情報連携システム変更)									
130	公的年金給付総合情報連携システム変更に伴う影響の情報提供	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○	○	○			○	○
131	公的年金給付総合情報連携システム変更に伴う扶養スキヤナの設計書修正・手順書作成・試験(検証機)	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○	○			○	○	○
132	公的年金給付総合情報連携システム変更に伴う設定の反映、試験(本番機)	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
133	イベント保守対応(公的年金給付総合情報連携システムのフォルダ構成変更対応)									
134	公的年金給付総合情報連携システムのフォルダ構成変更が発生した場合の業務要件確認	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○		○				○	○
135	公的年金給付総合情報連携システムのフォルダ構成変更が発生した場合の設計書修正・手順書作成・試験(検証機)	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○	○			○	○	○
136	公的年金給付総合情報連携システムのフォルダ構成変更が発生した場合の設定作業・試験(本番機)の実施	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
137	障害時保守対応									
138	一次切り分け				○			○		
139	設置拠点への駆けつけ(オンライン保守)	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○		
140	障害対応に伴う手順書の作成	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○		
141	情報セキュリティ運用									
142	外部専門機関による監査及び検査			○	○				○	○
143	指摘事項への対応	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
144	障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応									
145	情報セキュリティインシデントに対する対応	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書	○	○				○	○	○
146	大規模災害発生時の保守対応	保守対応に関する報告書、稼働実績報告書		○				○	○	○
147	情報システムの現況確認									
148	構成管理表及び情報システム台帳の突合	構成管理表、情報システム台帳(更新)		○				○	○	○
149	保守実績の評価と改善									
150	サービスレベルの改善			○					○	○
151	撤去									
152	撤去及びデータ消去計画の策定	撤去/情報の抹消に係る作業実施計画書	○	○					○	○
153	撤去及びデータ消去の実施	撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書	○	○					○	○
154	ITサービス管理									
155	契約終了									
156	契約完了	契約完了報告書	○	○					○	○

システム基盤開発 開発管理標準・開発標準

日本年金機構
システム企画部

本紙余白

変更履歴

項目番号	版	日付	変更者	変更内容/変更理由
1	1.0	2016/03/31	システム企画部 システム設備・端末 G	・新規作成
2	1.1	2016/10/01	システム企画部 システム設備・端末 G	・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正 ・「年金個人情報保護のための情報セキュリティ対策の強化」の意見招請に伴い一部修正
3	1.2	2018/04/02	システム企画部 システム設備・端末 G	・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正 ・体裁修正
4	1.3	2019/04/03	システム企画部 システム設備・端末 G	・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正
5	1.4	2019/06/17	システム企画部 システム設備・端末 G	・機構内の Office バージョン変化に伴う記号の崩れ等を修正 ・非機能要求グレード 2018 にてマトリクスが追加されている事を受け記載を修正
6	1.5	2019/11/18	システム企画部 システム設備・端末 G	・プロジェクト管理要領の名称変更及び詳細化(プロジェクト管理要領→プロジェクト統合管理要領) ・各テスト工程における確認観点の記載を追加
7	1.6	2020/12/01	システム企画部 システム設備・端末 G	・「セキュリティ管理計画書」の名称を「情報セキュリティ管理計画書」に修正 ・初期動作確認テストの観点に、「ファームウェアバージョン確認」(表 3.3.3.2 テスト工程における確認観点の項番 1)を追加
8	1.7	2021/03/23	システム企画部 システム設備・端末 G	・移行計画において、パスワード変更を考慮する旨の記載を追加 (表 3.4.3.2 移行成果物完了基準の項番 1 を修正)
9	令和 4 年度 1 版	2022/04/01	システム企画部 システム基盤整備 G	・政府「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を踏まえて一部修正 ・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正
10	令和 4 年度 2 版	2022/11/01	システム企画部 システム基盤整備 G	・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正
11	令和 6 年度 1 版	2024/04/01	システム企画部 システム基盤整備 G	・機構の各種ガイドライン更新に伴い内容修正

本紙余白

目 次

第1章 はじめに.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
1.3 最新版の参照.....	1
第2章 開発管理.....	2
2.1 プロジェクト統合管理要領	2
2.1.1 目的.....	2
2.1.2 基本方針.....	2
2.1.3 プロジェクト統合管理の方法	2
2.1.4 プロジェクト統合管理の概念図	3
2.1.5 プロジェクトマネジメント計画書作成.....	4
2.1.6 プロジェクト作業の指揮・マネジメント	6
2.1.7 プロジェクト作業の監視・コントロール	6
2.1.8 統合変更管理	6
2.1.9 プロジェクト又はフェーズの終結	6
2.2 コミュニケーション管理要領	8
2.2.1 目的	8
2.2.2 基本方針.....	8
2.2.3 コミュニケーション管理方法.....	8
2.2.4 留意事項.....	10
2.3 進捗管理要領.....	11
2.3.1 目的	11
2.3.2 基本方針.....	11
2.3.3 進捗管理方法	11
2.3.4 進捗報告方法	12
2.4 リスク管理要領	13
2.4.1 目的	13
2.4.2 基本方針.....	13
2.4.3 リスク管理方法	13
2.5 情報セキュリティ管理要領	15
2.5.1 目的	15

2.5.2	基本方針.....	15
2.5.3	情報セキュリティ管理方法.....	15
2.5.4	セキュリティ管理に係るポリシー等.....	15
2.6	文書・データ保管管理要領.....	16
2.6.1	目的.....	16
2.6.2	基本方針.....	16
2.6.3	文書管理方法.....	16
2.6.4	留意事項.....	17
2.7	品質管理要領.....	18
2.7.1	目的.....	18
2.7.2	基本方針.....	18
2.7.3	品質管理の方法.....	18
2.7.4	留意事項.....	22
2.8	課題・問題管理要領.....	23
2.8.1	目的.....	23
2.8.2	基本方針.....	23
2.8.3	課題・問題管理方法.....	23
2.9	システム構成管理要領	26
2.9.1	目的	26
2.9.2	基本方針.....	26
2.9.3	システム構成管理方法.....	26
2.10	変更管理要領.....	28
2.10.1	目的	28
2.10.2	基本方針.....	28
2.10.3	変更管理の方法.....	28
2.10.4	変更管理帳票	29
2.10.5	留意事項.....	29
第3章	システム開発工程の構成と概要	30
3.1	システム開発工程の構成	30
3.1.1	システム開発工程の概念図	30
3.1.2	設計・開発方針について	30
3.1.3	設計・開発の範囲について	30
3.2	アプリケーション開発工程	31
3.2.1	アプリケーション基本設計工程	31
3.2.2	アプリケーション詳細設計工程	36

3.2.3 アプリケーションプログラム開発・単体テスト工程	40
3.2.4 アプリケーション結合テスト工程	42
 3.3 システム基盤開発工程	44
3.3.1 基盤基本設計工程	44
3.3.2 基盤詳細設計工程	48
3.3.3 環境構築・基盤単体テスト工程	50
3.3.4 基盤結合テスト工程	55
 3.4 共通開発工程	57
3.4.1 総合テスト工程	57
3.4.2 受入テスト工程	59
3.4.3 移行工程	61
3.4.4 教育・引継ぎ工程	64
 第4章 ITサービス管理(保守等業務)	67
4.1 保守管理要領	67
4.1.1 目的	67
4.1.2 基本方針	67
4.1.3 保守計画書作成	67
 4.2 コミュニケーション管理要領	68
4.2.1 目的	68
4.2.2 基本方針	68
4.2.3 コミュニケーション管理方法	68
 4.3 作業管理要領	69
4.3.1 目的	69
4.3.2 基本方針	69
4.3.3 作業管理方法	69
 4.4 リスク管理要領	69
4.4.1 目的	69
4.4.2 基本方針	69
4.4.3 リスク管理方法	69
 4.5 課題管理要領	70
4.5.1 目的	70
4.5.2 基本方針	70
4.5.3 課題管理方法	70
 4.6 システム構成管理要領	70

4.6.1	目的	70
4.6.2	基本方針.....	70
4.6.3	システム構成管理方法.....	70
4.7	変更管理要領.....	70
4.7.1	目的	70
4.7.2	基本方針.....	70
4.7.3	変更管理方法	70
4.8	情報セキュリティ対策要領	70
4.8.1	目的	70
4.8.2	基本方針.....	71
4.8.3	情報セキュリティ管理方法.....	71
第5章	改訂手順.....	72

本紙余白

第1章 はじめに

1.1 目的

当標準は、システム基盤開発におけるプロジェクトの開発、管理及びシステム基盤保守におけるITサービス管理に係る標準として定めるものである。

当標準の目的は、必要なシステムを高品質かつ適切コストで必要な時期に提供するために必要な開発管理手順及び開発手順、ITサービス管理手順を定めるものである。

システム基盤開発及び保守は、原則、当標準に従って開発管理及びITサービス管理を行い、変更の必要があればプロジェクト実施計画策定時に協議し、標準を改訂する。

1.2 用語の定義

本書で用いる用語については、以下の「表 2.1.1.1 用語の定義」に示す。

表 2.1.1.1 用語の定義

項目番号	用語	説明
1	プロジェクト	独自のプロダクト、サービス、所産等を創造するために実施される有期性の業務のこと。 開発管理の対象となる契約単位にプロジェクトが発足される。
2	開発	新しい業務の仕組みを作り、業務にあわせた情報システムを構築し、その効果と効率を上げること。 本書においては、機器の導入及び環境構築についても開発と定義する。
3	保守	目標として掲げた業務の成果指標及びサービスレベル達成のために、常に改善活動を実施し、安定的、かつ、効率的な情報システムの維持を行うこと。
4	受託事業者(アプリケーション開発担当)	アプリケーション設計及び開発を行う受託事業者のこと。 アプリケーション開発、ハードウェア製品構築・保守、運用管理の担当を同一の受託事業者が行う場合もあるため、役割で定義する。
5	受託事業者(ハードウェア製品構築・保守担当)	ハードウェア製品納入及び保守を行う受託事業者のこと。 アプリケーション開発、ハードウェア構築・保守、運用管理の担当を同一の受託事業者が行う場合もあるため、役割で定義する。
6	受託事業者(運用管理担当)	運用管理担当の受託事業者のこと。 アプリケーション開発、ハードウェア構築・保守、運用管理の担当を同一の受託事業者が行う場合もあるため、役割で定義する。

1.3 最新版の参照

当標準の原本は、発注者が保管する電子媒体とし、紙媒体に印刷したものはその複製である。当標準の最新版について不明な場合は、機構に確認し、プロジェクト実施計画書作成時に最新版を参照すること。

第2章 開発管理

開発管理標準では、プロジェクト実施計画の策定と各開発管理プロセスについて、目的、内容、フロー、役割分担等を定めている。

2.1 プロジェクト統合管理要領

2.1.1 目的

プロジェクト統合管理では、プロジェクト実施計画書に沿ってプロジェクトを実行、管理することを目的とする。

2.1.2 基本方針

「プロジェクト実施計画書」に基づいて、プロジェクト統合管理を実施する。

2.1.3 プロジェクト統合管理の方法

プロジェクトの推進にあたり、遵守すべきプロジェクト統合管理手順を、以下の管理要領として示す。

- ① コミュニケーション管理要領
- ② 進捗管理要領
- ③ リスク管理要領
- ④ 情報セキュリティ管理要領
- ⑤ 文書・データ保管管理要領
- ⑥ 品質管理要領
- ⑦ 課題・問題管理要領
- ⑧ システム構成管理要領
- ⑨ 変更管理要領

2.1.4 プロジェクト統合管理の概念図

本標準において定めるプロジェクト統合管理要領の概念図を「図 2.1.4.1 プロジェクト統合管理の概念図」に示す。

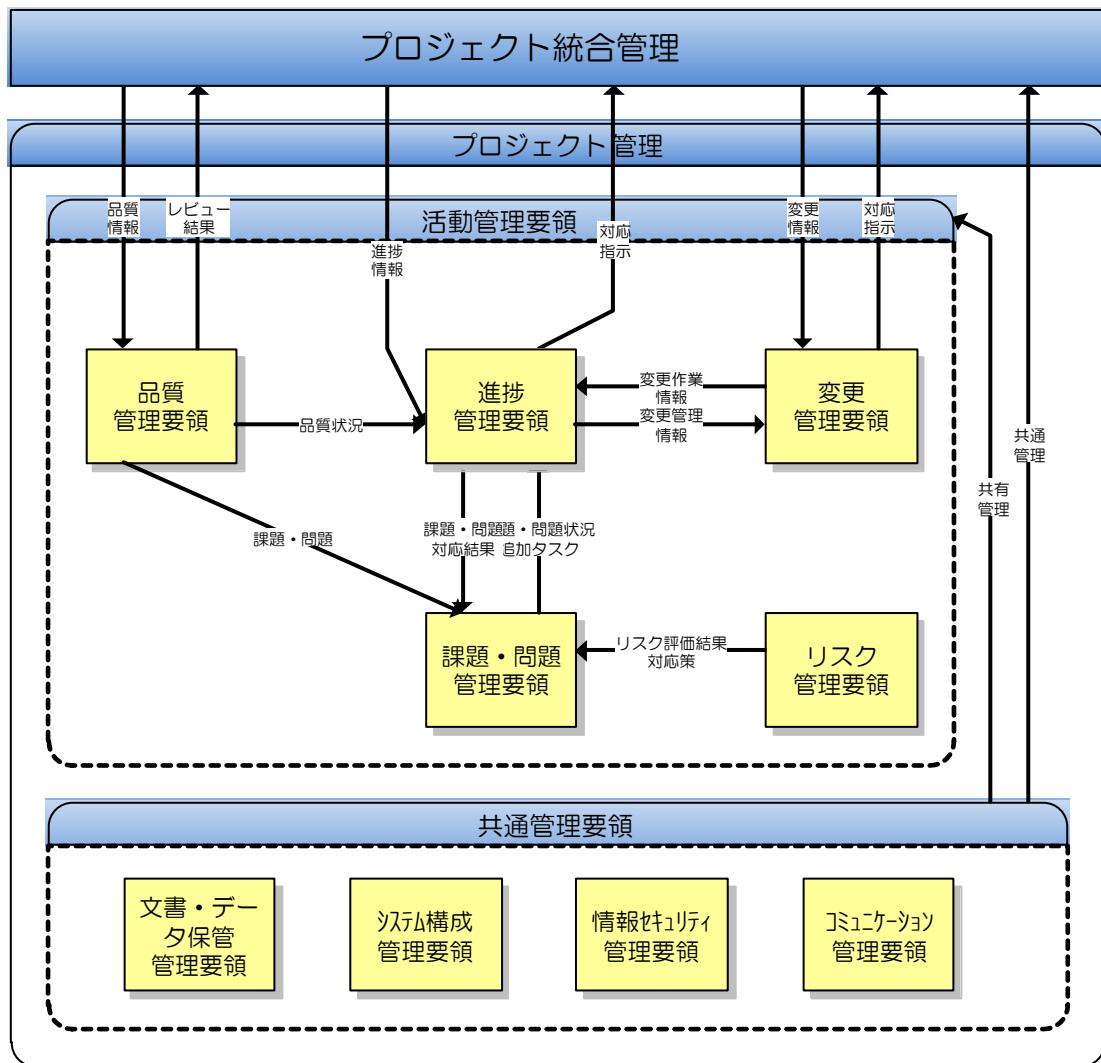


図 2.1.4.1 プロジェクト統合管理の概念図

2.1.5 プロジェクトマネジメント計画書作成

プロジェクト実施計画書は、作業を実施する上で事前に定義すべき作業範囲、スケジュール、実施体制等を明確にし、その進め方を機構と本プロジェクトの設計・開発・構築・運用役務に関わる受託事業者が合意するためのものである。受託事業者は、「2.1.5(1)プロジェクト実施計画書の作成要領」に示す手順に従い、契約後定められた納品時期までにプロジェクト実施計画書を策定し、機構の承認を受けること。

(1) プロジェクト実施計画書の作成要領

① プロジェクト実施計画書の作成

受託事業者は契約後、「表 2.1.5.1 プロジェクト実施計画概要」に示す内容に準拠したプロジェクト実施計画書を作成し、機構の承認を得ること。

表 2.1.5.1 プロジェクト実施計画概要

項目番号	項目	概要	内容		記載観点
1	プロジェクト概要	プロジェクトの目的、背景、目標を示す。	プロジェクトの目的・背景	開発プロジェクトに関するこれまでの経緯や取組み状況、開発プロジェクトの必要性等について記述すること。	・「調達仕様書」との整合がとれていること。
2			プロジェクトの目標	開発プロジェクトにおける実現目標(スケジュール、品質、工数等)について、定量的に示す等、簡潔に記述すること。	
3			プロジェクトの制約条件及び前提条件	開発プロジェクトに関する制約条件及び前提条件について記述すること。	
4	スコープ定義	契約内容に基づいて、各受託事業者が実施する役務及び実現する機能の範囲について明確に定義する。	実現機能の範囲	プロジェクトのシステムの構成及び開発範囲を明確に記述すること。	・「調達仕様書」に示される委託範囲との整合がとれていること。 ・他受託事業者及び機構との作業分解点が明確にわかるように記述されていること。
5			役務の範囲	受託事業者が実施する作業範囲が明確にわかるよう記述すること。	
6	プロジェクト方針	プロジェクトの設計及び開発方法、テスト方法、テスト範囲等に関する実施方針を示す。	開発方針	設計及び開発方法、テスト方法、テスト範囲を記述すること。	・「調達仕様書」との整合がとれていること。
7			開発ツール	設計及び開発を進めるにあたり、前提としている設計及びツールについて記述すること。	
8			開発環境	開発環境について、現時点で整備方針等があれば、簡潔に記述すること。	
9			環境遷移図	本番環境、稼働維持環境の用途、使用するサーバ機器等の資材の遷移を時系列に記述すること。	
10			遵守事項	機密保持、資料の取扱いについては機構の定めにしたがうこと。	
11	スケジュール	プロジェクト全体をとおして実施すべき作業(役務等)の実	スケジュール	作業工程単位に、計画段階で、作業の役割分担、作業概要を記述する。 スケジュールに定義する作	・スケジュールで、タスク間の依存関係が明確になっていること。 ・スケジュールで、クリティカルパスが明確になっていること。

項目番	項目	概要	内容		記載観点
		施及び機器等の納品)について、具体的なスケジュールを定義する。	業には、受託事業者の実施する作業の他、機構及び関連受託事業者との調整作業、機構のレビュー等も含めること。		<ul style="list-style-type: none"> ・機構及び他受託事業者に関するタスクが網羅的に定義されており、他タスクとの依存関係や作業期限が明確になっていること。 ・機構のレビュー実施内容や時期(中間レビュー含む)が詳細スケジュール上で明確になっており、レビュー計画(プロジェクトの管理計画の一部)との整合がとれていること。
12	納品成果物	本プロジェクトで作成する成果物の一覧と各成果物の概要と納品予定期限を示す。	成果物一覧	本プロジェクトで作成する成果物を定義し、一覧(成果物名、概要、納品予定期限等を定義)を記述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」との整合がとれていること。 ・詳細スケジュールに示される作業との整合がとれていること。
13	実施体制	プロジェクトに関する全てのステークホルダ(受託事業者、機構、他受託事業者等)を含めた実施体制を定義する。	体制図	開発プロジェクト実施にあたり、連絡及び確認を行う担当者を記述し、主要メンバの連絡先一覧(電話番号/FAX番号及びメールアドレス)も記述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションパス(機構等、外部との連絡窓口)が明確になっていること。 ・問題があった際のエスカレーションパスが明確になっていること。 ・プロジェクトの実施にあたって、必要な体制が確保されていること。
14			役割分担	参画する主要メンバとその役務概要を示すこと。	
15			会議体	コミュニケーション管理要領に従い、記述すること。	
16	要員計画	プロジェクト全体をとおして必要とされる要員の人数、スキル、時期を定義する。	要員計画	プロジェクトをとおして必要とされるスキル項目の分析を行い、要員数等、主要な要員のスキルについて月別に要員計画として作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員計画に基づき、必要なスキルを有する要員が確保されていること。 ・WBS、マスタスケジュールとの整合がとれていること。 ・要員変動時における機構への報告方法が明記されていること。
17	初期課題及びリスクの定義	プロジェクト開始時に判明している課題及びリスクを定義する。	初期課題の定義	プロジェクト開始段階で判明している課題について分析を行い、対応策について課題管理台帳に定義すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト初期段階で判明している課題について、対応策等と併せて課題管理台帳に定義されていること。
18			初期リスクの定義	プロジェクト開始段階で判明しているリスクについて分析を行い、対応策についてリスク管理台帳に定義すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト初期段階で判明しているリスクについて、対応策等と併せてリスク管理台帳に定義されていること。 ・課題及びリスクの対応策を踏まえたプロジェクト計画になっていること。
19	管理計画	プロジェクトにおいて採用するプロジェクト管理手法について、当標準の記載内容に則って具体的に示すこと。			<ul style="list-style-type: none"> ・当標準の記載内容に則っていること。

② キックオフミーティングの実施

原則、契約後2週間以内に、プロジェクト実施計画書の内容を説明し周知するためのキックオフミーティングを開催する。なお、会議の出席者は、プロジェクト実施計画書で定義されたものとする。

③ WBSの作成

各作業工程において必要な作業を詳細化し、「WBS」を作成すること。また、タスクごとに作業内容、納品成果物、開始条件及び終了条件(依存関係)を明確にすること。なお、タスクの詳細化に際しては、具体的な進捗状況や投入実績値(AC:Actual Cost)を把握できる単位(最低限レベル3の粒度:5人日程度)まで可能な限り詳細化及び階層構造化して記述すること。WBSに記載する内容には以下の事項を含むものとし、プロジェクト管理ツール等を用いて作成したものでもよい。

(i) WBS番号

- (ii) タスク名
- (iii) 開始日(予定)
- (iv) 終了日(予定)
- (v) 工数(予定)
- (vi) 達成率
- (vii) 作業責任者
- (viii) 対応する成果物
- (ix) 依存関係(着手の前提となる WBS 番号)

各作業工程を通じて、定期的に計画と進捗状況との差異を分析し、タスクに変更が生じた場合は、機構の承認を得た上で、関連する作業計画及び納品成果物の変更を行うこと。

(2) プロジェクト実施計画書の改訂要領

プロジェクト実施計画書の変更手順は、原則として「2.10 変更管理要領」に従うものとする。

① 管理手続の変更

プロジェクト実行の過程で発見された管理手続やフォームの不備、非効率な手續等を改善するために管理計画を変更する場合は、機構及び関連事業者と協議の上、管理計画の見直しを行うこと。

② 留意事項

プロジェクト実施計画書の改定においては、必ず機構の承認を得ることとし、関連事業者に関する内容については、機構が関連事業者へ周知するために必要な支援を行うこと。

2.1.6 プロジェクト作業の指揮・マネジメント

プロジェクト実施計画書に従い、納品成果物を生成するために必要な資源(要員、機器及び什器等、プロジェクトの遂行に必要なもの)、関係するステークホルダとのコミュニケーションパスの構築、リスクの管理、サプライヤーの管理を実施すること。

2.1.7 プロジェクト作業の監視・コントロール

プロジェクト実施計画書で定義した計画と実績を比較し、必要に応じて是正処置や予防処置を行うための評価を行うこと。また、納品成果物及び関連文書の最新化、新規/既存リスクの分析、進捗の測定、現在コストとスケジュールに関する評価を行うこと。評価の結果を踏まえ、必要に応じて「2.1.8 統合変更管理」を実施すること。

2.1.8 統合変更管理

プロジェクトの実施において発生した変更要求について承認又は却下の判断を行い、承認された変更要求については、「2.1.6 プロジェクト作業の指揮・マネジメント」にて実行すること。承認済の変更だけが実施されるように、統合変更管理を回避しようとする要因への働きかけを行うこと。また、変更要求は文書化し、速やかにレビュー、判断を行い、是正処置、予防処置、欠陥修正を行うこと。

2.1.9 プロジェクト又はフェーズの終結

プロジェクトマネージャは、プロジェクト実施計画書で定義したスコープを確認し、全作業の完了と、プロジェクト又はフェーズの目標を達成したことを確認すること。フェーズの終結においては、完成基準を満たすために必要な処置や活動を実施し、プロダクトやサービス、システム環境を次のフェーズに引き渡すために必要な処置及び活動を実施すること。プロジェクトの終結においては、「プロジェクト完了報告書」を作成し、機

構の承認を受けること。

(1) プロジェクト完了報告書の作成要領

受託事業者は、プロジェクト実施計画書に基づいて、定められた納品時期までに、各受託事業者役務範囲における全ての作業に関する事後検証を行うとともに、当プロジェクトによって得た経験や教訓について検証し、「プロジェクト完了報告書」を作成すること。

① プロジェクト完了報告書の作成

プロジェクト概要、スコープ定義、プロジェクト方針、実施体制、要員計画については、「プロジェクト実施計画書」と同内容を記述すること。ただし、変更点がある場合は変更内容を明示すること。

プロジェクト完了報告書の作成にあたっては、「表 2.1.9.1 プロジェクト完了報告書記載内容」に示す内容に準拠して記載すること。

表 2.1.9.1 プロジェクト完了報告書記載内容

項目番号	内容	説明
1	プロジェクト目標と達成状況	納期・コスト・品質
2	スケジュール	マイルストーン・実績等
3	稼働状況	処理走行状況・トラブル発生状況、処理走行状況
4	作業実績工数	実績工数が記載された WBS
5	プロジェクトの振り返り 今後における取り組み(案)	振り返り内容、今後に向けた取り組み(案)
6	プロジェクト残課題 今後の対応及び評価	残課題、対応主体、対応方針、対応期限

② クロージングミーティングの実施

原則、稼働後 2 か月以内に関係各所(ユーザ含む)、関連事業者を召集し、クロージングミーティングを開催すること(契約時期に応じて決定する)。

2.2 コミュニケーション管理要領

2.2.1 目的

コミュニケーション管理では、プロジェクト関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本プロジェクトの全参画者がその基準に従い、円滑かつ効率的なコミュニケーションを行うことを目的とする。

特に、本プロジェクトにおいては、機構及び関連事業者との合意形成に至るまでの会議及び情報伝達を効果的かつ効率的に実施することが重要となる。

2.2.2 基本方針

関係者に対して必要な情報の伝達が正確かつ迅速に行われていることを定期的に確認する。

2.2.3 コミュニケーション管理方法

「プロジェクト実施計画書」に定義すべきコミュニケーション方法の例として、以下について記述する。

- ① 対面のコミュニケーションである「会議体」
- ② 非対面のコミュニケーションである「質問と通知」

(1) 会議体

「表 2.2.3.1 会議体の定義(例)」に示す会議体の例を参考にし、プロジェクトに適した会議体を「プロジェクト実施計画書」に定義すること。

新たな会議体を設置する必要がある場合は、プロジェクト実施計画書に記載すること。

また、機構からの要望に応じた開催頻度の変更を可能とすること。

特に、以下内容に関する定例会議については、それぞれを個別に開催する必要はないが、開催を必須とする。

- ③ 進捗管理に関する報告
- ④ 品質管理に関する報告
- ⑤ リスク管理に関する報告
- ⑥ 課題・問題管理に関する報告

表 2.2.3.1 会議体の定義(例)

項目番号	項目	個別進捗会議	全体進捗会議	品質評価会議	課題検討会議	ステアリング コミュニティ
1	開催頻度	適宜開催 (隔週を想定)	適宜開催	工程完了時	適宜開催	適宜開催
2	開催目的	機構が受託事業者個別の進捗状況を把握し、受託事業者との調整事項等を判断する。	機構、受託事業者及び関連受託事業者がプロジェクト全体の進捗状況を把握し、各受託事業者間の調整等を行う。	「品質評価報告書」に基づき、関係者を集めて工程完了の判断を行う。	課題問題の解決、仕様及び設計の調整等のため、各受託事業者を集めて対応方針や対応策を検討・実施する	プロジェクト内部で解決できない課題については、プロジェクトリーダ等に依頼する
3	会議資料 (主なもの)	進捗報告資料	進捗報告資料	品質評価報告書	課題管理台帳	課題管理報告 課題管理台帳 変更管理台帳 リスク管理台帳
4	主催者	各受託事業者	機構	受託事業者		
5	出席者	各受託事業者 機構	各受託事業者 機構	各受託事業者 機構	各受託事業者 機構	各受託事業者 機構

項目番	項目	個別進捗会議	全体進捗会議	品質評価会議	課題検討会議	ステアリング コミッティ
		※必要に応じ、関連受託事業者も出席	※必要に応じ、関連受託事業者も出席			
6	資料準備	原則、受託事業者が準備する。				
7	議事録作成	原則、受託事業者が準備する。				
8	関連する 管理要領	進捗管理要領 リスク管理要領 情報セキュリティ管 理要領 品質管理要領 課題・問題管理要 領 変更管理要領	進捗管理要領 リスク管理要領 情報セキュリティ管 理要領 品質管理要領 課題・問題管理要 領 変更管理要領	品質管理要領	情報セキュリティ管 理要領 品質管理要領 課題・問題管理要 領 変更管理要領	情報セキュリティ管 理要領 品質管理要領 課題・問題管理要 領 変更管理要領

(2) 質問と通知

「表 2.2.3.2 質問と通知」に示す非対面のコミュニケーションの例を参考にし、「プロジェクト実施計画書」に定義すること。

表 2.2.3.2 質問と通知

項目番	手段	管理帳票名	用途
1	質問	質問管理台帳/質問票(個票)	要件や設計内容の確認等による質問事項 (受託事業者から機構に対する質問、及び受託事業者間の質問)
2	通知	通知管理台帳/通知票(個票)	機構から受託事業者に対する開発プロジェクト運営上の通知事項

(3) 質問のフロー

通知管理台帳/質問票を利用した質問の処理フローについては、原則、以下のとおりとする。

① 質問票の起票/送付

機構にて通知票を起票し、質問事項一覧及び質問票に質問先(関連事業者含む)、質問内容等の必要事項を記入し、機構に送付する。

② 質問票の受領/確認/回答

受託事業者から機構に送られてきた質問票の内容を確認し回答を記入する。

また、関連事業者に確認する事項に関しては、質問先に回付し回答を依頼する。

③ 質問票の受領/確認

機構から受託事業者に送られてきた質問票の内容を確認し再質問が必要な場合は再度質問票を送付する。

(4) 通知のフロー

通知管理台帳/通知票を利用した通知の処理フローについては、原則、以下のとおりとする。

① 通知票の起票/送付

機構にて通知票を起票し、通知事項一覧及び通知票に通知先、通知内容等の必要事項を記入し、受託事業者に送付する。

② 通知票の受領/確認

機構から受託事業者に送られてきた通知票の内容を確認する。

2.2.4 留意事項

- (1) 効率的な会議運営
 - ① 会議日程を設定する際には、参加者が効率的に参加できるよう工夫する。(同日に複数の会議をまとめて設定する等。)
 - ② 会議を開催するタイミング及び頻度については、各作業工程の特徴及び状況等を鑑みて、機構と協議の上、必要に応じて変更すること。
 - ③ 機構から要請がある場合又は機構との協議が必要な事案が発生した場合には、臨時の会議を隨時開催すること。
 - ④ 会議における報告内容及び報告フォームについては、機構が報告内容に基づき、今後の対応方針を判断可能なものとすること。
 - ⑤ 可能な限り会議開催までに関係者に資料(アジェンダ含む)を展開し、事前に内容を確認した上で会議を開催する。
 - ⑥ 会議における重要決定事項及び ToDo については、会議主催者が会議の場で参加者全員に対して認識の齟齬がないことを確認する。
 - ⑦ 開催サイクルは、作業フェーズ、進捗状況、課題、リスク、変更案件の件数の状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。
 - ⑧ その他、効率的に会議を実施するためのファシリテーション方法について、「プロジェクト実施計画書」に具体的に記述する。
 - ⑨ 機構と打合せ等を実施する場合は、文書により説明等を行うこと。
- (2) 議事録の運用
 - ① 議事録は、原則、会議主催者が作成し、次回の会議日程又は別途指定する日までにメール等によるコミュニケーション手段にて機構及び会議出席者に提示し、機構の承認を得ること。

2.3 進捗管理要領

2.3.1 目的

進捗管理では、プロジェクト実施計画で策定した作業計画に基づき、各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことにより、期限までに計画工数内で、要求した仕様どおりの成果物を完成させ、プロジェクトを完了させることを目的とする。

2.3.2 基本方針

「プロジェクト実施計画書」に基づいて、定期的にプロジェクトの進捗管理を実施する。

2.3.3 進捗管理方法

(1) WBS 詳細化の実施

WBS をもとに、直近のタスク(翌月末までのタスク)を更に作業実施可能なレベル(担当者単位のタスク)まで詳細化し、作業の開始・終了予定日を設定する。

(2) 進捗状況の分析

- ① 作成した WBS から、進捗状況を定量的に分析する。
- ② 進捗状況の分析対象は作業期間に予定していた全タスクとする。
- ③ 計画からの遅れが 10 日以上となった場合(複数作業において遅れが発生している場合には、予定作業完了までに要する日数が最も大きい作業を基準とする。)には、原因を調査し、改善策を提示し、機構の承認を得た上で、これを実施すること。

(3) 進捗報告書の作成及び更新

受託事業者の作業の進捗状況や課題・問題点等を報告する。報告内容として、以下の「表 2.3.3.1 進捗報告書」に示すとおり様式を定める。

表 2.3.3.1 進捗報告書

項目番号	項目	内容
1	作業進捗の概要	作業進捗状況の総括として、報告日迄の作業実績、報告日以降の作業予定、現状の問題・課題、機構及び関連プロジェクトへの伝達事項について、概要を簡潔に記述する。
2	作業進捗の詳細	直近作業が詳細化された WBS ベースに、対象とする作業期間に予定していた全タスクの分析結果、報告日迄の作業実績の詳細及び次々週迄の作業予定の詳細を記述する。 期限の見直しを行った場合は、変更箇所を明確にする。
3	品質管理状況	受託事業者におけるレビューの実施状況や指摘状況等を報告する。
4	変更管理状況	受託事業者が「プロジェクト実施計画書」で定義した変更管理方法に基づき、当該週の状況を踏まえて更新(差分は下線)、対応状況を報告する。
5	課題・問題管理状況	受託事業者が「プロジェクト実施計画書」で定義した課題管理方法に基づき、当該週の状況を踏まえて更新(差分は下線)、受託事業者における課題・問題の発生状況や発生件数、対応完了件数等を集計、報告する。
6	リスク管理状況	受託事業者が「プロジェクト実施計画書」で定義したリスク管理方法に基づき、当該週の状況を踏まえて更新(差分は下線)、受託事業者におけるリスクの発生状況や発生件数、対応完了件数等を集計、報告する。
7	関係者との調整事項	外部連携システム及び他受託事業者と調整する事項について記載する。
8	依頼事項	機構及び他の出席者への依頼事項がある場合、依頼事項について記載する。

2.3.4 進捗報告方法

(1) 個別進捗報告

受託事業者が主催で、個別進捗会議を開催する。

受託事業者は、会議開催前に、「表 2.3.3.1 進捗報告書」に示す報告書を作成し、進捗状況を報告する。

個別進捗会議の開催頻度は隔週を想定しているが、各作業工程の特徴及び状況等を鑑みて、機構と協議の上、必要に応じて変更すること。

(2) 全体進捗報告

機構が主催で、システムの構築に関連する受託事業者を招集し、プロジェクト全体の進捗会議を開催する。

報告書は、基本的に個別進捗会議で作成する報告書と同様とし、別途、会議に参加する他受託事業者等に対して説明すべき資料があれば提示する。

全体進捗会議の開催頻度は月 1 回(個別進捗とを兼ねるのは可)を想定しているが、各作業工程の特徴及び状況等を鑑みて、機構と協議の上、必要に応じて変更すること。

(3) その他

「2.3.4(1)個別進捗報告」及び「2.3.4(2)全体進捗報告」における進捗会議での報告後、メール等によるコミュニケーション手段にて機構及び会議出席者に報告書一式を送付する。

2.4 リスク管理要領

2.4.1 目的

リスク管理では、リスクを継続的に識別し、分析し、取扱い、監視することで計画遂行への阻害要因を受け入れられる程度にとどめ、リスクが顕在化した際の手戻り等を最小化することを目的とする。

2.4.2 基本方針

「プロジェクト実施計画書」に基づいて、定期的にプロジェクトのリスクを管理し、リスクへの対応(回避、軽減、受容)を行う。

2.4.3 リスク管理方法

(1) リスクの洗い出し

受託事業者は以下の観点でリスクを洗い出し、リスク管理台帳に記入する。

① スケジュールに関するリスク

納期迄に作業が完了しないことのリスク。スコープ変更や要員不足及び、費用に関するリスクの解決のために追加作業等が発生することが主な原因となる。

② 技術的なリスク

当初想定されなかった技術的な理由で仕様を満たさない、或いは、期待されている効果が得られないリスクを表す。

例えば、新規・標準外プラットホーム技術の採用、現行システムとの統合、移行、パフォーマンス非現実性、システム環境の複雑性等から発生するリスクである。

③ 実施体制に関するリスク

実施体制に関するリスクは、システム構築の過程で発生する組織変更、スキル不足等によるメンバの変更に関するリスクである。このリスクは、必要な組織・業務変更を円滑に実現するために必要な教育に関するリスクや、システム移行リスクを含むものである。

④ 外部要因によるリスク

外部要因によるリスクは、本システムの管理外である環境的要因に関するリスクである。このリスクは、本システム開発の成功に直接的・間接的に影響を及ぼし、法的要件等から発生するものである。

(2) リスク分析の実施

洗い出されたリスクに対して、それぞれ以下の観点でリスク分析を実施する。

リスクの評価について、「表 2.4.3.1 緊急度、重要性の定義」に示す基準に従い、「表 2.4.3.2 リスクの評価」に示す評価結果に応じて、「表 2.4.3.3 リスクのエスカレーション基準」に示す会議体に報告を行う。

表 2.4.3.1 緊急度、重要性の定義

項目番号	項目	評価	説明
1	緊急度	H(高)	プロジェクト全体進捗の遅延(5日以上)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議又はマネジメント会議の評価に基づき早急に解決すべき課題
2		M(中)	プロジェクト全体進捗の遅延(3日以上)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議若しくはマネジメント会議又はプロジェクト管理の評価に基づき対応すべき課題
3		L(低)	プロジェクト全体進捗の遅延に影響はなく、プロジェクト管理の評価に基づき担当間、担当内で対応可能な課題
4	重要度	H(高)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議又はマネジメント会議の評価に基づき早急に解決すべき課題

項目番号	項目	評価	説明
5		M(中)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)が発生する恐れが課題であり、全体進捗会議若しくはマネジメント会議又はプロジェクト管理の評価に基づき対応すべき課題
6		L(低)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)はなく、プロジェクト管理の評価に基づき担当間、担当内で対応可能な課題

表 2.4.3.2 リスクの評価

項目番号	緊急度	重要度			
		H(高)	M(中)	L(低)	
1	緊急度	H(高)	9	6	3
2		M(中)	6	4	2
3		L(低)	3	2	1

表 2.4.3.3 リスクのエスカレーション基準

項目番号	項目	内容
1.	9,6	マネジメント会議に報告され対応内容の承認可否を審議する。
2.	4,3,2	全体進捗会議に報告され対応内容の承認可否を審議する。
3.	1	チーム内にて報告され対応する。

(3) リスク対応策の検討

分析したリスクに対して、それぞれ以下の観点でリスク管理計画を立案する。

リスクが顕在化する前に予防策を実行し、リスクを除去、軽減、回避、受容する。リスク管理計画の立案にあたってはそのリスクが顕在化する条件及び兆候、リスクが顕在化した際の具体的な影響範囲等を記載する。

特に、優先度の高いリスクについては、その発生に備え、緊急対応時の体制、計画を緊急対応時計画として具体化すること。

① 回避策

原因を取り除くことにより、特定の脅威を回避する。

② 軽減策

特定の処置を講じて、リスクの発生確率及び顕在化した場合のプロジェクトへの影響の軽減を図る。

③ 受容策

リスクを受け入れる。回避策や軽減策の立案が困難であり、かつリスクが顕在化した際の影響範囲、影響度等が受け入れられる程度のものである場合に採用する。

立案されたリスク管理計画について、機構は内容を確認し、承認する。リスク管理計画における予防対策は、課題・問題管理にて実施する。

2.5 情報セキュリティ管理要領

2.5.1 目的

情報セキュリティ管理では、受託事業者とのセキュリティに関わる情報の取扱い方法を定義し、適切なセキュリティ対策を実施されることを目的とする。

2.5.2 基本方針

受託事業者は、本標準及び「2.5.4 セキュリティ管理に係るポリシー等」に示す基準を遵守し、情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に関する計画を取りまとめた「情報セキュリティ管理計画書」を作成し、本プロジェクトにおける情報セキュリティ管理を実施すること。

2.5.3 情報セキュリティ管理方法

(1) 適用範囲

情報セキュリティ対策の対象は、機構が、受託事業者に提供若しくは閲覧を許可した全ての情報並びにそれらの情報を基に作成する成果物(中間成果物を含む。)及び関連資料等とする。

(2) 情報セキュリティ管理方針

① 提供情報等の複製

受託事業者における提供情報等の複製は原則禁止する。

ただし、受託事業者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ機構と協議を行い、その承認を得なければならない。

② 秘密の保全

受託事業者は、機構が交付又は使用を許可した提供情報等に限らず、業務を履行するにあたり知り得た情報について、目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

受託事業者が提供情報等を第三者に開示することが必要な場合には、あらかじめ機構と協議を行い、その承認を得なければならない。

2.5.4 セキュリティ管理に係るポリシー等

以下の基準を遵守し、プロジェクトにおける情報セキュリティ管理を実施すること。

なお、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」は非公開であるが、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じて参照すること。

- ① 日本年金機構個人情報保護管理規程
- ② 日本年金機構情報セキュリティポリシー
- ③ 日本年金機構セキュリティパッチ適用基準書
- ④ 業務委託及び機器等の購入における情報セキュリティ対策実施手順書

2.6 文書・データ保管管理要領

2.6.1 目的

文書・データ保管管理では、本プロジェクトにおいて納品する全ての成果物の識別を容易にし、その記述内容・媒体等に応じて適切に保管及び管理すること目的とする。

2.6.2 基本方針

機構が対象のプロジェクトで作成及び納品される全ての文書及びデータの管理者となることを基本方針とする。

管理対象となる文書に対し、文書番号、文書タイトル、作成担当、発行日、版番号を記録し、保管を行う。

また、保管された文書に対し、文書の改ざん・紛失等を防止し、その構成を最新の状態に維持し、過去に加えられた変更の履歴を保持する。

2.6.3 文書管理方法

(1) 文書番号

「プロジェクト実施計画書」にて文書管理番号規定を定義し、管理対象の文書が一意の文書であることを示すようとする。

なお、先行する関連調達の開発管理標準に受託事業者の調達範囲に関する文書番号管理規定が定義されている場合は、当該文書番号管理規定に準拠する。

(2) 文書管理者

文書管理は機構が行うことを基本とするが、機構の指示により関連事業者が文書管理を実施する場合がある。

文書管理者の役割を以下に示す。

① 文書番号の管理

② 電子媒体のフォルダ構成の管理

③ 保管庫の管理

(3) 保管方法

① 電子媒体

機構が受領又は作成した電子媒体文書は、機構内に設置された環境にて保管する。(受託事業者とのデータの共有は想定していない)

また、受託事業者は各管理要領に従い、受託事業者の責において、適切に文書管理を実施する。

② 紙媒体

機構が受領・作成した紙媒体文書は、機構にて管理する保管庫に保管する。

機密文書を保管する際は、施錠した保管庫に保管する。

(4) ファイル名

電子媒体文書のファイル名を以下に定める。

【プロジェクトの略称_文書番号_文章名_日付_バージョン番号.拡張子】

- ・ プロジェクトの略称は別途定義する。
- ・ 文書番号は、納品成果物の項番とする。議事録及び中間成果物等で納品成果物に関連しない場合

は別途定義する。

- ・ 日付はYYYYMMDD 様式とする。
- ・ バージョン番号は3桁とし、チェックポイントごとにバージョン番号の「上1桁」を加算する。ファイルの作成・修正・保存ごとにバージョン番号の「下2桁」を加算する。

(5) 文書・データ保管管理の実施

文書管理の実施フローを以下に示す。

① 文書・データ登録

各受託事業者は、機構に電子媒体の文書・データを送付する。(紙媒体の場合は、持参又は郵送とする)。

② 管理レベルの判断

機構は、作成又は受領した文書・データについて、管理レベルを判断する。

③ 文書・データの保管及び管理

機構は、受託事業者から受領した文書(電子媒体/紙媒体)・データを保管及び管理する。

2.6.4 留意事項

文書管理は、以下の観点から行うものとする。

- ・ 可用性 : 必要なときに使える状態になっていること。
- ・ 完全性 : 記述内容が正しい状態で保たれていること。
- ・ 構成の識別 : 最新状態であることを保証し、変更履歴を保持すること。

2.7 品質管理要領

2.7.1 目的

プロジェクトの各成果物に求められる達成基準との適合性を確認し、要求する品質を満たさないと判断された場合には、原因の除去及び品質状況の監視を行うことにより、各成果物の品質を向上させることを目的とする。

2.7.2 基本方針

「プロジェクト実施計画書」に基づいて、定期的にプロジェクトの品質を管理し、品質目標が達成されていることを確認する。

2.7.3 品質管理の方法

(1) 品質管理プロセスの概要

開発プロジェクトでは工程ごとに、以下のプロセスを繰り返し適用する。

- ① 目標設定:プロジェクト実施計画にて、各工程単位で品質管理の目標を設定する。
- ② 計画策定:プロジェクト実施計画にて、品質管理活動(品質レビュー、テスト)の計画を策定する。
- ③ 活動実施:各工程にて、品質管理活動の計画に従い、品質管理活動を実施する。
- ④ 評価:品質管理活動の結果で得られる成果物の品質、作業の品質について評価する。
- ⑤ 対策の策定:品質評価結果に基づき、対策を策定する。対応状況は進捗管理の報告にて確認する。
- ⑥ 品質目標達成確認:工程終了時に成果物(全体)が、品質目標を達成していることを確認する。

(2) 品質管理プロセスの定義

以下のプロセスを定義、実施する。

① 品質目標の設定

プロジェクトで実施する各工程における品質目標については、「プロジェクト実施計画書」及び「テスト実施計画書」で設定し、機構の承認を得る。

② レビューの計画

プロジェクト実施計画段階で、機構へのレビュー対象の成果物を定義し、各成果物に対してレビュー実施方法、時期、レビュー参加者を決定し、「プロジェクト実施計画書」に定義すること。

工程完了時に実施するフェーズ終了判定会議やインスペクションとは別に、変更による手戻り等を考慮し、必要に応じて初期方針レビュー、中間レビューの実施を計画すること。

③ レビュー計画の変更

「レビュー報告書」のデータを基に品質の状況を把握し、必要に応じてレビュー計画を変更する。

④ 要求品質の事前把握

各工程の開始段階において、設計作業の成果物作成のプロセスを再確認し、要求品質の理解の徹底を図ること。必要に応じて、レビュー計画を見直す。

⑤ レビューの実施

成果物の作成プロセスと成果物の内容及び品質について、受託事業者内及び機構にてレビューを実施し、受託事業者が「レビュー報告書」を作成する。

⑥ 品質評価と対策実施

「レビュー報告書」をもとに、品質に係るデータを分析、品質管理上の問題を検出し、対応策や顕在化防

止策の検討及び展開、レビュー計画の見直しを行う。

(3) レビューの観点

以下に示す観点でレビューにより、欠陥の除去活動を実施する。

① 検証(verification)の観点

- ・ 要件が正確に反映されていること
- ・ 機能の漏れがないこと
- ・ システム利用者による操作性が反映されていること
- ・ システム運用者による保守性が反映されていること
- ・ 受託事業者間及び他システムに跨る内容の整合がとれていること

② 妥当性確認(validation)の観点

- ・ システムの処理方式が妥当であること
- ・ 共通化のレベルが妥当であること
- ・ 将来性の観点から妥当な技術が採用されていること
- ・ 保守性の観点から妥当な設計になっていること

(4) レビューの種類

品質確認と欠陥除去は、以下の「表 2.7.3.1 レビューの種類」に示す各種レビューによることを原則とする。各レビューの特徴を以下に示す。

① ピアレビュー

主として受託事業者内で実施する検査・評価のための検討会。自己点検を目的として全体の品質等について自主的に検査する。

② ウォークスルー

成果物の欠陥の早期検出と除去を目的とし、組織的に手順化された検討会。レビュー報告書の作成は義務づけず、参加者は内容検討に注力する。開発標準、各種規約及び、各種ガイドの理解と徹底、担当者間のレベル統一を図るもの。

③ インスペクション

成果物の品質点検と早期の欠陥除去を目的として、主に設計工程において、少人数かつ短時間で、最も効果的・経済的なレビュー手法。検査対象となる設計書を設計者自身が順を追って読み上げ、参加者が欠陥を発見していく熟視テストである。

検査対象物作成の前提となった仕様(例えば、要件定義書や現行システムの詳細設計書等)との比較、エラー検出用のチェックリストの活用、レビュー報告書の作成、修正状況のトラッキングと再発防止のためのフィードバック等を行う。

表 2.7.3.1 レビューの種類

項目番号	項目	ピアレビュー/ウォークスルーレビュー	インスペクション A	インスペクション B
1	目的	受託事業者チーム内メンバ同士で成果物に対する自己点検を実施すること。	受託事業者内で確認できる範囲の欠陥除去と妥当性確認を実施すること。	要件が正確に反映されていることを確認すること。
2	対象成果物	原則、全ての成果物	原則、全ての成果物	原則、全ての成果物 (※各開発工程の開始段階で機構と協議して決定する。)
3	参加者	設計・開発者と同一チームメンバー	受託事業者内 PM、PL、設計・開発チームメンバ	機構及び関連する受託事業者
4	実施タイミング	随時	「プロジェクト実施計画書」にて定義し、機構の合意を得ること。	「プロジェクト実施計画書」にて定義し、機構の合意を得ること。

項目番号	項目	ピアレビュー/ウォークスルー	インスペクション A	インスペクション B
5	レビュー実施単位	最小成果物単位	相互に関連する成果物の単位	相互に関連する成果物の単位
6	利用ツール	指定なし(受託事業者任意)	指定なし(受託事業者任意)	指定なし(受託事業者任意)
7	品質データ収集	指定なし(受託事業者任意)	品質レビュー工数 指摘事項の数と内容	品質レビュー工数 指摘事項の数と内容
8	レビュー報告書	不要(機構向けには報告の必要なし)	受託事業者が作成し、指摘事項対応後、機構に提出する。	受託事業者が作成し、指摘事項対応後、機構に提出する。
9	トラッキング	不要	受託事業者内で解決できない問題については、受託事業者が主担当となり、課題・問題管理で取り扱う。対応方法が明らかな場合は対応担当受託事業者のタスクとし進捗管理で取り扱う。	受託事業者内で解決できない問題については、受託事業者が主担当となり、課題・問題管理で取り扱う。対応方法が明らかな場合は対応担当受託事業者のタスクとし進捗管理で取り扱う。

(5) 品質の目標設定

品質管理作業の完了基準を定める。品質評価会議では、全体としてこの基準を満たしていることを確認する。

受託事業者は、「表 2.7.3.2 品質目標値」に示す品質管理目標を参考に、プロジェクトの特性を考慮し、成果物ごとに品質管理の基準値を設定、設定した根拠とともに機構に提示すること。
機構はこれらを評価し、妥当と認めた場合は承認する。

表 2.7.3.2 品質目標値

項目番号	項目	品質目標値	備考
1	機能充足率	100%	管理目標
2	指摘事項の残件数	0 件	管理目標
3	レビュー密度	[プロジェクト実施計画時に成果物単位で設定]	[人・時/頁数]
4	エラー摘出密度	[プロジェクト実施計画時に成果物単位で設定]	[件/頁数]

(6) レビュー計画策定の指針

成果物ごとにレビュー計画及び、レビュー方法を定める。

① レビュー計画の策定時期

原則、「プロジェクト実施計画書」にてレビュー計画を定める。

ただし、計画の変更やレビュ一日時の決定については、プロジェクトを進めていく過程で決定することを可とする。

② 品質管理の役割分担

原則、作業プロセス・成果物作成担当の役割分担に従う。

③ レビュー計画の内容

プロジェクト実施計画段階で各成果物に対し、いつ、だれが、どのようなレビューを実施するかを計画し、「プロジェクト実施計画書」のレビュー計画の章及び、詳細スケジュールに記述する。

- レビュー実施日と実施形態(サンプリング/全件)
- レビューレベル(インスペクション A、インスペクション B 等)
- インスペクション B の事前に実施する中間レビューの実施予定日と実施方法

- レビュー方法(対面レビュー、書面レビュー)
- レビュー実施者(機構、関連受託事業者等)
- 他の成果物と関連付けしてレビューするものを識別

(7) レビューの実施方針

レビューを実施することで、成果物の品質を担保し欠陥を除去する。

① レビューの準備

受託事業者は、品質管理の実施計画に従いレビューの準備を行う。インスペクションBでは受託事業者が、目的、対象物、実施日時、参加者と役割分担及びレビューに必要な資料の準備を実施し、機構は準備状況を確認した上で実施可否を判断する。

② レビューの実施とレビュー報告書(兼追跡票)の起票

受託事業者は計画に従いレビューを実施する。インスペクションA,Bについては、実施後、当標準で定める「レビュー報告書(兼追跡票)」を起票する。「レビュー報告書(兼追跡票)」には以下の「表 2.7.3.3 レビュー報告書」に示す内容を含める。

表 2.7.3.3 レビュー報告書

項目番号	項目	補足
1	対象	対象成果物名、ID等、対象頁数
2	出席者	責任者、参加者
3	レビュー工数	レビュー時間×参加人数 [人・時]
4	問題点及び解決策等	該当箇点、問題点、問題区分、原因区分、潜入工程、解決策、備考、解決予定期日、修正工数、完了日、確認者
5	件数	指摘件数、解決件数、残件数
6	レビュー密度	レビュー工数/頁数

③ 品質の判定

受託事業者は、レビューの実施をとおして、対象成果物の作成プロセスと作業品質を判定する。レビューの結果、以下のような問題が発見された場合は、原則として再レビューを実施する。

- 未解決の問題がある。
- 保留事項が整理されていない。また、保留事項の解決策や解決時期が決まっていない。
- 作業プロセス上の問題がある。
- 問題の発生傾向が極端に変化している。
- 問題の種類や内容に偏りが見られる。等

④ レビュー報告書(兼追跡票)の提出及び評価実施

レビューを受けた受託事業者は「レビュー報告書」を起票するとともに、指摘事項への対応状況を追跡、必要に応じて取りまとめを行い、対応が完了した「レビュー報告書」を機構が指定した宛先に提出する。また、指摘事項について受託事業者にて解決できない場合は、課題・問題管理に反映する。

(8) 品質評価と対策実施(工程完了時)

受託事業者は、工程完了時に、品質に関するデータに基づき「品質評価報告書」を作成し、受託事業者における品質管理状態を把握する。

また、品質に問題があると判断された場合には、対応策を検討して実施する。

なお、「品質評価報告書」は「表 2.7.3.4 品質評価報告書」に示す内容を記載すること。

表 2.7.3.4 品質評価報告書

項目番	項目	補足
1	品質状況に関する総括	各工程に対する品質目標達成状況の総括
2	品質データ一覧及び分析結果	機能充足率、問題数(発生、解決、残)、欠陥摘出率、レビュー、密度の推移、収束曲線、収束見込みの結果とその分析結果及び所見
3	品質上の問題点と対応策	問題点と対応策の一覧

(9) 品質評価会議の実施(工程完了時)

機構は品質評価会議を開催し、以下の観点から最終成果物の品質を判定し、工程の完了可否の判断を行う。

また、次工程の品質改善に向けた改善策を決定する。

① 品質評価会議におけるレビュー観点の例

- ・ 品質管理目標を達成していること
- ・ 次工程への申し送り事項が妥当であること
- ・ 保留事項については対応策と解決時期が確定し、次工程に対する影響が整理されていること

② 改善策の例

- ・ レビュー計画の変更(追加レビューの実施 等)
- ・ 作業方法の変更
- ・ 体制強化

2.7.4 留意事項

(1) 品質管理における体制

① 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を構築すること。

また、各種取り組みがかかるべき手続に則って実施されていることを定期的に確認・報告すること。

② 受託事業者の関連会社や協力会社等の本調達の受託事業者でない主体が参画する体制を敷くことを機構が許可する場合は、関連会社等の作業範囲及び責任範囲を明確にし、関連会社等の作業及び納品成果物に対して十分な管理・検査を実施するとともに、関連会社等に係る一切の事項について全責任を負うこと。

③ 受託事業者内に品質管理を専門とした部門又は担当者が存在すること。

また、その組織名や役割、本プロジェクトとの役割分担を提示すること。

2.8 課題・問題管理要領

2.8.1 目的

課題・問題管理では、プロジェクト遂行上様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロセスを明確にし、迅速に対応することを目的とする。

また、その対応結果を共有することで、課題・問題の早期解決・再発防止に役立てることである。

2.8.2 基本方針

(1) 前提

「問題」とは、プロジェクトを遂行する上で発生する、プロジェクトの進行を阻害する事象を示す。

「課題」とは、問題に対して発生原因を分析した結果、解決すべき内容が判明したものである。

(2) 基本方針

「プロジェクト実施計画書」に基づいて、定期的にプロジェクトの課題・問題を管理し、課題解決に向けた対応を行う。

なお、本プロジェクトでは、課題・問題を同一の手順(及び書式)にまとめて管理を行うこととする。

2.8.3 課題・問題管理方法

(1) 課題登録

機構及び受託事業者から提起された課題を「表 2.8.3.1 課題台帳登録」に示す手順にて、課題管理台帳に登録する。

表 2.8.3.1 課題台帳登録

項目番	項目	内容
1	課題提起/課題台帳登録	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者が課題を発見した場合、課題内容を整理し、登録する。 ・他システムの開発において、当システムの開発に影響を及ぼす課題が発生した場合、機構で課題内容を整理し、登録する。 ・機構が課題を検出した場合、課題内容を整理し登録する。特定の受託事業者の課題と判断される場合は、当該受託事業者に台帳登録を依頼する。

(2) 課題分析・対応策の検討

課題に対して、緊急度と重要度の観点で課題管理計画を立案する。

課題が顕在化する前に予防策を実行し、課題を対応する。課題管理計画の立案にあたってはその課題がプロジェクトに与える具体的な影響範囲等を記載する。

特に、優先度の高い課題については、その発生に際して、緊急対応時の体制、計画を緊急対応時計画として具体化すること。

課題は「表 2.8.3.2 緊急度、重要性の定義」に示す基準に従い、「表 2.8.3.3 課題の評価」に示す評価結果に応じて、「表 2.8.3.4 課題のエスカレーション基準」に示す会議体に報告を行う。評価結果が 2 以上ものについては事後対策も用意する。

立案された課題管理計画について、機構は内容を確認し、承認する。

表 2.8.3.2 緊急度、重要性の定義

項目番号	項目	評価	説明
1	緊急度	H(高)	プロジェクト全体進捗の遅延(5日以上)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議又はマネジメント会議の評価に基づき早急に解決すべき課題
2		M(中)	プロジェクト全体進捗の遅延(3日以上)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議若しくはマネジメント会議又はプロジェクト管理の評価に基づき対応すべき課題
3		L(低)	プロジェクト全体進捗の遅延に影響はなく、プロジェクト管理の評価に基づき担当間、担当内で対応可能な課題
4	重要度	H(高)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議又はマネジメント会議の評価に基づき早急に解決すべき課題
5		M(中)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)が発生する恐れがある課題であり、全体進捗会議若しくはマネジメント会議又はプロジェクト管理の評価に基づき対応すべき課題
6		L(低)	プロジェクト全体進捗に影響(スコープ等、プロジェクト計画の変更)はなく、プロジェクト管理の評価に基づき担当間、担当内で対応可能な課題

表 2.8.3.3 課題の評価

項目番号			重要度		
			H(高)	M(中)	L(低)
1	緊急度	H(高)	9	6	3
2		M(中)	6	4	2
3		L(低)	3	2	1

表 2.8.3.4 課題のエスカレーション基準

項目番号	項目	内容
1	9,6	マネジメント会議に報告され対応内容の承認可否を審議する。
2	4,3,2	全体進捗会議に報告され対応内容の承認可否を審議する。
3	1	チーム内にて報告され対応する。

(3) 個別進捗会議/会議後の対応

受託事業者は「表 2.8.3.5 個別進捗会議における課題の取扱い」に示す要領に従い、課題管理台帳を個別進捗会議に提出し、対応方針を決定する。

表 2.8.3.5 個別進捗会議における課題の取扱い

項目番号	項目	内容
1	個別進捗会議	・受託事業者は、個別進捗会議に課題管理台帳を提出する。 ・機構は、提出された課題内容を検討し、受託事業者内で対応するか、全体進捗会議にエスカレーションするかを判断する。受託事業者内で対応する課題について、対応方針も決定する。受託事業者が課題を検出した場合、課題内容を整理し、台帳に登録する。
2	課題台帳更新	・個別進捗会議の結果を受けて、受託事業者は課題管理台帳を更新する。受託事業者内で対応する課題(受託事業者内課題)と全体進捗会議にエスカレーションする課題(共通課題)に分類する。
3	課題対応	・会議後、機構又は受託事業者は、課題への対応を実施する。解決するまでクローズしない。 ただし、週をまたがって対応が継続する場合は、個別進捗会議にて対応状況を報告する。

(4) 全体進捗会議/会議後の対応

受託事業者は「表 2.8.3.6 全体進捗会議における課題の取扱い」に示す要領に従い、共通課題を取りまとめ、全体進捗会議に提出し、対応方針を決定する。

表 2.8.3.6 全体進捗会議における課題の取扱い

項目番号	項目	内容
1	共通課題取りまとめ	・受託事業者は、課題管理台帳上から共通課題を取りまとめる。
2	全体進捗会議	・全体進捗会議にて、提出された課題内容を精査し、課題の担当者、課題検討会議の開催要否を判断する。また各課題の対応方針も決定する。
3	課題管理台帳更新	・全体進捗会議の結果を受け、受託事業者は課題管理台帳を更新する。更新された結果は、機構が課題担当者別に分類し受託事業者に配付する。
4	課題対応	・会議後、機構、又は受託事業者は、共通課題(検討会不要分)への対応を実施する。解決するまでクローズしない。 ただし、週をまたがって対応が継続する場合は、個別進捗会議にて対応状況を報告する。

(5) 課題検討会議での対応

受託事業者は、「表 2.8.3.7 課題検討会議における課題の取扱い」に示す要領に従い、共通課題(検討会必要分)に対して課題検討会議を招集し、課題解決に向けての検討を実施する。

表 2.8.3.7 課題検討会議における課題の取扱い

項目番号	項目	内容
1	検討課題の招集	・共通課題(検討会必要分)の課題担当者となった機関又は受託事業者は、課題解決のために必要なメンバーを選定し、課題検討会議を招集する。
2	課題検討会議	・課題担当者となった機関又は受託事業者は、課題解決に向けて主導、議事を進行する。 ・課題検討会議の出席者は、課題解決に向け、課題担当者に協力して対応する。 ・会議内で解決しない場合は、持ち帰り検討後、再度、課題検討会議を招集する。

(6) 終了

受託事業者は、「表 2.8.3.8 課題クローズの取扱い」に示す要領に従い、課題解決後、その結果を課題管理台帳に反映し、課題をクローズする。

表 2.8.3.8 課題クローズの取扱い

項目番号	項目	内容
1	課題管理台帳の更新	・機関又は受託事業者は、課題検討会議にて課題解決した結果を受け、課題管理台帳をクローズする。

2.9 システム構成管理要領

2.9.1 目的

システム構成管理では、情報システムを構成するシステム資産を、システムのライフサイクルに沿って適切な時期に調達し、管理することを目的とする。

2.9.2 基本方針

情報システムを構成するシステム資産(ハードウェア製品、ソフトウェア製品、ネットワーク)から、管理対象とするものを抽出し、情報システム台帳にて管理する。

2.9.3 システム構成管理方法

(1) システム構成管理に係る役割

システム構成管理に係る関連事業者を含めた役割を、「表 2.9.3.1 システム構成管理に係る役割」に示す。

表 2.9.3.1 システム構成管理に係る役割

項目番号	項目	内容
1	機構	受託事業者(運用管理担当)から提示されるリース、資材提供、貸与の依頼に対して必要性や資材内容等を確認し、承認を行う。
2	受託事業者(運用管理担当)	関連事業者からのリース要求に対して、機構の承認依頼を行い、各種管理台帳及び資材の更新を行う。 また、関連事業者からの提供・貸与依頼に対して機構に承認依頼を行い資材の提供・貸与を行う。
3	関連事業者	資材を本番環境にリースする場合、受託事業者(運用管理担当)に対してリース依頼及び資材の提供を行う。 また、運用保守、開発等において資材が必要な場合、受託事業者(運用管理担当)に対して資材提供依頼・貸与依頼を提示し、資材を受領する。

(2) システム構成別管理項目及び相互関係の明確化

以下にシステム資産として管理する項目例を示す。

また、管理項目に相互関係がある場合は明確にすること。

構成管理の対象となる情報について、「表 2.9.3.2 管理項目」に示す。

表 2.9.3.2 管理項目

項目番号	項目	内容
1	ハードウェア製品	管理番号、分類、メーカー、品番、機器諸元、シリアル番号、数量、購入日、廃棄予定日、設置場所、OS、バージョン、実装メモリ、ディスク容量 等
2	ソフトウェア製品	管理番号、分類、名称、バージョン、搭載ハードウェア製品、数量、購入日、廃棄予定日、契約ライセンス数、使用中ライセンス数、媒体保管場所 等
3	ネットワーク	管理番号、分類(アクセス回線、中継回線)、ネットワーク種類、帯域、設置拠点、契約開始日、契約終了日 等
4	アプリケーション	アプリケーションプログラム
5	データ構造	ファイル、データベース
6	各種文書	設計書、仕様書、マニュアル等
7	各種契約	ソフトウェア製品ライセンス、ハードウェア製品保守契約、リース契約等

(3) システム構成別管理項目の更新・維持

システム構成の新規導入、変更、追加、削除等の発生の都度、情報を更新し、変更履歴を保持する。

2.10 変更管理要領

2.10.1 目的

変更管理では、ベースラインの確立した納品成果物について、変更要求に起因する全ての作業をコントロールすることを目的とする。

また、納品成果物の変更履歴を管理し、必要に応じて、指定したバージョンの納品成果物を取り出せるこどを目的とする。

2.10.2 基本方針

本プロジェクトにおける変更管理は、受託事業者から納品された本システムに関する成果物(設計書、マニュアル等)を対象とする。

納品した成果物を初版とし、その時点から変更管理を実施する。

2.10.3 変更管理の方法

機構が承認した成果物に対する変更要件については、「表 2.10.3.1 変更管理要領」に示す手順に従い「変更管理台帳」にて管理する。

なお、変更した成果物の納品時期、提出方法については、機構と協議の上、決定する。

表 2.10.3.1 変更管理要領

項目番号	項目	内容
1	変更要求発生	・本システムについて変更要求が発生した場合、機構は、受託事業者に影響調査を指示する。指示された受託事業者は、変更予定/実績一覧に必要な事項(変更 No.、起票日、起票者、変更件名等)を記述し、起票する。
2	変更内容/影響の調査・分析	・機構より指示された受託事業者は、成果物及び実施計画(スケジュール、WBS、要員計画等)への影響範囲を調査・分析し、その結果を、影響調査票に記述する。
3	変更内容/影響の調査・分析 結果レビュー	・機構は、変更の実施許可を行うため、受託事業者が作成した影響調査結果及び変更内容をレビューする。 ・複数受託事業者に影響のある仕様変更の場合、機構が仕様調整会議を開催し、各受託事業者は、変更内容の一貫性を損なわれることがないよう、変更内容及び変更方法について、受託事業者間で十分な調整を行う。 また、機構は、仕様調整会議において、変更予定/実績一覧、及び影響調査票をもとに、変更内容及び影響調査結果等をレビューする。 ・受託事業者内に閉じた仕様変更の場合は、受託事業者内で変更内容及び変更方法を検討し、個別進捗会等で機構に報告を行う。
4	変更許可	・「変更内容/影響の調査・分析結果レビュー」をもとに、機構は仕様変更の許可を行う。 ・受託事業者の変更内容/影響調査結果に不足又は不備がある場合、受託事業者にて再調査を指示し、指示された受託事業者は再調査等を行う。
5	変更実施	・変更許可となった場合、機構は関係各所と調整のうえスケジューリングを行い、成果物の概要箇所について修正を行う。 ・成果物の変更にあたっては、後から変更内容が追跡可能となるよう、成果物単位に変更明細書を作成・管理する。
6	変更実施結果の受託事業者 内レビュー(インスペクション A)	・変更を実施した受託事業者内でインスペクション A を開催し、変更された成果物、及び変更明細書について受託事業者内レビューを行い、結果を「レビュー報告書」に記録する。
7	変更実施結果の機構レビュー (インスペクション B)	・機構は、受託事業者から提出された変更明細書、変更済みの成果物をもとに、変更結果のレビューを行う。 ・受託事業者は、レビュー結果を「レビュー報告書」に記録する。 また、機構からの指摘事項を受けた際は修正等を実施する。
8	変更実施結果承認	・機構レビューでの指摘事項が全て正しく反映されていることを確認し、変更実施結果を承認する。 ・受託事業者は、仕様変更完了となった案件の変更予定/実績一覧の機構から仕様変更完了の確認をとれた項目のステータスを「完了」に変更する。

項目番号	項目	内容
9	変更完了周知	・変更により、関連事業者の役務に影響がある場合、変更実施結果承認後、以後の設計・開発作業において取り込み漏れ等がないよう、機構が関連事業者に対し変更結果を周知する。

2.10.4 変更管理帳票

変更管理で作成する管理帳票を「表 2.10.4.1 変更管理帳票」に示す。

表 2.10.4.1 変更管理帳票

項目番号	項目	用途	帳票形式	帳票の単位	備考
1	変更予定/実績一覧	変更管理 No、変更予定・実績内容、ステータス等を管理	一覧	受託事業者単位	
2	影響調査票	変更案件に対する各受託事業者による影響調査結果を記載	個票	変更管理 No 単位	1 つの変更管理 No について、複数受託事業者が影響調査を行った場合、受託事業者ごとに影響調査票をそれぞれ作成する。
3	変更明細書	成果物の変更内容を詳細に記載	一覧	成果物(文書分類)単位	変更管理 No と各成果物のバージョンの関連も含めて管理する。

2.10.5 留意事項

納品前の成果物に対する変更管理は、受託事業者が定める手順に従う。

変更管理手順の詳細は、別途プロジェクト実施計画段階にて機構と協議の上、受託事業者が「プロジェクト実施計画書」に定義する。

第3章 システム開発工程の構成と概要

3.1 システム開発工程の構成

3.1.1 システム開発工程の概念図

本標準において定めるシステム開発工程の概念図を「図 3.1.1.1 システム開発工程の概念図」に示す。

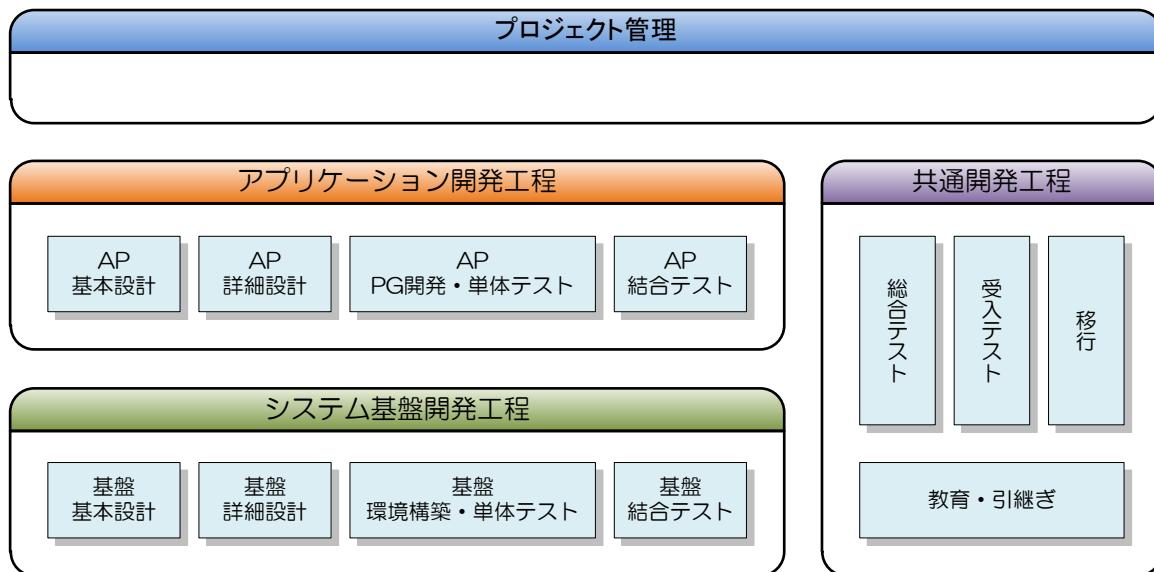


図 3.1.1.1 システム開発工程の概念図

3.1.2 設計・開発方針について

設計・開発作業を進める際、設計・開発・テスト作業の効率向上/品質向上を目的とし、作業の進め方や成果物作成に関する方針を定める必要がある。

設計・開発方針は、「プロジェクト実施計画書」の記述項目の一つであり、「プロジェクト実施計画書」の作成作業時において検討する。

設計・開発に関する具体的な方針は、「基本設計書(アプリケーション)」、「基本設計書(基盤)」又は「各種ガイド」にて定め、テストに関するより具体的な方針は「テスト基本設計書」及び「テスト実施計画書」にて定めることとする。

3.1.3 設計・開発の範囲について

プロジェクトにより実施する役務範囲が異なるため、受託事業者は、調達仕様書にて定義された開発工程の実施範囲及び他事業者との役務分解点に従い、開発を行うこと。

3.2 アプリケーション開発工程

3.2.1 アプリケーション基本設計工程

(1) 目的

調達関係書類に基に、アプリケーションのユーザから見えるシステムの振る舞いを定義する外部設計を実施する。

(2) 作業内容

- ① アプリケーション基本設計の実施
- ② 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.2.1.1 アプリケーション基本設計成果物」にアプリケーション基本設計工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.2.1.1 アプリケーション基本設計成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	基本設計書 (アプリケーション)	本システムで充足すべき機能要件を定義する。 ・業務全体概要図 ・機能構成図(DMM) ・業務フロー(業務フロー図、業務フロー一覧) ・状態遷移図 ・機能一覧表 ・データ項目定義書及び、データ項目一覧(データ設計書) ・コード表 ・アクター定義書 ・アクセス権限定義書 ・外部連携概要図(システムコンテキスト図) ・業務帳票一覧 ・業務帳票レイアウト ・移行データ項目定義 ・基本設計ガイド(設計ルール、設計テンプレート(記述例含む)) 等	・調達仕様書
2	画面設計	「機能要件定義」を基に、モックアップ(資材一式・説明資料一式)を作成し、開発する画面一覧、画面レイアウト、画面項目定義、画面遷移図、イベント(ボタン、遷移、等)の一覧とその処理内容を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義
3	帳票設計	「機能要件定義」を基に、開発する帳票一覧、帳票レイアウト、帳票項目定義を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義
4	バッチ設計	開発するバッチ一覧、バッチの処理内容(処理記述)を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義 ・機能設計
5	論理 ER 図	「機能要件定義」を基に、システムで使用するデータ項目をモデル化し、エンティティとその関連を洗練した上で、定義する	・調達仕様書 ・機能要件定義
6	エンティティ定義書	「論理 ER 図」を基に、エンティティの一覧とエンティティ定義書を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義 ・論理 ER 図
7	データディクショナリ	「機能要件定義」を基に、システムで使用するデータ項目の属性、型、桁を洗練する。またドメインを定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義
8	コード表	「機能要件定義」を基に、システムで使用するコードの値と名称を洗練する。	・調達仕様書 ・機能要件定義

項目番号	成果物		内容	入力資料名
9		CRUD 表	各機能とエンティティの関連(C:登録、R:照会、U:更新、D:削除)を定義する。	・論理 ER 図 ・エンティティ定義書 ・機能設計
10		機能設計	ユースケース一覧・ユースケース図(記述)・ビジネスルール一覧・ビジネスルール定義書を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義
11		メッセージ設計	メッセージ一覧、メッセージ内容を定義する。	・画面設計 ・帳票設計 ・機能設計
12		業務運用設計	事業所情報の取り込み、カレンダ更新等の業務運用に関する情報を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義
13		移行データ項目定義	移行データ等を分析し、移行データ項目を定義する。	・調達仕様書 ・論理 ER 図 ・エンティティ定義書 ・データディクショナリ ・コード表
14		アーキテクチャ定義	システム処理方式(処理パターン、フレームワーク等)を定義する。	・調達仕様書 ・機能要件定義 ・画面設計 ・帳票設計 ・パッチ設計 ・論理 ER 図 ・エンティティ定義書 ・データディクショナリ ・コード表 ・CRUD 表 ・外部インターフェース設計 ・機能設計 ・メッセージ設計
15		アプリケーション設計ガイド	設計ルール、設計テンプレート(記述例含む)を定義する。	・調達仕様書 ・プロジェクト実施計画書(アプリケーション) ・機能要件定義 ・画面設計 ・帳票設計 ・パッチ設計 ・論理 ER 図 ・エンティティ定義書 ・データディクショナリ ・コード表 ・CRUD 表 ・外部インターフェース設計 ・機能設計 ・メッセージ設計
16	外部インターフェース設計書		外部システムからのインターフェースについて、外部インターフェース一覧、項目定義、連携方法、タイミング、サイクル、処理量等を定義する。	・調達仕様書 ・基本設計書(アプリケーション)

(4) 成果物完了基準

「表 3.2.1.2 アプリケーション基本設計成果物完了基準」にアプリケーション基本設計工程で作成する主要な成果物を示す。

表 3.2.1.2 アプリケーション基本設計成果物完了基準

項目番号	成果物		内容
1	基本設計書 (アプリケーション)	機能要件定義	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する上で必要な要件が漏れなく記述されていること。 ・要件間の不整合が解消され、かつ、トレードオフが必要な部分については調整済みであること。
2		画面設計	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・画面がシステムとして漏れなく洗い出されていること。 ・画面遷移が漏れなく洗い出され、定義されていること。 ・画面遷移とユースケース記述とが整合していること。 ・画面ごとに、画面レイアウトが定義されていること。 ・画面ごとに、必要なデータ項目、チェック項目、初期状態等が洗い出され、定義されていること。 ・画面に含まれるデータ項目が、他のデータ項目の演算結果である項目を除き、漏れなく「データディクショナリ」に定義されていること。 ・画面とユースケース記述とが整合していること。 ・モックアップ確認時の指摘事項が整理され、反映されているかどうかの区別がされていること。
3		帳票設計	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・帳票がシステムとして漏れなく洗い出されていること。 ・帳票ごとに、レイアウトが定義されていること。 ・帳票ごとに、必要なデータ項目が洗い出され、定義されていること。 ・帳票に含まれるデータ項目が、他のデータ項目の演算結果である項目を除き、「データディクショナリ」に定義されていること。 ・帳票とユースケース記述とが整合していること。
4		バッチ設計	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・バッチがシステムとして漏れなくあらいだされていること。 ・バッチ仕様(起動方法、処理タイミング、処理時間、処理量、先行条件、終了条件、印刷の有無等)が洗い出され、一覧表として作成されていること。
5		論理 ER 図	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・システムが扱う値、データ項目、エンティティが漏れなく洗い出されていること。 ・データ項目が重複なく整理されていること。 ・エンティティ間の基本キーと外部キーの関連が定義されていること。
6		エンティティ定義書	<ul style="list-style-type: none"> ・外部インターフェースに含まれるデータ項目が、他のデータ項目の演算結果である項目を除き、定義されていること。 ・エンティティごとに、必要なデータ項目が洗い出され、定義されていること。 ・エンティティ定義に含まれるデータ項目が「データディクショナリ」に定義されていること。
7		データディクショナリ	<ul style="list-style-type: none"> ・エンティティ定義とユースケース記述とが整合していること。 ・ER 図とユースケースが整合していること。 ・画面・帳票に含まれるデータ項目が、他のデータ項目の演算結果である項目を除き、定義されていること。 ・コード化が必要なデータ項目が洗い出され、適切にコード化されていること。 ・データの物理設計のための検討が実施され、詳細設計工程でのデータの物理設計のための留意事項が抽出され、整理されていること。
8		コード表	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースとエンティティを対象とした CRUD 表が作成されていること。 ・ユースケースにおけるイベントごとに CRUD 分析が実施されていること。 ・エンティティ一覧と整合していること。
9		CRUD 表	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」を網羅して、漏れなくユースケースが洗い出されていること。 ・ユースケースが整理・統合され、共通機能が共通ユースケースとして定義されていること。 ・ユースケースごとに、システムに要求されるビジネスルールが定義されていること。 ・システム全体において共有されるビジネスルールを明確に定義していること。 ・ユースケースごとに、ユースケースに反映されている業務要件が整理されていること。
10		機能設計	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」を網羅して、漏れなくユースケースが洗い出されていること。 ・ユースケースが整理・統合され、共通機能が共通ユースケースとして定義されていること。 ・ユースケースごとに、システムに要求されるビジネスルールが定義されていること。 ・システム全体において共有されるビジネスルールを明確に定義していること。 ・ユースケースごとに、ユースケースに反映されている業務要件が整理されていること。

項目番	成果物		内容
			<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースごとに、ユースケース記述が定義されていて、ユースケースがシステムに要求する機能が明確に記述されていること。 ・ユースケースが利用する画面、帳票、エンティティが洗い出されていること。 ・ユースケース記述とデータ論理設計、外部インターフェース設計、画面設計、帳票設計等の各種成果物とが整合していること。
11	メッセージ設計		<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・メッセージがシステムとして漏れなく洗い出されていること。 ・メッセージごとに、必要なデータ項目が洗い出され、定義されていること。 ・メッセージが出力される画面等と整合していること。
12	業務運用設計		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所情報の取り込み、カレンダ更新等の業務運用が全て定義されていること。
13	移行データ項目定義		<ul style="list-style-type: none"> ・移行に必要なデータ項目が定義されていること。
14	アーキテクチャ定義		<ul style="list-style-type: none"> ・処理パターン、フレームワーク等といったシステム処理方式が定義されていること。
15	アプリケーション設計ガイド		<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計にて作成する成果物が作成基準、手順、ルール、成果物の標準化が行われていること。 ・成果物のサンプルが記述されていること。 ・詳細設計において、別途ツール等を使用する場合は、準備方法、利用範囲、利用手順等が定義されていること。
16	外部インターフェース設計書		<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」、「機能要件定義」で定義している要件を満たしていること。 ・外部システムがシステムとして漏れなく洗い出されていること。 ・外部インターフェースに求められている機能要件及び非機能要件が定義されていること。 ・外部システムとその外部システムとのインターフェースがシステムとして漏れなく洗い出されていること。 ・外部インターフェースごとに、データ項目がシステムとして漏れなく洗い出され、定義されていること。 ・外部インターフェースに含まれるデータ項目が、他のデータ項目の演算結果である項目を除き、データ・ディクショナリに定義されていること。 ・外部インターフェースとユースケース記述とが整合していること。 ・外部インターフェースにおいて文字を変換する場合は、外部インターフェースごとに文字及びコードの対応表が定義されていること。また、その変換方式、実現方式について検討され、定義されていること。 ・外部インターフェースの実現方法がシステム方式設計で検討され、その結果がシステム全体構成に反映されていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 開発対象となる全ての機能が定義されていること。
- ③ 「機能要件定義」で定義している要件とその他の基本設計書の成果物間の追跡可能性が検証され確保されていること。
- ④ 変更が生じた要件については、「機能要件定義」の内容が改定されていること。
- ⑤ 基本設計工程の成果物間の整合性が検証され担保されていること。
- ⑥ 基本設計工程の成果物の内容が、システムの機能要件、非機能要件の両面において、基本設計段階で必要な設計が行われており、実現可能性が検証されていること。
- ⑦ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ⑧ 申し送り事項が全てリストアップされ、早期解消のアクションが定められていること。
- ⑨ 「基本設計書」は、完了基準が明確なテスト仕様が作成できるレベルで記述されていること。
- ⑩ 「基本設計書」の内容は、容易に理解可能な内容と構成になっていること。
- ⑪ 設計したシステムの動的振る舞い及び静的構造についてシステムやサブシステムの全体像を俯瞰する設計書が含まれていること。
- ⑫ 技術的な依存関係が定義され検証されていること。また、技術的なリスクが洗い出され対応策が検討されていること。
- ⑬ システムの利用を含む業務運用シナリオの妥当性が検証されていること。
- ⑭ 詳細設計工程の入力成果物についてベースラインが確立されていること。
- ⑮ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.2.2 アプリケーション詳細設計工程

(1) 目的

基本設計工程の成果物を入力として、システムの実装方式を定義する内部設計を実施する。

(2) 作業内容

- ① アプリケーション詳細設計の実施
- ② 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.2.2.1 アプリケーション詳細設計成果物」にアプリケーション詳細設計工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.2.2.1 アプリケーション詳細設計成果物

項目番号	成果物		内容	入力資料名
1	詳細設計書 (アプリケーション)	物理 ER 図	基本設計で作成した「論理 ER 図」、「エンティティ定義書」、「データディクショナリ」を基に、データベースの特性を意識した「物理 ER 図」を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤)
2		テーブル定義	「物理 ER 図」、「エンティティ定義書」、「データディクショナリ」を基に、テーブル設計を行い、「テーブル一覧」及び「テーブル定義」を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図
3		インデックス定義	「物理 ER 図」、「テーブル定義」を基に、インデックス設計を行い、「インデックス一覧」及び「インデックス定義」を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義
4		ファイル定義	物理ファイルの設計を行う。業務アプリケーションから見たファイルのレイアウトを確定する。また、ファイルのライフサイクルに関する設計も行う。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤)
5		処理詳細設計	「画面設計」及び「物理 ER 図」、「テーブル定義」、「インデックス定義」を基に、コーディング可能なレベルで処理を一覧化し、IPO 形式等で処理内容を定義する。(クラス図、シーケンス図、SQL 設計書も定義すること)	・基本設計書 (アプリケーション) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義
6		ジョブフロー設計	バッチ処理の実行順序を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義 ・ファイル定義 ・外部インターフェース仕様
7		権限設計	ユーザの役割と、権限の設定の関連を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義 ・ファイル定義 ・外部インターフェース仕様
8		バッチ詳細設計	バッチ処理仕様、アプリケーションジョブネットを定義する。	・基本設計書 (アプリケーション)

項目番号	成果物	内容	入力資料名
			<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義 ・ファイル定義 ・外部インターフェース仕様
9	ツール仕様	開発ツール、テストツール、運用ツール等を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義 ・ファイル定義 ・外部インターフェース仕様
10	移行計画	移行スケジュール、データ移行対象・移行方式、データ移行プログラムの設計・開発方針、移行計画等を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・プロジェクト実施計画書(アプリケーション)
11	移行設計	データ移行プログラム仕様を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・物理 ER 図 ・テーブル定義 ・インデックス定義 ・ファイル定義 ・外部インターフェース仕様
12	アプリケーション開発ガイド	開発ルール、コーディング規約(命名規則含む)、単体テスト実施ガイド、基盤ライブラリ、フレームワーク利用ガイド等を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・処理詳細設計 ・ツール仕様
13	外部インターフェース仕様書	外部システムごとに通信方法や媒体、発生サイクル、件数、ネットワーク構成、接続プロトコル、使用ソフトウェア製品及びその設定等を記述する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・詳細設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤)

(4) 成果物完了基準

「表 3.2.2.2 アプリケーション詳細設計成果物完了基準」にアプリケーション詳細設計工程で作成する主要な成果物の完了基準を示す。

表 3.2.2.2 アプリケーション詳細設計成果物完了基準

項目番号	成果物		内容
1	詳細設計書 (アプリケーション)	物理 ER 図	<ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンスを考慮したテーブル分割、非正規化や導出データの扱いが検討され、反映されていること。 ・アプリケーションの処理に必要な更新タイムスタンプ、更新者、アクセス制御情報列の追加等が検討され、反映されていること。
2		テーブル定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「物理 ER 図」と「テーブル定義」及び「インデックス定義」、「ファイル定義」との整合性が取れていること。 ・実装方式、データベース管理製品の仕様に基づき、データベース物理仕様が定義されていること。
3		インデックス定義	<ul style="list-style-type: none"> ・業務ソフトウェア製品や基盤ソフトウェア製品の性能要件等を含む総合的な観点からの妥当性が検証されていること。 ・データベースの運用や非機能要件について考慮されており、性能要件や運用要件を満たせることができること。
4		ファイル定義	<ul style="list-style-type: none"> ・実装方式に基づき、ファイル物理仕様が定義されていること。 ・システム全体でファイルの利用方針を定め、遵守していること。 ・他成果物との整合性が取れていること。
5		処理詳細設計	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件、ユースケースが、全てコンポーネントの機能として定義されていること。 ・開発する全てのモジュールとその仕様及びモジュール間の構造が定義されていること。
6		ジョブフロー設計	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインのトランザクションの同時処理、あるいはバッチ処理との競合等から排他制御を考慮した仕様となっていること。 ・オンライン、バッチのアプリケーションの運用スケジュールが決定し、バッチ・ジョブのネットワークが定義されていること
7		権限設計	<ul style="list-style-type: none"> ・バッチ処理の DB のリカバリ、リランの方法が明確にされ JOB フローに反映されていること。
8		バッチ詳細設計	<ul style="list-style-type: none"> ・画面、帳票を使用するユーザの実行権限が定義されていること。 ・画面、帳票、バッチの仕様がエラー処理も含め定義されていること。 ・コンポーネントの共通化が十分に検討されていること。
9		ツール仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポーネント設計の観点から必要とされる情報が全て定義されていること。 ・コーディングやコンテンツの作成が開始可能なレベルまで詳細化されていること。
10		移行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・移行スケジュール、データ移行対象・移行方式、データ移行プログラムの設計・開発方針、移行計画が定義されていること。 ・複数の移行方式案が示され、実現性・難易度・リスク等に対する対策、コスト、移行スケジュール、移行システムへの影響及び業務への影響等について検討されていること。 ・検討した移行方式案について比較・評価を行った結果が整理されていること。
11		移行設計	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な移行方式とその選定理由が示されていること。選定理由が妥当なものであること。 ・データ移行作業方法が定義され、データ移行対象(移行元、移行先)となるエンティティ、項目が全て定義されていること。 ・本番移行へのリスクが全て洗い出され、対策案とともにいつ、だれが何を実施するか責任の所在が明確となった計画となっていること。 ・開発対象となる全てのデータ移行機能が定義されていること。 ・開発対象となるデータ移行機能の処理機能記述が定義されていること。 ・データの移行を行うためのプログラム仕様書が定義されていること。
12		アプリケーション開発ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム開発にて作成する成果物の作成基準、手順、ルール、成果物の標準化が行われていること。 ・成果物のサンプルが記述されていること。 ・プログラム開発において、別途ツールやライブラリ、フレームワーク等を使用する場合は、準備方法、利用範囲、利用手順等が定義されていること。

項目番号	成果物	内容
13	外部インターフェース仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・データを受け渡す方式、データフォーマット、その他双方でのインターフェースの実装に必要な情報が網羅的に記載されていること。 ・外部システムごとに外部インターフェース仕様が作成され、外部接続先と該当する外部インターフェース詳細仕様書の内容について合意されていること。 ・外部インターフェースに求められる機能要件及び非機能要件が満たされることが机上にて検証済みであること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 申し送り事項が全てリストアップされ、早期解消のアクションが定められていること。
- ③ 基本設計工程で設計した内容に対して、実装方式、製品、開発環境等に依存する部分の内容が更新され、その妥当性が検証されていること。
- ④ 詳細設計工程の作業ガイドに従い、成果物が全て作成されていること。
- ⑤ 「基本設計書」の各構成要素と詳細設計工程の関連する成果物間の追跡可能性が検証され確保されていること。
- ⑥ 変更が生じた要件については、「機能要件定義」の内容が改定されていること。
- ⑦ 仕様変更の内容が追跡可能であり、「詳細設計書」に変更内容が全て反映されていること。
- ⑧ 詳細設計工程の成果物間の整合性が検証され担保されていること。
- ⑨ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ⑩ 「詳細設計書」に基づき開発されるシステムの妥当性が、システムの利用を含む業務運用シナリオを基に検証されていること。
- ⑪ 技術的な依存関係が定義され検証されていること。
- ⑫ 技術的なリスクが洗い出され対応策が検討されていること。
- ⑬ 開発・単体テストのための機器やツール等、必要十分な資源が割り当てられていること、若しくは開発実施までに準備する計画が作成されていること。
- ⑭ プログラム開発工程の入力成果物についてベースラインが確立されていること。
- ⑮ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.2.3 アプリケーションプログラム開発・単体テスト工程

(1) 目的

詳細設計工程の成果物を入力として、ソフトウェアユニット(以下「モジュール」という。)開発を実施する。
また、開発したモジュールをコンポーネントとして組み合わせ、コンポーネント仕様を確認する単体テストを実施する。

(2) 作業内容

- ① 開発資材の作成
- ② アプリケーション単体テスト仕様書の作成
- ③ アプリケーション単体テストの実施
- ④ アプリケーション単体テスト結果報告書の作成
- ⑤ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.2.3.1 アプリケーションプログラム開発成果物」にアプリケーションプログラム開発工程で作成する主要な成果物を示す。

表 3.2.3.1 アプリケーションプログラム開発成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	テスト基本計画書	プロジェクトの全フェーズを通して実施される各種テスト(アプリケーション関連及び基盤関連における単体テスト～受入テスト)に関する基本的な計画(方針、体制、利用環境、テスト開始基準・完了基準等)、テストの種類・概要、テスト範囲、各事業者の責任分解点を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書 (アプリケーション) ・詳細設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・プロジェクト実施計画書(アプリケーション)
2	テスト実施計画書 (アプリケーション)	アプリケーションに係るテスト実施方針・実施体制、テスト実施スケジュール、テストの範囲・方法・種類・評価基準、テスト実施環境、各工程で使用するテストデータ定義、テスト運営方法(テスト情報管理、テストプロセス管理、変更管理)等を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書 (アプリケーション) ・詳細設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・プロジェクト実施計画書(アプリケーション) ・テスト基本計画書
3	開発資材一式	開発したモジュールのソースコード等一式 <ul style="list-style-type: none"> ・実行モジュール(データベースのオブジェクトを含む) ・データ移行プログラム・ツール(マスターデータ含む) ・業務プログラム実行シェル ・運用ツール ・開発ツール ・テストツール ・テーブル定義 DDL ・アプリケーションジョブネット定義(設定ファイル)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計書 (アプリケーション)
4	アプリケーション単体テスト仕様書	作業計画、テスト範囲、実施手順、テストデータ、テスト完了基準等を定義する。 また、全ての分岐を網羅し、確認するためのテストケースを定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書 (アプリケーション) ・テスト実施計画書 (アプリケーション)

項目番号	成果物	内容	入力資料名
5	アプリケーション単体テスト結果報告書	「アプリケーション単体テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書。	・アプリケーション単体テスト仕様書 ・開発資材一式

(4) 成果物完了基準

「表 3.2.3.2 アプリケーションプログラム開発成果物完了基準」にアプリケーションプログラム開発工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.2.3.2 アプリケーションプログラム開発成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	テスト基本計画書	・当作業プロセスにおける成果物の作成が完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
2	テスト実施計画書 (アプリケーション)	・テストの全体方針及び各段階での目的、担当者、作業概要及びテスト環境/ツール/使用するデータ等が検討され、必要な作業が次局面以降の計画に反映されていること。
3	開発資材一式	・全ての機能が開発されていること。 ・各種設計書とモジュールのトレースが取れています。 ・コーディングルールに沿ったプログラムが実装されていること。
4	アプリケーション単体テスト仕様書	・「テスト実施計画書」に従い、機能を全て検証するためのテストケースやテストデータが準備されていること。 ・全てのプログラム機能を漏れなく検証するためのテスト仕様が「単体テスト仕様書」として作成されていることを機構に報告し、承認を受けていること。
5	アプリケーション単体テスト結果報告書	・全ての実行モジュールに対し、「アプリケーション単体テスト仕様書」に従い、単体テストが実施され、不具合が修正済みであること。 ・「アプリケーション単体テスト仕様書」に基づき実施された単体テストの結果が記録されていること。 ・テスト実施結果及び品質評価が整理され、「アプリケーション単体テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。 ・「単体テスト仕様書」どおり実施され、全てのプログラム機能を漏れなく検証できていることを「アプリケーション単体テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 全ての機能が開発されていること。
- ③ 各種設計書とモジュールのトレースが取れています。
- ④ コーディングルールに沿ったプログラムが実装されていること。
- ⑤ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ⑥ 全ての開発物に対し、必要十分な「アプリケーション単体テスト仕様書」が作成されていること。
- ⑦ 計画された全てのテストケースが実施され、正しく検証されていること。(各機能に対する機能検証を行い、不具合を洗い出し、解決されていること。また、エラーが残っている場合であっても、解決の目処が立っていること)
- ⑧ 他受託事業者の支援が必要な場合は、実施計画の内容が受託事業者間で調整の上、合意されていること。
- ⑨ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.2.4 アプリケーション結合テスト工程

(1) 目的

各コンポーネント間のインターフェースの検証を行う結合テストを実施する。

(2) 作業内容

- ① アプリケーション結合テスト仕様書の作成
- ② アプリケーション結合テストの実施
- ③ アプリケーション結合テスト結果報告書の作成
- ④ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.2.4.1 アプリケーション結合テスト成果物」にアプリケーション結合テスト工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.2.4.1 アプリケーション結合テスト成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	アプリケーション結合テスト仕様書	作業計画、テスト範囲、実施手順、テストデータ、テスト完了基準等を定義する。 また、「詳細設計書」に基づき、機能単位でモジュールを結合し、確認するためのテストケースを定義する。	・基本設計書(基盤) ・詳細設計書 (アプリケーション) ・テスト実施計画書 (アプリケーション) ・アプリケーション単体テスト結果報告書
2	アプリケーション結合テスト結果報告書	「アプリケーション結合テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書	・アプリケーション結合テスト仕様書 ・開発資材一式

(4) 成果物完了基準

「表 3.2.4.2 アプリケーション結合テスト成果物完了基準」にアプリケーション結合テスト工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.2.4.2 アプリケーション結合テスト成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	アプリケーション結合テスト仕様書	・「テスト実施計画書(アプリケーション)」に従い、機能を全て検証するためのテストケースやテストデータが準備されていること。 ・コンポーネント間のインターフェース、ジョブネットの検証を行うためのテストケースやテストデータが準備されていること。 ・「アプリケーション結合テスト仕様書」の内容について機構に報告し、承認を受けていること。
2	アプリケーション結合テスト結果報告書	・「アプリケーション結合テスト仕様書」に従い、結合テストが実施され、不具合が修正済みであること。 ・「アプリケーション結合テスト仕様書」に基づき実施された結合テストの結果が記録されていること。 ・テスト実施結果及び品質評価が整理され、「アプリケーション結合テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。 ・「アプリケーション結合テスト仕様書」どおり実施され、結合テストが漏れなく検証できていることを「アプリケーション結合テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ③ 全ての開発物に対し、必要十分な「アプリケーション結合テスト仕様書」が作成されていること。
- ④ 計画された全てのテストケースが実施され、正しく検証されていること。(各機能に対する機能検証を行い、不具合を洗い出し、解決されていること。また、エラーが残っている場合であっても、解決の目処が立っていること)
- ⑤ 他受託事業者の支援が必要な場合は、実施計画の内容が受託事業者間で調整の上、合意されていること。
- ⑥ 総合テストが実施できる環境になっていること。
- ⑦ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.3 システム基盤開発工程

3.3.1 基盤基本設計工程

(1) 目的

アプリケーションの処理をパターン化してシステム処理パターンとして定義し、システム処理パターンを実現するためのシステム全体構成、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、ネットワーク、セキュリティ、運用・保守の各仕様、実装方式を定義する。

(2) 作業内容

- ① 基盤基本設計の実施
- ② 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.3.1.1 基盤基本設計成果物」に基盤基本設計工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.3.1.1 基盤基本設計成果物

項目番号	成果物		内容	入力資料名
1	基本設計書 (基盤)	非機能要件定義	本システムで充足すべき非機能要件を定義する。 • 可用性要件 (継続性、耐障害性、災害対策、回復性) • 性能・拡張性要件 (業務処理量、性能目標値、リソース拡張性、性能品質保証) • 運用・保守性要件 (通常運用、保守運用、障害時運用、運用環境、サポート体制、その他の運用管理方針) • 移行性要件 (移行時期、移行方式、移行対象機器、移行対象データ、移行計画) • セキュリティ要件 (前提条件・制約条件、セキュリティリスク分析、セキュリティ診断、セキュリティリスク管理、アクセス・利用制限、データの秘匿、不正追跡・監視、ネットワーク対策、マルウェア対策、Web 対策、セキュリティインシデント対応/復旧) • システム環境要件 (システム制約/前提条件、システム特性、機材設置環境条件)	• 調達仕様書 • 基本設計書 (アプリケーション)
2		処理方式設計	システムで実行される処理のパターン(認証、オンライン、バッチ等)を洗い出し、各処理フローにおける構成要素間の動的な振る舞いを、シーケンス図等を用いて定義する。 定義された非機能要件を実現するためのシステム処理方式に係る設計方針、システム処理方式を決定する。	• 調達仕様書 • 非機能要件定義 • 基本設計書 (アプリケーション)
3		可用性設計	非機能要件を実現するための可用性確保範囲、可用性施策を定義する。	• 非機能要件定義 • 処理方式設計
4		性能・拡張設計書	非機能要件を実現するための性能向上施策の定義、サイジング等を定義する。	• 非機能要件定義 • 処理方式設計
5		運用保守設計	非機能要件を実現するためのシステム運用・監視対象範囲、スケジュール、運用・監視・保守項目、体制、運用・監視・保守ツール等を定義する。	• 非機能要件定義 • 処理方式設計
6		移行設計	非機能要件を実現するためのシステム移行時期、方式、計画等を定義する。	• 非機能要件定義 • 処理方式設計

項目番号	成果物		内容	入力資料名
7		セキュリティ設計	非機能要件を実現するためのシステムセキュリティ範囲、セキュリティ脅威の洗い出し、リスク分析・対策を定義する。	・非機能要件定義 ・処理方式設計
8		システム環境設計	非機能要件を実現するためのシステム制約、前提条件、設備環境等を定義する。	・非機能要件定義 ・処理方式設計
9		構成設計	システムの実現方式を検討し、論理構成、ハードウェア製品仕様、ソフトウェア製品仕様、ネットワーク仕様、セキュリティ仕様、性能設計等のシステム全体のアーキテクチャを定義する。	・非機能要件定義 ・処理方式設計 ・可用性設計 ・性能・拡張設計書 ・運用保守設計 ・移行設計 ・セキュリティ設計 ・システム環境設計
10		基盤設計ガイドの定義	設計ルール(機器・ホスト・コンポーネント・ジョブ等の命名規則、シェルコーディング規約等)、設計テンプレート(記述例も含む)を定義する。	・プロジェクト実施計画書(アプリケーション) ・非機能要件定義 ・処理方式設計 ・可用性設計 ・性能・拡張設計書 ・運用保守設計 ・移行設計 ・セキュリティ設計 ・システム環境設計 ・構成設計

(4) 成果物完了基準

「表 3.3.1.2 基盤基本設計成果物完了基準」に基盤基本設計工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.3.1.2 基盤基本設計成果物完了基準

項目番号	成果物		内容
1	基本設計書 (基盤)	非機能要件定義	・本システムを動作させる上で必要な要件が漏れなく記述されていること。 ・要件間の不整合が解消され、かつ、トレードオフが必要な部分については調整済みであること。
2		処理方式設計	・「調達仕様書」、「非機能要件定義」で定義している要件が漏れなく記述されていること。 ・基盤設計における設計指針が定義され、それに基づいたシステム処理方式が定義されていること。 ・全てのユースケースを実現できるように、システム処理パターンが洗い出され、定義されていること。 ・システム処理パターンの基盤的特性・特徴が定義されていること。 ・セキュリティ要件、システム方式要件、運用要件等、非機能要件を満たしていること。 ・システムの構成要素が定義され、構成要素間の静的及び動的な関連が定義されていること。
3		可用性設計	・システム全体の可用性分析を実施し、可用性施策針が確定していること。 ・要求される可用性を確保する範囲が定義されていること。
4		性能・拡張設計書	・論理ノード及び物理ノード全体に求められる処理量及び容量の数値、最低必要となるノードの数等、製品非依存の設計が根拠や考え方とともに記述されていること。 ・ネットワーク製品に求められる処理量や容量、最低必要となるネットワークノード数、ポート数等、製品非依存の設計が根拠や考え方とともに記述されていること。 ・システムに要求される性能・容量を満たすために必要なシステム資源量が見積もられていて、ハードウェア製品仕様、ソフトウェア製品仕様、ネットワーク仕様、セキュリティ仕様、運用・保守仕様に反映されていること。 ・前提を示したうえで論理的に性能数値が示され、パフォーマンスが見積もられていること。 ・パフォーマンスの見積り結果が性能要件を充足していること。

項目番号	成果物	内容
5	運用保守設計	<ul style="list-style-type: none"> 性能におけるリスクを洗い出し、対応策や解決策が示されていること。 システムを拡張する際の方針が根拠や考え方とともに記述されていること。 運用保守要件を満たしていること。 業務・基盤サービスレベル目標、システム運用体制、運用スケジュールが運用仕様として定義されていること。 稼働監視、システムの操作、バックアップ/リカバリ等のシステム運用業務、ヘルプデスク業務等の運用支援業務、及び、バッチ管理、障害管理等の業務運用フローと、それらの業務に必要なシステム機能の仕様が定義されていること。 ジョブ実行方式(実行条件、実行方法、ログ出力方法、ジョブ・ネット定義、遅延検知方式、障害発生時の回復処理等)が定義されていること。 バックアップ方式(バックアップ対象、バックアップスケジュール、バックアップ方法、メディア)が定義されていること。 監視方式(監視対象、監視タイミング、監視方法、障害検知方法等)が定義されていること。 保守業務(バッチ適用、ウイルスパターン定義ファイル配布、定期点検)に必要な情報がとりまとめられていること。 障害パターンが網羅的に洗い出されていること。 障害パターンごとに必要な対応手順(障害検知、障害情報取得方法、復旧時間見積り、縮退運転、復旧方法、制限事項等)が定義されていること。 システム全体構成と整合性の取れた、運用管理機能に関する仕様が定義されていること。 定義した設計内容に対する設計根拠が明らかになっていること。
6	移行設計	<ul style="list-style-type: none"> 移行作業計画から本稼働までのシステム移行期間、システム停止可能日時、並行稼働の有無が確定していること。 移行範囲、移行方法、移行対象が確定していること。
7	セキュリティ設計	<ul style="list-style-type: none"> システム全体のリスク分析を実施し、セキュリティ対策方針が確定していること。 セキュリティ対策方針に従ったセキュリティ設計方針が定義されていること。 ユーザ認証、アクセス制御、暗号化、ファイアウォール、ウイルス対策、ロギング等のセキュリティ機能の仕様が定義されていること。 システム全体構成と整合性の取れた、セキュリティに関する仕様が定義されていること。
8	システム環境設計	<ul style="list-style-type: none"> システム特性(ユーザ数/クライアント数/システム利用拠点数/システム利用範囲)が定義されていること。 機材設置場所に関する条件、制約が定義されていること。
9	構成設計	<ul style="list-style-type: none"> 運用機能、セキュリティ機能を実現するための構成要素も含めた、システム全体構成が定義されていること。 システム処理パターンがシステム全体構成で処理できることが机上にて検証されていること。 ハードウェア製品とその構成要素の一覧が記述されていること。 ハードウェア製品の配置場所・接続構成が記述されていること。 ネットワーク機器とその構成要素の一覧が記述されていること。 ネットワーク製品の配置場所・接続構成が記述されていること。 仮想化を行う場合、仮想化の構成が記述されていること。 データベースに必要なディスクスペースの容量が見積もられていること。 ファイル保存に必要なディスクスペースの容量が見積もられていること。 定義した設計内容に対する設計根拠が明らかになっていること。 外部インターフェース設計方針が定義されていること。 障害ケースについても検証され、障害対策の妥当性が机上にて検証されていること。 機能、性能、容量等の仕様が定義されていること。 <ul style="list-style-type: none"> サーバ構成、ストレージ構成、ネットワーク構成 ハードウェア製品に関する機能設計、構成要素の構造 ソフトウェア製品のパッケージに関する機能設計、構成要素の構造 データベース管理システムに関する機能設計、構成要素の構造、物理設計方針、データベース方針 外部インターフェース接続方式 稼働維持環境についても定義されていること。
10	基盤設計ガイドの定義	<ul style="list-style-type: none"> 基盤詳細設計にて作成する成果物が作成基準、手順、ルール、成果物の標準化が行われていること。 成果物のサンプルが記述されていること。

項目番号	成果物	内容
		・基盤詳細設計において、別途ツール等を使用する場合は、準備方法、利用範囲、利用手順等が定義されていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 「要件定義書」で定義している要件が、基本設計工程の成果物として漏れなく定義されていること。
- ③ 「調達仕様書」で定義している要件と「基本設計書」の成果物間の追跡可能性が検証され確保されていること。
- ④ 変更が生じた要件については、「機能要件定義」、「非機能要件定義」の内容が改定されていること。
- ⑤ 基本設計工程の成果物間の整合性が検証され担保されていること。
- ⑥ 基本設計工程の成果物の内容が、システムの機能要件、非機能要件の両面において、基本設計段階で必要な設計が行われており、実現可能性が検証されていること。
- ⑦ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ⑧ システム及びそれらの構成要素の動的な振る舞い、静的な構造が分析され設計されていること。
- ⑨ 「基本設計書」は、完了基準が明確なテスト仕様が作成できるレベルで記述されていること。
- ⑩ 「基本設計書」の内容は、容易に理解可能な内容と構成になっていること。
- ⑪ 技術的な依存関係が定義され検証されていること。また、技術的なリスクが洗い出され対応策が検討されていること。
- ⑫ 詳細設計工程の入力成果物についてベースラインが確立されていること。
- ⑬ 現状の運用体制と運用設計との差分が洗い出され、対応の検討が計画されていること。
- ⑭ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.3.2 基盤詳細設計工程

(1) 目的

設計した各機能、非機能の実装方式と構成を基に、個々のハードウェア製品・ソフトウェア製品の導入・設定に必要なパラメタの定義を行い、環境ごとに環境設計を実施する。

(2) 作業内容

- ① 詳細設計の実施
- ② テスト実施計画書(基盤)の作成
- ③ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.3.2.1 基盤詳細設計成果物」に基盤詳細設計工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.3.2.1 基盤詳細設計成果物

項目番号	成果物		内容	入力資料名
1	詳細設計書 (基盤)	環境設計書	基盤設計の詳細化で設計した各機能、非機能の実装方式と構成を基に、ハードウェア製品・ソフトウェア製品の導入・設定に必要なパラメタの定義を環境ごとに設計する。	・基本設計書(基盤)
2		運用ツール設計書	「運用保守設計」に基づきシステムの稼働に必要な運用ツール(シェルスクリプトやツール)を設計する。	・基本設計書(基盤)

(4) 成果物完了基準

「表 3.3.2.2 基盤詳細設計成果物完了基準」に基盤詳細設計工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.3.2.2 基盤詳細設計成果物完了基準

項目番号	成果物		内容
1	詳細設計書 (基盤)	環境設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・各機能を実現するための実装方式や基盤製品が定義され、処理方式が記述されていること。 ・SAN スイッチのゾーニング定義、テープライブラリの管理パラメタ定義、外部ディスク装置の管理パラメタ定義、各種ハードウェア製品の障害通知パラメタ定義等の設計が行われていること。 ・最低限必要な IP アドレス数の算出と根拠が記述されていること。 ・ネットワーク製品の導入・設定に必要なパラメタが記述されていること。 ・必要な仮想 LAN 定義、障害通知パラメタ定義等の設計が行われていること。 ・OS ごとに導入するソフトウェア製品の一覧が記述され、製品名、バージョン、修正プログラム等の情報が整理されていること。 ・各ソフトウェア製品の導入・設定に必要なパラメタが設計されていること。 ・インスタンス、データベース、表スペースと物理媒体への割当てが設計されていること。 ・データベース管理製品のパラメタ及びその他の設計が行われていること。 ・ファイルの所有者、グループ、アクセス権等の見積りが行われていること。 ・ファイルの物理媒体への割当てが設計されていること。
2		運用ツール設計書	・「運用保守設計」に基づき、システムの稼働に必要な運用ツールが設計されていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー

等を通じて機構との合意が得られていること。

- ② 「基本設計書」の各構成要素と詳細設計での成果物間の追跡可能性が検証され担保されていること。
- ③ 品質管理計画に従い、成果物の品質検証が行われていること。
- ④ 「詳細設計書」の内容について、関係する受託事業者の合意がなされていること。
- ⑤ 「基本設計書」に記述されているシステム要件(機能要件及び各種非機能要件)の内容が、正しくソフトウェア製品を構成するコンポーネント設計及びデータの物理設計に変換されていることが検証されていること。
- ⑥ 技術的な依存関係が定義され検証されていること。
- ⑦ 技術的なリスクが洗い出され対応策が検討されていること。
- ⑧ 現状の業務運用体制及びシステム運用体制との差分について、対応策が検討されていること。
- ⑨ 機器導入作業の入力情報として、導入するハードウェア製品、ソフトウェア製品の構成情報、設定パラメタが全て定義されていること。
- ⑩ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.3.3 環境構築・基盤単体テスト工程

(1) 目的

「機器納品計画」を基に、計画的かつ安全に指定された場所に機器を設置し、初期動作確認を行う。また、「基盤導入計画書」、「環境構築手順書」をもとにハードウェア製品、ソフトウェア製品を導入する。また、納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品について、製品単体で設計どおりに正常に動作することを確認する。

(2) 作業内容

- ① 製品選定結果一覧の作成
- ② 機器設置場所の事前調査実施
- ③ 機器納品計画書及び初期動作確認資料の作成
- ④ 基盤導入計画書の作成
- ⑤ 環境構築手順書及び運用ツールの作成
- ⑥ 機器の搬送、搬入出、撤去及び設備工事の実施
- ⑦ 初期動作確認の実施
- ⑧ 初期動作確認結果報告書の作成
- ⑨ 組み上げの実施
- ⑩ 環境構築の実施
- ⑪ 基盤導入結果報告書の作成
- ⑫ 情報システム台帳等資料の取りまとめ
- ⑬ 基盤単体テスト仕様書の作成
- ⑭ 基盤単体テストの実施
- ⑮ 基盤単体テスト結果報告書の作成
- ⑯ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.3.3.1 環境構築・基盤単体テスト成果物」に環境構築工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.3.3.1 環境構築・基盤単体テスト成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	製品選定結果一覧	納品するハードウェア製品、ソフトウェア製品を記載した一覧。	・調達仕様書
2	テスト実施計画書(基盤)	基盤テストに関する、テスト実施方法、実施体制、テスト実施スケジュール、テストの範囲、方法、種類、評価基準、テスト実施環境、各工程で使用するテストデータ定義、テスト運営方法(テスト情報管理、テストプロセス管理、変更管理)等を定義したテスト計画書。 なお、テスト工程ごとに確認すべき観点については、「表 3.3.3.2 テスト工程における確認観点」に示すため、記載内容に準拠した上でテスト実施計画を策定すること。	・詳細設計書(基盤) ・プロジェクト実施計画書(基盤) ・テスト基本計画書
3	機器納品計画書	機器等の納品に関する作業項目、詳細スケジュール、作業体制、事前調査結果、導入手順、製品一覧等を取りまとめた計画書。	・プロジェクト実施計画書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・製品選定結果一覧
4	初期動作確認事項一覧	納品検査を受けるにあたり、必要となる初期動作確認事項を記載した一覧。	・製品選定結果一覧 ・機器納品計画書

項目番号	成果物		内容	入力資料名
5	初期動作確認手順書		納品検査を受けるにあたり、必要となる動作確認作業の実施手順を記載した手順書。	・製品選定結果一覧 ・機器納品計画書
6	保守計画書		作業概要、体制、スケジュール及び成果物等をとりまとめた計画書。 詳細な記載内容については、「4.1.3 保守計画書作成」を参考し作成すること。	・製品選定結果一覧
7	基盤導入計画書		ハードウェア製品及びソフトウェア製品、運用ツールの導入及び設定に必要な作業及び範囲、スケジュール、導入順序等を定義した計画書。	・プロジェクト実施計画書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・テスト実施計画書(基盤) ・製品選定結果一覧
8	環境構築手順書	環境構築手順書	「環境設計書」に基づいて、各環境(本番環境、稼働維持環境等)におけるハードウェア製品、ソフトウェア製品のインストール・設定手順を定義する。	・製品選定結果一覧 ・詳細設計書(基盤)
9		運用ツール作成	「運用ツール設計書」に基づいて、システムの稼働に必要な運用ツール(シェルスクリプトやツール)を作成する。	・製品選定結果一覧 ・詳細設計書(基盤)
10	初期動作確認結果報告書		納品検査を受けるにあたり、初期動作確認結果等及び正常に動作したことを証明する報告書。	・機器納品計画書 ・初期動作確認事項一覧 ・初期動作確認手順書
11	基盤導入結果報告書		ハードウェア製品及びソフトウェア製品、運用ツールを導入した結果に関する報告書	・詳細設計書(基盤) ・基盤導入計画書 ・環境構築手順書
12	情報システム台帳		「情報システム台帳の手引」にて定める情報を記載した一覧。 別紙にて、MAC アドレス等の機器詳細情報が記載した一覧。	・製品選定結果一覧 ・詳細設計書(基盤)
13	設備管理表		ケーブル等配線及び結線図、ラック搭載図等の設備面に関する情報を記載した管理表。	・製品選定結果一覧 ・初期動作確認結果報告書
14	機器所要電力一覧		納品する機器の所要電力(単位:kVA)の情報が搭載するラック又は設置場所ごとに記載した一覧。	・製品選定結果一覧
15	消耗品一覧		消耗品・定期交換部品等の価格/仕様・交換頻度等消耗品調達に必要な情報を記載した一覧。	・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・製品選定結果一覧
16	納品物品一覧		納品対象となるハードウェア製品及びソフトウェア製品を記載した一覧。	・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・製品選定結果一覧
17	電磁的記録媒体一覧		受託事業者が納品する電磁的記録媒体製品に関するシリアル No 等を記載した一覧。	・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・消耗品一覧
18	基盤単体テスト仕様書		構築した基盤環境で実施する単体テストのテストケース、期待する結果、及びテスト実施手順を定義する。 ・インストールしたソフトウェア製品、ハードウェア製品の設定情報が設計結果どおりであることの確認 ・インストールしたソフトウェア製品、ハードウェア製品及び開発した運用ツールの各単体動作検証	・テスト実施計画書(基盤) ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤)
19	基盤単体テスト結果報告書		「基盤単体テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書。	・基盤単体テスト仕様書

表 3.3.3.2 テスト工程における確認観点

項目番号	テスト工程	確認観点
1	初期動作確認テスト	・電源投入確認、BIOS 起動確認、内蔵 I/O 機器の動作確認、全ポートのリンクアップ確認、ファームウェアバージョン確認(※)等。 (※)設置したハードウェア製品で稼働するファームウェアが、安定稼働する最新のバージョンであることの確認。

項目番号	テスト工程		確認観点
2	基盤単体テスト	ハードウェア製品	<ul style="list-style-type: none"> ・設定値が「環境設計書」どおりとなっていることの確認。 ・製品単体の起動及び停止確認。
		ソフトウェア製品	<ul style="list-style-type: none"> ・設定値が「環境設計書」どおりとなっていることの確認。 ・製品単体の起動及び停止確認。 <p>自システムに導入する全てのソフトウェア製品をテストの対象とすること(他システムから提供されるエージェントソフトウェア製品等の確認も基盤単体テストの内容に含めること)。</p>
	運用ツール		<ul style="list-style-type: none"> ・開発した運用ツールのシステム内における動作確認。
3	基盤結合テスト		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の製品(ハードウェア製品及びソフトウェア製品)、他システムの提供機能、運用ツールを組み合わせた動作確認。 ・共通基盤等、関連システムとの接続及び提供機能(ActiveDirectory、統合ID管理、ウイルス対策、端末・ログ管理、認証代行、監査、監視等)の確認。 ・基盤の機能的な確認(障害時の動作を含む)。
4	総合テスト		<ul style="list-style-type: none"> ・システムに対する要件が全て充足されていることの確認 <p>「表 3.3.3.3 テスト観点」に示すのテスト観点を参考し、システムごとの特性に応じて必要となるテストを実施する。</p>

表 3.3.3.3 テスト観点

項目番号	観点		テスト概要	テスト例
1	機能要件の充足性確認観点		<p>業務を実施する手順やデータを基に様々なシナリオ・データのバリエーションを作成し、それらを組み合わせに沿って情報システムを用いて業務や機能を確認する。</p> <p>シナリオ・データには、日常的によく行う業務や取り扱うデータだけではなく、月次や年次等の特定のタイミングでしか発生しないシナリオや稀にしか発生しないイレギュラデータも含めて確認する。</p> <p>また、正常系だけではなく、異常系のテストも行うことで、ユーザーの誤操作や予期しない現象をきっかけとしたシステム障害が起きないことを十分に確認することに留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオテスト、 ・業務サイクルテスト等
2	非機能要件の充足性確認観点	性能・拡張性	<p>ユーザー数、データ量、リクエスト数、レスポンス等の性能要件を情報システムが満たしているかを確認する。</p> <p>なお、これらは、現在の想定だけではなく、今後の予想される増加量も含めて、確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンステスト等
3			<p>処理量や長時間稼働等のシステム限界に関する性能や拡張の要件を情報システムが満たしているかを確認する。</p> <p>性能テストや可用性テストと一緒に実施されることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷テスト(ラッシュテスト、ストレステスト、大容量テスト等)
4		可用性	<p>ソフトウェア製品、ハードウェア製品、ネットワーク等の障害時の振る舞い、復旧時間、データ復旧ポイント等の可用性要件を情報システムが満たしているかを確認する。</p> <p>例) 可用性(障害)テスト、縮退テスト等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可用性(障害)テスト ・縮退テスト等
5			<p>可用性要件として災害対策が求められる場合、情報システム全体切り替えやそれに伴う運用の切り替えの手順や実現性を確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策テスト等
6		運用・保守性	<p>運用監視、バックアップ、パッチリリース等の運用及び保守を実施するために必要な仕組み(ツール・環境等)の確認や、計画停止やリリース等の人手を介する運用業務の手順等を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守テスト
7			<p>不正侵入やWeb特有の攻撃、DBサーバへの不正アクセスなどに対する対策、データの持ち出しに対する対策、マルウェア(ウイルス)対策等のセキュリティ要件を情報システムが満たしているか確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペネトレーションテスト ・インシデントレスポンステスト ・ファジング等
8		移行性	移行計画に従って、移行ツール、切り替えの仕組み、移行手順書等が作成されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・移行テスト ・移行リハーサル等
9		システム環境・エコロジー	電力消費等のシステムの効率性や設置場所の耐震性等が要件を満たしているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の非機能観点のテストと併せて実施することが多い。

(4) 成果物完了基準

「表 3.3.3.4 環境構築・基盤単体テスト成果物完了基準」に環境構築工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.3.3.4 環境構築・基盤単体テスト成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	製品選定結果一覧	・「調達仕様書」の前提及び要求仕様を満たしている製品を選定していること。
2	テスト実施計画書(基盤)	・基盤テストに必要な作業及び範囲、スケジュール、テスト順序等が詳細に記述されていること。 ・「環境設計書」に記載された事項を漏れなく確認する計画となっていること。
3	機器納品計画書	・機器の納品に必要な作業、資材、体制、スケジュール等が詳細に記述されていること。 ・「環境設計書」に記載された機器が漏れなく納品する計画となっていること。 ・事前調査内容の内容が「機器納品計画書」に反映されていること。 ・機器の設定に必要な作業の手順及び作業結果確認手順が記述されていること。
4	初期動作確認事項一覧	・納品対象の全機器の初期動作確認事項が網羅されていること。
5	初期動作確認手順書	・納品対象の全機種の初期動作が正常と確認できる手順書であること。
6	保守計画書	・納品対象の全機種の保守・点検方針/方法や連絡体制が網羅されていること。
7	基盤導入計画書	・導入設定に必要な作業及び範囲、スケジュール、導入順序等が詳細に記述されていること。 ・「環境設計書」に記載された事項を漏れなく導入・設定する計画となっていること。
8	環境構築手順書	・ハードウェア製品、ソフトウェア製品のインストール・設定に必要な作業の手順及び作業結果確認手順が記載されていること。 ・「環境設計書」に記載された事項を漏れなく導入・設定する手順となっていること。 ・導入担当者による導入結果の差異が発生しない設定手順となっていること。
9	運用ツール作成	・運用ツールにて実現させる全ての機能について、作成されていること。
10	初期動作確認結果報告書	・全ての機器が計画どおり納品されていること。 ・全ての機器に対し、初期動作確認が実施されていること。 ・「初期動作確認資料」に定義した「初期動作確認事項一覧」に示す確認結果が「機器納品結果報告書」に漏れなく記述されていること。 ・全ての機器が正常に動作することを確認すること。
11	基盤導入結果報告書	・ハードウェア製品、ソフトウェア製品、運用ツールが計画どおり導入されていること。 ・「基盤導入結果報告書」を機構に報告し、承認を受けていること。
12	情報システム台帳	・「製品選定結果一覧」と整合性がとれていること。 ・機構が提示するフォーマットに記載されていること。 ・別紙にて、MAC アドレス等の機器詳細情報が記載されていること。
13	設備管理表	・全てのケーブルの経路及び両端の場所及び接続する機器が網羅できていること。 ・ラックの位置及びラックに搭載する機器が網羅されていること。 ・ラック搭載しない機器の設置場所等について網羅されていること。
14	機器所要電力一覧	・「製品選定結果一覧」と整合性がとれていること。
15	消耗品一覧	・全ての消耗品について網羅されていること。 ・消耗品及び定期交換部品の交換頻度について「運用保守設計」の内容と整合性がとれていること。
16	納品物品一覧	・「製品選定結果一覧」と整合性がとれていること。
17	電磁的記録媒体一覧	・電磁的記録媒体製品に関する情報が網羅されていること。
18	基盤単体テスト仕様書	・導入する製品の基盤単体テストシナリオが記述されていること。 ・作成した運用ツールのテストシナリオやテストデータ等が記述されていること。 ・設定したパラメタ値の単体検証を実施するためのテストケースやテストデータ等が準備されていること。 ・製品単体の設定結果及び動作確認を漏れなく検証するためのテスト仕様が「基盤

項目番号	成果物	内容
		単体テスト仕様書」として作成されていることを機構に報告し、承認を受けていること。
19	基盤単体テスト結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・「テスト実施計画書」に従い、納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品単体に対し、基盤単体テストが実施され、不具合が修正済みであること。 ・「基盤単体テスト仕様書」に基づき実施された基盤単体テストの結果が記録されていること。 ・テスト実施結果及び品質評価が整理され、「基盤単体テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。 ・設定情報の見直しを行った場合、見直した設定情報が「環境構築手順書」及び「環境設計書」等の成果物に反映されていること。 ・「基盤単体テスト仕様書」どおり実施され、製品単体の設定結果及び動作確認を漏れなく検証できていることを「基盤単体テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 品質管理計画に従い、成果物の品質検証が行われていること。
- ③ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ④ 計画された全ての初期動作確認が実施され、全ての機器が正常に動作することが確認されていること
- ⑤ ハードウェア製品、ソフトウェア製品が「環境設計書」どおり導入されていること。
- ⑥ 「テスト実施計画書」に従い、納品したハードウェア製品及びソフトウェア製品単体に対し、基盤単体テストが実施され、不具合が修正済みであること。
- ⑦ 「基盤単体テスト仕様書」に基づき実施された基盤単体テストの結果が記録されていること。
- ⑧ テスト実施結果及び品質評価が整理され、「基盤単体テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。
- ⑨ 設定情報の見直しを行った場合、見直した設定情報が「環境構築手順書」及び「環境設計書」等の成果物に反映されていること。
- ⑩ ハードウェア製品、ソフトウェア製品が「基盤導入計画書」どおり導入されたことを「基盤導入結果報告書」にて機構に報告し、承認を受けていること。
- ⑪ 「基盤単体テスト仕様書」どおり実施され、全ての機能を漏れなく検証できていることを「基盤単体テスト結果報告書」にて機構に報告し、承認を受けていること。
- ⑫ 仕様変更・不具合のうち、稼働の妨げになる事項はないこと。稼働後対応と判断された事項に関して、対応時期・対応者が確定していること。
- ⑬ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.3.4 基盤結合テスト工程

(1) 目的

製品間、インターフェース間、実現する基盤及び運用機能等について設計どおり正常に動作することを確認する。

(2) 作業内容

- ① 基盤結合テスト仕様書の作成
- ② 基盤結合テストの実施
- ③ 基盤結合テスト結果報告書の作成
- ④ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.3.4.1 基盤結合テスト成果物」に基盤結合テスト工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.3.4.1 基盤結合テスト成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	基盤結合テスト仕様書	構築した基盤環境で実施する結合テストのテストケース、期待する結果、及びテスト実施手順を定義する。 ・基盤の各機能(製品間、運用ツール機能間、運用ツール機能-製品間)を組み合わせた時の動作検証(障害テスト含む) ・連携するシステムやネットワークとの連携確認 ・結果が満足しない場合のチューニング等の設定変更実施	・テスト実施計画書(基盤) ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤) ・基盤単体テスト結果報告書
2	基盤結合テスト結果報告書	「基盤結合テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書。	・基盤結合テスト仕様書

(4) 成果物完了基準

「表 3.3.4.2 基盤結合テスト成果物完了基準」に基盤結合テスト工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.3.4.2 基盤結合テスト成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	基盤結合テスト仕様書	・設定した製品間やインターフェース間の結合検証を実施するためのテストケースやテストデータ等が準備されていること。 ・基盤構築が終了したことを担保できる判定基準が作成されていること。 ・「基盤結合テスト仕様書」の内容について機構に報告し、承認を受けていること。
2	基盤結合テスト結果報告書	・「基盤結合テスト仕様書」に従い、基盤結合テストが実施され、不具合が修正済みであること。 ・「基盤結合テスト仕様書」に基づき実施された基盤結合テストの結果が記録されていること。 ・基盤結合テスト実施結果及び品質評価が整理され、「基盤結合テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。 ・設定情報の見直しを行った場合、見直した設定情報が「環境構築手順書」及び「環境設計書」等の成果物に反映されていること。 ・「基盤結合テスト仕様書」どおり実施され、基盤結合テストが漏れなく検証できていることを「基盤結合テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 品質管理計画に従い、成果物の品質検証が行われていること。
- ③ 成果物を作成する際の検討結果が記録されていること。
- ④ 「基盤結合テスト仕様書」に従い、基盤結合テストが実施され、不具合が修正済みであること。
- ⑤ 「基盤結合テスト仕様書」に基づき実施された基盤結合テストの結果が記録されていること。
- ⑥ 基盤結合テスト実施結果及び品質評価が整理され、「基盤結合テスト仕様書」に記載された合否判定基準を満たしていること。
- ⑦ 設定情報の見直しを行った場合、見直した設定情報が「環境構築手順書」及び「環境設計書」等の成果物に反映されていること。
- ⑧ 「基盤結合テスト仕様書」どおり実施され、基盤結合テストが漏れなく検証できていることを「基盤結合テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。
- ⑨ 総合テストが実施できる環境になっていること。
- ⑩ 次工程の計画が詳細化され、作業計画(WBS)が作成されていること。

3.4 共通開発工程

3.4.1 総合テスト工程

(1) 目的

これまで結合してきた製品及びソフトウェア製品を一つのシステムとみなして、全体としてシステム要件どおりに機能充足及び設計どおりに正常に動作することを確認する。

(2) 作業内容

- ① 総合テスト仕様書の作成
- ② 総合テストの実施
- ③ 総合テスト結果報告書の作成
- ④ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.4.1.1 総合テスト成果物」に総合テスト工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.4.1.1 総合テスト成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	総合テスト仕様書	業務アプリケーション搭載し実業務を想定した総合テストの テストケース、期待する結果、及びテスト実施手順を定義する。 <ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションシナリオテスト、 ・外部インターフェース(連携)テスト ・サイクルテスト ・セキュリティテスト ・性能テスト(レスポンス、スループット、リソース使用率測定、 負荷テスト等) ・運用テスト(運用手順の確認等) ・障害テスト(ハードウェア製品障害、ソフトウェア製品障害、 障害時運用等) ・結果が満足しない場合のチューニング等の設定変更実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト基本計画書 ・テスト実施計画書 (アプリケーション)
2	総合テスト結果報告書	「総合テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合テスト仕様書 ・各種マニュアル

(4) 成果物完了基準

「表 3.4.1.2 総合テスト成果物完了基準」に総合テスト工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.4.1.2 総合テスト成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	総合テスト仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・未決事項について、その決定時期と決定が遅延した場合の影響が記述されていること。 ・前工程までの品質状況を踏まえた問題発生予測とその対応期間が考慮された計画となっていること。 ・移行判定基準(総合テスト)とテストシナリオとの追跡可能性が維持されていること。 ・テストシナリオと必要な資材について、その必要十分性及び正確性がレビューされていること。 ・テストシナリオに必要な資材が準備されているか、実施時期までに準備可能であること。 ・テストに参加する全ての受託事業者による確認がなされていること。 ・「総合テスト仕様書」の内容について機構に報告し、承認を受けていること。

項目番	成果物	内容
2	総合テスト結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・総合テストとして実施した全てのテストシナリオについて結果が記述されていること。 ・発生した問題については、原因の究明結果、修正内容、再テスト、リグレッションテストの内容が記述されていること。 ・全受託事業者の確認がなされていること。 ・「総合テスト仕様書」どおり実施され、「総合テスト結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。
- ② 「総合テスト仕様書」に従い、計画された全てのテストシナリオが実施され、正しく検証されていること。
- ③ 発生した問題についてはその原因が調査・分析され、システム上の欠陥については除去されていること。
- ④ 次工程に申し送るシステム上の欠陥の数は、移行判定基準で定める基準を満たしていること。

3.4.2 受入テスト工程

(1) 目的

総合テスト済みのシステムを使って、業務運用の観点からシステムの妥当性を検証するものである。機構が主体となり、受入テスト仕様書作成及び実施管理を行うため、受託事業者は仕様書作成支援、環境設定、問題発生時の調査、欠陥対応等を実施する。

(2) 作業内容

- ① 受入テスト仕様書の作成
- ② 受入テストの準備
- ③ 受入テストの実施
- ④ 受入テスト結果報告書の作成
- ⑤ 工程完了判定の実施

(3) 成果物

「表 3.4.2.1 受入テスト成果物」に受入テスト工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.4.2.1 受入テスト成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	受入テスト仕様書	「テスト計画書」に従い、受入テストの詳細な実施計画を策定、テストシナリオを作成、検証方法を検討し、テスト用データ及びテスト用データベースを準備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト基本計画書 ・テスト実施計画書(アプリケーション) ・基本設計書一式 ・詳細設計書一式 ・各種マニュアル
2	受入テスト結果報告書	「受入テスト仕様書」に基づいて実施したテストに対して正常に動作することを確認(エビデンス含む)した報告書。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入テスト仕様書 ・各種マニュアル

(4) 成果物完了基準

「表 3.4.2.2 受入テスト成果物完了基準」に受入テスト工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.4.2.2 受入テスト成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	受入テスト仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・未決事項について、その決定時期と決定が遅延した場合の影響が記述されていること。 ・前工程までの品質状況を踏まえた問題発生予測とその対応期間が考慮された計画となっていること。 ・移行判定基準とテストシナリオとの追跡可能性が維持されていること。 ・テストシナリオと必要な資材について、その必要十分性及び正確性がレビューされていること。 ・テストシナリオに必要な資材が準備されているか、実施時期までに準備可能であること。
2	受入テスト結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・受入テストとして実施した全てのテストシナリオについて結果が記述されていること。 ・発生した問題については、原因の究明結果、修正内容、再テスト、リグレッションテストの内容が記述されていること。 ・計画された全てのテストシナリオ及び欠陥除去作業のために必要な追加の検証作業が全て終了し、移行判定基準に記述されている完了条件を満たしていること。 ・テスト完了時のシステムを完全に再現できるように、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、ネットワーク等の機器設定、ソフトウェア製品のソースコード、モジュールのコンパイルやリンク設定等の必要な情報が版管理された状態で維持されていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「受入テスト仕様書」に従い、計画された全てのテストシナリオが実施され、正しく検証されていること。
- ② 発生した問題についてはその原因が調査・分析され、システム上の欠陥については除去されていること。
なお、発生した問題が受託事業者の責によらない扱らない場合、別途協議の上対応を検討する。
- ③ 本番環境に申し送るシステム上の欠陥の数は、移行判定基準で定める基準を満たしていること。
- ④ 本稼働に向けた準備として、受入テスト後のデータクリーニング等が実施されていること。

3.4.3 移行工程

(1) 目的

開発されたシステムの本番環境への移行、システム切替及びそれに伴う業務の移行を安全かつ確実に実施することにより、円滑にITサービスの提供を開始できるようにする。

なお、本工程での移行とは、業務データ移行及びシステム切替を指すものとする。

(2) 作業内容

- ① 移行(切替)計画の作成
- ② 移行(切替)手順書の作成
- ③ 移行(切替)リハーサルの準備
- ④ 移行(切替)リハーサルの実施
- ⑤ 移行(切替)リハーサル結果報告書の作成
- ⑥ サービスイン判定会議の実施
- ⑦ 本番移行(切替)の準備
- ⑧ 本番移行(切替)の実施
- ⑨ 本番移行(切替)結果報告書の作成
- ⑩ クリーニング作業の実施
- ⑪ クリーニング作業完了報告書の作成

(3) 成果物

「表 3.4.3.1 移行成果物」に移行工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.4.3.1 移行成果物

項目番号	成果物	内容	入力資料名
1	移行(切替)計画書	移行範囲、移行方法、移行手順、作業スケジュール等を含む具体的な移行計画を定義する。	・基本設計書 (アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書 (アプリケーション)
2	移行(切替)手順書	本番移行に向けた移行手順を定義	・移行計画 ・開発資材一式 ・各種マニュアル
3	移行(切替)リハーサル結果報告書	移行リハーサルを実施した結果(検証含)をとりまとめた報告書	・移行計画 ・移行手順書
4	本番移行(切替)結果報告書	本番移行を実施した結果(検証含)をとりまとめた報告書	
5	クリーニング作業完了報告書	環境引渡し時、本番稼働時に不要なファイルの削除、アカウントのパスワードが変更されている等を確認(エビデンス含む)した報告書。	

(4) 成果物完了基準

「表 3.4.3.2 移行成果物完了基準」に移行工程で作成する主な成果物の完了基準を示す。

表 3.4.3.2 移行成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	移行(切替)計画書	・移行対象範囲が明確であること。 ・移行作業の範囲と役割分担が明確であり、作業規模が見積もられ、その前提事項

項目番	成果物	内容
		<ul style="list-style-type: none"> が明記されていること。 ・計画に含まれている作業の実施者が全て明確になっていること。 ・技術、スケジュール面から移行作業の実現可能性が確認されていること。 ・移行作業に伴うリスクが識別され、その対策が策定されていること。 ・作業体制では責任者が任命され、移行作業体制の主要メンバが選定されていること。 ・移行作業のWBSが作成されていること。 ・移行を含む移行手順全てが検討されていて、手順の整合性及び実現可能性が確認されていること。 ・移行作業で使用する機器については、移行作業の予定時期に代替機も含めて利用可能であることが確認済みであること。 ・移行作業の引き返し限界点(point of no return)及び判断基準が明確にされていること。 ・移行作業完了後に引継ぎ対象者が実施するパスワード変更について、移行計画において考慮されていること。 ・受託事業者間で合意済みであること。 ・機構によるレビューが実施されていること。
2	移行(切替)手順書	<ul style="list-style-type: none"> ・移行手順が漏れなく記載されていること。 ・手順を誤った場合や想定外の結果が返ってきた場合の対応についても考慮されていること。 ・必要に応じて複数名によるチェックを実施する等、手順誤りや結果確認ミスを防止できる手順となっていること。 ・「移行計画」にて調整した移行用データが用意されていること。 ・受託事業者間で合意済みであること。 ・機構によるレビューが実施されていること。
3	移行(切替)リハーサル結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した全てのリハーサル作業について結果が記述されていること。 ・発生した問題については、原因の究明結果、移行プログラムや作業手順等への修正内容、修正内容の確認結果の内容が記述されていること。 ・受託事業者全員の確認がなされていること。 ・「移行手順書」どおり実施され、「移行リハーサル結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。 ・「切替手順書」どおり実施され、「切替リハーサル結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。
4	本番移行(切替)結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・本番移行が完了し、発生した問題については対応済みであり、移行判定基準を満たした状態にあること。 ・新システムで使用するマスタデータが確実に準備され、かつ全て本番機へ移行されていること。 ・移行判定基準が機構により承認されていること。 ・サービスイン体制が確立されており、受託事業者(アプリケーション開発担当)から受託事業者(運用管理担当)への引継ぎが完了していること。 ・サービスイン体制が確立されており、受託事業者(ハードウェア製品構築・保守担当)から受託事業者(運用管理担当)への引継ぎが完了していること。 ・本番移行作業の結果が記述されていること。 ・発生した問題については、原因の究明結果、修正内容、修正結果の確認結果が記述されていること。 ・移行されたデータのデータ検証が完了していること。 ・本番システムを構成する全リソースに対して、サービスイン時のバージョン及びシステム構成を識別し、稼働維持環境へと引き継がれていること。 ・受託事業者全員の確認がなされていること。 ・「移行手順書」どおり実施され、「本番移行結果報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。
5	クリーニング作業完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者全員の確認がなされていること。 ・「クリーニング作業完了報告書」にて、機構に報告し、承認を受けていること。

(5) 工程完了基準

- ① 「プロジェクト実施計画書」で定めた当作業プロセスにおける成果物の作成が全て完了し、承認レビュー等を通じて機構との合意が得られていること。

-
- ② 発生した問題についてはその原因が調査・分析され、システム上の欠陥については除去されていること。
 - ③ サービスイン判定基準と比較し、その結果が作成され、機構により承認されていること。
 - ④ 本番環境を構成する全リソースに対して、サービスイン時のバージョン及びシステム構成を識別し、稼働維持環境へと引き継がれること。

3.4.4 教育・引継ぎ工程

(1) 目的

稼働後のシステムにて業務を遂行できるよう、必要なマニュアルの整備及びユーザ研修、受託事業者(運用管理担当)への引継ぎを実施する。

(2) 作業内容

- ① 各種マニュアルの取りまとめ
- ② 教育計画書の作成
- ③ 研修用教材の準備
- ④ 研修・教育の実施
- ⑤ 教育完了報告書の作成
- ⑥ 引継ぎ計画書の作成
- ⑦ 引継ぎの実施
- ⑧ 引継ぎ完了報告書の作成

(3) 成果物

「表 3.4.4.1 研修・教育・引継ぎ成果物」に研修・教育・引継ぎ工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.4.4.1 研修・教育・引継ぎ成果物

項目番号	成果物		内容	入力資料名
1	各種マニュアル 利用者マニュアル プログラム登録手順書 運用保守マニュアル(アプリケーション) 運用保守マニュアル(基盤)	利用者マニュアル	システム利用者に向けて、システム操作方法を定義したシステム操作マニュアル。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・詳細設計書(アプリケーション) ・開発資材一式
2		プログラム登録手順書	本番環境へアプリケーションプログラム等を登録するための手順書。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・詳細設計書(アプリケーション) ・開発資材一式
3		運用保守マニュアル(アプリケーション)	アプリケーションを運用保守する段階において実施する開発環境の利用方法、設計書・プログラム管理方法、マスタ情報の変更時の作業手順、アプリケーション障害時における障害調査方法・テスト方法、プログラムの改修手順、稼働維持環境でのアプリケーションの事前動作検証等、一般的な対応手順等を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(アプリケーション) ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(アプリケーション) ・詳細設計書(基盤) ・開発資材一式
4		運用保守マニュアル(基盤)	納品するハードウェア製品、ソフトウェア製品の運用保守業務に必要なマニュアル(手順書含む)等を示したドキュメント。障害時の復旧対応手順、定期点検、パッチ適用時の対応等についても定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤)
5	教育計画書		システム利用者に向けて実施する研修の実施方法、研修内容、研修環境、研修対象者、スケジュール等の計画を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施計画書(アプリケーション) ・基本設計書(アプリケーション)
6	研修用教材一式		システム利用者に対して行う教育実施時に利用するユーザマニュアル等の教材	<ul style="list-style-type: none"> ・教育計画書 ・各種マニュアル
7	教育完了報告書		システム利用者への研修が完了したことを報告するドキュメント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育計画書 ・研修用教材一式

項目番号	成果物	内容	入力資料名
8	引継ぎ計画書	引継ぎ対象者に向けて実施する引継ぎの実施方法、引継ぎ内容、引継ぎ環境、引継ぎ対象者、スケジュール等の計画を定義する。 ・「情報セキュリティ対策実施手順書群」に基づき実施する作業について、引継ぎ内容に含めること。	・プロジェクト実施計画書(アプリケーション) ・プロジェクト実施計画書(基盤) ・各種マニュアル
9	引継ぎ完了報告書	引継ぎ対象者への引継ぎが完了したことを報告するドキュメント	・引継ぎ計画書 ・各種マニュアル
10	特権 ID 等一覧	システム名、機器種別、機器名称、ホスト名、製品名、ユーザ名、ユーザ用途及び特権ID表示等、運用上必要となる情報を記載した一覧。	・基本設計書(基盤) ・詳細設計書(基盤)

(4) 成果物完了基準

「表 3.4.4.2 研修・教育・引継ぎ成果物完了基準」に研修・教育・引継ぎ工程で作成する主な成果物を示す。

表 3.4.4.2 研修・教育・引継ぎ成果物完了基準

項目番号	成果物	内容
1	各種マニュアル	・システムの利用者が使用する画面の遷移、画面機能が漏れなく説明されていること。 ・実際の組織又は役割と関連づけられた操作が記述されていること。 ・実際の指示系統、機器構成、帳票等を考慮して作成されていること。 ・異常や問題が発生した場合の対応や問合せ方法が記述されていること。 ・予測可能なアプリケーション障害に対する対応手順が記述されていること。 ・各作業を行うための前提や必要な権限等が記述されていること。 ・システムの操作方法・利用方法が、視覚的に分かりやすく説明されていること。 ・各種マニュアルとの整合性を確認していること。 ・各マニュアルの利用部門(機構含む)によるレビューが実施されていること。
	プログラム登録手順書	・稼働維持環境、本番環境への登録手順が網羅的に洗い出され、作成されていること。 ・状況や場合によって登録手順が変わるものについては、場合分けを行い、作成されていること。 ・作業者に違いがある場合は、役割分担が明確に記述されていること。 ・異常や問題が発生した場合の対応や問合せ方法が記述されていること。 ・各作業を行うための前提や必要な権限等が記述されていること。 ・各マニュアルの利用部門(機構含む)によるレビューが実施されていること。
	運用保守マニュアル(アプリケーション)	・アプリケーション運用保守作業において実施する作業が網羅的に洗い出され、作成されていること。 ・状況や場合によって手順が変わるものについては、場合分けを行い、作成されていること。 ・作業者に違いがある場合は、役割分担が明確に記述されていること。 ・異常や問題が発生した場合の対応や問合せ方法が記述されていること。 ・各作業を行うための前提や必要な権限等が記述されていること。 ・各マニュアルの利用部門(機構含む)によるレビューが実施されていること。
	運用保守マニュアル(基盤)	・基盤運用保守作業において実施する作業が網羅的に洗い出され、作成されていること。 ・状況や場合によって手順が変わるものについては、場合分けを行い、作成されていること。 ・作業者に違いがある場合は、役割分担が明確に記述されていること。 ・異常や問題が発生した場合の対応や問合せ方法が記述されていること。 ・各作業を行うための前提や必要な権限等が記述されていること。 ・各マニュアルの利用部門(機構含む)によるレビューが実施されていること。
5	教育計画書	・教育訓練項目ごとに、訓練の目的、対象者、実施時期、前提研修、前提事項、実施形式、実施内容が明確にされていること。 ・教育訓練項目ごとに、受講者若しくは受講者の選定方法とその時期、実施スケジュール、実施場所が明確であり、実施可能であることが確認済みであること。 ・教育訓練にシステムを利用する場合は、その仕様、研修項目ごとのコンテンツが明

項目番	成果物	内容
		<p>確にされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練用システムの準備担当者が明確であり、必要時期が明らかにされ、準備可能であることが確認済みであること。 ・教育訓練の効果指標が策定され、目標値が設定されていること。
6	研修用教材一式	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の内容に応じて、各種マニュアルとの整合性が確認されていること。 ・受講対象部門により内容の適切性について確認済みであること。 ・教育訓練項目ごとに必要な教材の部数が見積もられていること。
7	教育完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練の実施内容とその結果が全て記録されていること。 ・教育訓練の実施効果が、効果指標として算出され、目標値を満たしていること。 ・教育訓練に関する改善事項が必要に応じて記述されていること。
8	引継ぎ計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ項目ごとに、引継ぎの目的、対象者、実施時期、前提研修、前提事項、実施形式、実施内容が明確にされていること。 ・引継ぎ項目ごとに、受講者若しくは受講者の選定方法とその時期、実施スケジュール、実施場所が明確であり、実施可能であることが確認済みであること。 ・引継ぎにシステムを利用する場合は、その仕様、環境における仕様制限等が明確にされていること。 ・引継ぎ用システムの準備担当者が明確であり、必要時期が明らかにされ、準備可能であることが確認済みであること。 ・引継ぎの効果指標が策定され、目標値が設定されていること。
9	引継ぎ完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎに必要な各種仕様書等が引継ぎされていること。 ・引継ぎ先からの問合せや要求について、対応方法が決定され、関係者と合意されていること。
10	特権 ID 等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・システム名、機器種別、機器名称、ホスト名、製品名、ユーザ名、ユーザ用途及び特権ID表示等、運用上必要となる情報が記載されていること。

(5) 工程完了基準

- ① 教育訓練における目標値が実績と比較され、考察されていること。
- ② 教育計画に従い、全ての研修・教育が実施されていること。
- ③ 引継ぎの実施により、運用管理業者が運用管理業務を行える状態になっていること。
- ④ 引継ぎについて、全受託事業者の確認がなされていること。
- ⑤ 引継ぎについて、機構により承認されていること。

第4章 IT サービス管理(保守等業務)

IT サービス管理(保守等業務)では、「保守計画書」の策定と実施について、目的、内容、役割分担等を定めている。

4.1 保守管理要領

4.1.1 目的

保守管理要領では、「保守計画書」に沿って保守を実行、管理することを目的とする。

4.1.2 基本方針

遵守すべき保守管理要領を以下の管理要領として示す。

- ① コミュニケーション要領
- ② 作業管理要領
- ③ リスク管理要領
- ④ 課題管理要領
- ⑤ システム構成管理要領
- ⑥ 変更管理要領
- ⑦ 情報セキュリティ対策要領

4.1.3 保守計画書作成

「保守計画書」は、機構と保守に関わる受託事業者が合意するためのものである。受託事業者は、調達仕様書、要件定義書に基づき、「4.1.3(1)保守計画書の作成」に示す手順に従い、契約後定められた納品時期までに保守計画書を策定し、機構の承認を受けること。

(1) 保守計画書の作成要領

受託事業者は契約後、「表 4.1.3.1 保守計画書概要」に示す内容に準拠した保守計画書を作成し、機構の承認を得ること。

表 4.1.3.1 保守計画書概要

項目番	項目	概要	内容		記載観点
1	作業概要	保守の対象範囲、作業概要等を記載する。	作業の対象範囲	定常時におけるハードウェア製品の保守、ソフトウェア製品の保守、データの収集と報告、障害発生時におけるアプリケーションプログラムの保守、ハードウェア製品の保守、ソフトウェア製品の保守を記述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達仕様書」との整合がとれていること。 ・契約不適合責任の範囲内で実施する作業との分担を明確にすること。
2			作業概要	作業対象範囲の作業概要を記述すること。	
3	作業体制	保守に関わる関係機関、情報システムの利用者、受託事業者(運用管理担当)等の全ての関係者について体制、関係者の関係性、役割分担、責務等について記載する。	体制図	保守実施にあたり、連絡及び確認を行う担当者を記述し、主要メンバーの連絡先一覧(電話番号/FAX番号及びメールアドレス)も記述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションパス(機構等、外部との連絡窓口)が明確になっていること。 ・問題があった際のエスカレーションパスが明確になっていること。 ・保守の実施にあたって、必要な体制が確保されていること。
4			役割分担	関係者の役務概要を示すこと。	

項目番号	項目	概要	内容		記載観点
5	スケジュール	保守を行う上で基本とする作業内容、関係する作業工程、スケジュール等を記載する。	スケジュール	作業内容、関係する作業工程、スケジュールを記述する。	・「調達仕様書」との整合がとれていること。
6	納品成果物	保守によって納品される成果物を記載する。	成果物一覧	成果物の内容、担当者、納品期限、納品方法、納品部数等について記述する。	・「調達仕様書」との整合がとれていること。
7	保守形態、保守環境等	保守において採用する保守形態、保守環境等を記載する。	保守形態	オンサイト、センドバック等について記述する。	・「調達仕様書」との整合がとれていること。
8			保守環境	保守対象となる本番環境及び稼働維持環境等について記載する。	
9	保守実績等の評価と改善	保守実績値を記載する。	保守実績値等の取得や評価、保守実績値等が目標に満たない場合の要因分析や改善措置の検討等を行う。		・「調達仕様書」との整合がとれていること。

4.2 コミュニケーション管理要領

4.2.1 目的

コミュニケーション管理では、保守に携わる事業者、関係事業者等との合意形成に関する手続、連絡調整に関する方法、保守事業者が参加すべき会議・開催頻度・議事録等の管理等について、作業内容及び手順に関する認識に相違が生じないことを目的とする。

4.2.2 基本方針

保守に携わる事業者、関係事業者等との間で保守作業の実施状況や課題等について適切な情報共有を実施する。

4.2.3 コミュニケーション管理方法

「保守実施要領」に定義すべきコミュニケーション方法の例として、以下について記述する。

- ① 保守に携わる事業者、関係事業者の合意形成等
- ② 保守事業者が参加すべき会議等

(1) 会議体

「表 4.2.3.1 会議体の定義(例)」に示す会議体の例を参考にし、「4.1 保守管理要領」に適した会議体を定義すること。

なお、機構が認めた場合は、稼働実績や稼働状況の報告書並びに各種資料や成果物の提出を受けることで定例会議の代わりとすることができるものとする。

表 4.2.3.1 会議体の定義(例)

項目番号	会議体名称	会議目的	開催頻度
1.	定期運用会議	保守作業実績、リスク、課題等の確認	毎月
2.	保守業務年間評価会議	年間の保守作業実績の確認、改善策の検討	年次
3.	対策検討会議	障害対応、再発防止策の検討	障害発生時等
4.	その他調整会議	他の情報システムの保守作業との調整	適宜

4.3 作業管理要領

4.3.1 目的

作業管理では、「保守計画書」で策定した作業計画に基づき、保守の作業実績状況、サービスレベルの達成状況等の管理し、システムを適切に維持することを目的とする。

4.3.2 基本方針

「保守計画書」に基づいて、定期的に保守作業実績やサービスレベルの達成状況等の作業管理を実施すること。

4.3.3 作業管理方法

(1) 保守状況の報告概要

保守作業実績やサービスレベルの達成状況等の報告内容について記載する。

報告内容として、以下の「表 4.3.3.1 報告概要」に示すとおり様式を定める。

表 4.3.3.1 報告概要

項目番号	作業項目	内容
1.	作業実績状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保守作業の集計結果(実施件数、工数実績、総作業時間等) ・保守作業の一覧(作業内容、担当者、発生日、完了日等) ・作業実績状況を踏まえた改善提案 等
2.	サービスレベルの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスレベルの達成状況 ・未達成が発生した際は、原因分析の結果報告及び改善案
3.	情報システムの定期点検状況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の実施有無 ・ハードウェア製品、ソフトウェア製品等の異常有無 等
4.	リスク・課題の把握・対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・課題の一覧 ・リスク・課題の発生理由、対応状況 等
5.	問題・インシデントの把握・対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した問題・インシデントの一覧 ・問題・インシデントの発生理由、対応状況 等

4.4 リスク管理要領

4.4.1 目的

リスク管理では、保守で掲げている目標達成等に悪影響を与える可能性のあるリスクが顕在化した際の手戻り等を最小化することを目的とする。

4.4.2 基本方針

「保守計画書」に基づいて、リスクの認識手法や管理手法、顕在時の対応手順等の整備を実施する。

4.4.3 リスク管理方法

リスク管理方法は、「2.4.3 リスク管理方法」を参考にし、IT サービス管理(保守等業務)におけるリスク管理を実施すること。

4.5 課題管理要領

4.5.1 目的

課題管理では、保守業務を遂行する上で発生した課題に対して、迅速かつ適切に対応することを目的とする。

また、その対応結果を共有することで、課題・問題の早期解決・再発防止に役立てることである。

4.5.2 基本方針

「保守計画書」に基づいて、保守業務の課題・問題を管理し、課題解決に向けた対応を行う。

4.5.3 課題管理方法

課題管理方法は、「2.8.3 課題・問題管理方法」を参考にし、IT サービス管理(保守等業務)における課題管理を実施すること。

4.6 システム構成管理要領

4.6.1 目的

システム構成管理では、情報システムを構成する資産の情報を常に最新状態に維持することを目的とする。

4.6.2 基本方針

情報システムを構成するシステム資産(ハードウェア製品、ソフトウェア製品、ネットワーク)から、管理対象とするものを抽出し、情報システム台帳にて管理する。

4.6.3 システム構成管理方法

システム構成管理方法は、「2.9.3 システム構成管理方法」を参考にし、IT サービス管理(保守等業務)におけるシステム構成管理を実施すること。

4.7 変更管理要領

4.7.1 目的

変更管理では、保守業務で発生した変更事項を確実に記録し、管理することを目的とする。

4.7.2 基本方針

変更管理では、本システムに関する成果物(設計書、マニュアル等)を対象とする。

納品した成果物を初版とし、その時点から変更管理を実施する。

4.7.3 変更管理方法

変更管理方法は、「2.10.3 変更管理の方法」を参考にし、IT サービス管理(保守等業務)における変更管理を実施すること。

4.8 情報セキュリティ対策要領

4.8.1 目的

保守業務における情報セキュリティ対策を策定し、適切なセキュリティ対策を実施されることを目的とする。

4.8.2 基本方針

本標準及び「2.5.4 セキュリティ管理に係るポリシー等」に示す基準を遵守し、情報セキュリティ管理を実施すること。

4.8.3 情報セキュリティ管理方法

(1) 情報セキュリティ管理方針

要件定義の情報セキュリティに関する事項及び調達仕様書における情報セキュリティに係る内容に基づき、情報セキュリティを確保すること。

① 管理項目の手順化

各管理項目における具体的な手順等は、作業手順書として別途作成すること。

② 情報セキュリティ対策の実施状況の管理

情報セキュリティ対策の実施状況は台帳等で適切に管理すること。

特に脆弱性改善のためのソフトウェア更新の間隔等、定量的に記載できるものは定量的に記載すること。

第5章 改訂手順

当標準の改訂が必要な場合は、機構が改定案を策定し、機構が承認する。

資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

住 所
商号又は名称
代表者名

(印)

調達件名「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式」に関し、以下のとおり資料を閲覧させて頂きたく申請書を提出致します。
また、閲覧にて知り得た情報は、本件以外の目的に使用すること並びに第三者に開示及び漏洩をしないことを誓約します。

■閲覧者

項目	氏名	ふりがな	TEL
1			
2			
3			
4			
5			

なお、資料閲覧の実施にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 閲覧において知り得た各種情報について、当該入札の目的以外での使用は致しません。
- 閲覧において知り得た各種情報について、第三者に漏洩等いたしません。
- 本件に関して日本年金機構または第三者に損害を与えた場合は、直ちに対策を講じ、これに対応を実施します。なお、当該対応に要する全ての費用について負担します。

【別添 3】

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人

システム企画部長 山本 晃司 様

所 在 地

法人名又は商号

氏 名

印

守秘義務に関する誓約書

弊社は日本年金機構の下記の委託業務（以下「本業務」という。）に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を遵守することを誓約いたします。

また、本業務の全従事者について、下記の事項内容を周知しており、内容を理解し、遵守することを証明いたします。

対象業務：（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式）に関する業務

契約期間：令和8年2月13日～令和13年4月30日

記

1. 本業務に従事中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。

※第三者：役員等を含む情報取扱者以外の者並びに親会社・地域統括会社等を含む受託事業者以外の者（機構が承認した場合を除く）

2. 本業務が終了した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏えいし、又は自ら不正に使用しないこと。

3. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。

4. 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成19年法律第109号）より抜粋

- ・守秘義務（第31条第2項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）は当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・罰則規定（第31条第3項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・罰則（第57条）：秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

※契約書第14条第3項にて求めている「業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写し」については、当該様式及び後日提出する管理体制図等の情報を提出したことをもって、当該要件を確認できたとみなすため、必要な資料を提出すること。

【別添 4】

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

所 在 地
法人名又は商号
氏 名 印

個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。なお、各項目の証跡は別添のとおりです。

① 返却について

(※いずれかの□に✓してください。)

- 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は全て返却いたしました。

(個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体を保管していた場所(保管庫等)の状況が分かるもの(例:返却後の写真等)を添付してください。)

- 当該業務委託において、日本年金機構より個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は貸与されていません。

② 消去・廃棄、又は移送について

(※いずれかの□に✓してください。)

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製(電子計算組織に格納した情報等含む。)したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により完全消去、廃棄等の作業を実施しました。

どのように完全消去・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。

(消去の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法(例:データ消去ソフト名、データ消去方式等。※自社開発プログラムの場合は、具体的なデータ消去方法等も明記のこと。)を必ず記載してください。また、消去した際のログが分かるものを添付してください。)

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを移送しました。

【別添5】

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式の実施にあたり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

- 当該委託業務の実施にあたり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果： 適 不適（※該当する□に✓してください。以下同じ。）

- 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果： 適 不適

- 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果： 適 不適

- 当該委託業務の実施にあたり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果： 適 不適

- 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対し、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が適用する旨の教育研修を実施しましたか。

点検結果： 適 不適

【別添 6】

※再委託先、再々委託先が作成する書類

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

所 在 地
法人名又は商号
氏 名 印

再委託等に関する申告書

弊社は日本年金機構の下記の委託業務の再委託及び再々委託（以下、「再委託等」という。）を受託するにあたり、下記の事項に相違ないことを申告いたします。また、虚偽の申告が発覚した場合、再委託等の解除もあり得ることを承知しております。

対象業務：（日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和 8 年 2 月～令和 13 年 4 月）一式）に関する再委託等業務

再委託等期間：令和 8 年 2 月 13 日～令和 13 年 4 月 30 日

記

1. 経営状況に問題はありません。
2. 上記の調達案件の利害関係者は在籍しておりません。
3. 直近 24 か月の社会保険料等の滞納はありません。
4. 重大な法令違反その他社会的信用を損ねる行為の事実はありません。
5. 反社会的勢力との関係はありません。

以上

【別添 7】

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

所 在 地

法人名又は商号

代表者名

(印)

再委託等に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は弊社にあること、また再委託先等に対しても、本契約にて弊社に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先等に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

記

1. 対象案件名：日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式

2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所：

1) 商号又は名称：△△株式会社 ○○オフィス ※担当部署を明示する。

2) 住所：

×××××× ×××××× ××××××

3. 委託する期間及び相手方の業務の範囲：

再委託等の委託期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

「○○（対象案件名）」一式「契約書」（以下「本契約」という。）のうち、○○○に関する○○○の一部について、弊社が実施する○○○に係る実作業を委託するもの（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く）。

※ 受託者や他の再委託先等との作業の境界を具体的に明示する。

（対応工程）

××××××

4. 委託を行う合理的理由：

○○○に関する○○○機能が○○○（作業量が膨大等）であることから、作業の一部を委託するものであり、上記の再委託等は、○○○（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有している 等）である。

また、○○○（同様のアプリケーションに携わった経験等）があることから、本件の履行を効率的かつ安全に実施することが見込めるため、当該業務を委託するものである。なお、委託した業務に伴う再委託先等の行為（本業務に関する更なる再々委託以降の行為を含む。）について、弊社は日本年金機構に対して全ての責任を負う。

5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力：

【別添 7】

当該再委託先等は、○○○（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有しております、また、同様のアプリケーション（○○○）に精通している等）であることから、品質の高い業務遂行が期待できる。

なお、当該再委託先等は、過去3年において、公的年金におけるシステム開発の受託業務で機密情報の漏えいや紛失は生じておらず、成果物やプロジェクト管理等においても特段の問題は生じていないことを弊社で確認している。

6. 契約金額：000,000,000円（税込）

7. その他必要と認められる事項：

（1）委託業務の実施場所：

××××× ××××× ×××××

（2）委託先の役員の状況：

役職	氏名	就任年月日	任期	国籍

（3）委託先の資本金の出資者別比率

受託者 00% (国籍)

自社（再委託先等） 00% (国籍)

上記以外（○○株式会社） 00% (国籍)

※個人出資等、例外的な場合の記載については、個別に協議（外国からの出資状況の確認が必須）。

（4）委託先の責任者

	氏名	所属部署	役職	専門性 (経験・資格等)	実績	国籍
統括管理補助者						
情報セキュリティ 管理補助者						
○○チームリーダー						

※再委託先等の従事者が受託者と同じ開発環境で開発作業をしている等により、受託者のセキュリティ責任者が再委託先等の責任者等を兼ねる場合は、その旨を提示する。

（5）委託先が請け負う業務の関係者である従業員の国籍の状況

（国籍： ） 人／総数 人

（国籍： ） 人／総数 人

※国籍が不明・非開示等の場合は、国籍欄にその旨を記載する。

（6）ガバナンスの確立

1) 弊社と当該再委託先等は、○○○○○（系列会社であるため、同一の品質管理手順が適合されている等）により、一貫したシステム開発体制が確保できるほか、上記（1）の委託業務の実施場所には、弊社の統括責任者を補助する統括管理補助者を設置し、ガバナンスの確立に努める。

実施体制図については、別添のとおり。

【別添 7】

2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱い（知的財産権の帰属、著作者人格権の不行使）や必要に応じて発注者が再委託先等に対して調査等を行えることを、当該再委託先等に請け負わせる上記3の業務の契約書に明示する。

（7）情報セキュリティの確保

1) 当該再委託先等には、弊社と同様に、日本年金機構情報セキュリティポリシー等に従って、情報セキュリティ管理計画書のとおり、最新の情報セキュリティ対策を踏まえた取組を実施させる。

2) 上記（1）の委託業務の実施場所には、弊社の情報セキュリティ管理者を補助する情報セキュリティ管理補助者を設置し、上記3の業務に関して意図せざる変更が加えられないための管理体制の確保等、情報セキュリティの確保に努める。なお、日本年金機構から提供する情報は、契約した業務に従事する者のみが、担当する業務に必要な情報に限定して利用可能とする。

3) 当該再委託先等が請け負う業務の関係者である従業員からは、上記3の業務に求められる情報セキュリティを理解していることを確認済である。

（8）再々委託先等の情報：

別紙のとおり（上記と同様の情報を添付する）。

（9）その他

受託者は、本件に関して、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令を遵守しており、その責任を全て負う。

令和 年 月 日

日本年金機構本部 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 殿

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

(印)

受 託 証 明 書

下記の対象案件の業務のうち、日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式については、_____から要請がありましたので、必要な業務について、_____との契約に基づき、責任をもって行うことを証明致します。

また、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らしたり又は目的外に使用しないこと(本契約終了後においても同様)、及び日本年金機構が必要に応じ弊社に対して調査等を実施する場合はこれに応じることを誓約いたします。

記

(対象案件名) 日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式

(受託内容等) _____

(履行場所住所及び名称)

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0



前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および①受給者欄にご本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。



前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出は不要です。



提出期限

提出年月日	令和 年 月 日
-------	----------

A 受給者

フリガナ	1 本人障害	1.普通障害	2.特別障害
氏名	2 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がない女性の方)	2.ひとり親 (子がいる方)
電話番号	退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ	4.寡婦
生年月日	3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	5.ひとり親

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

B 控除対象となる配偶者

フリガナ	4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
氏名		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1.普通 障害
機構 使用欄		上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。	2.特別 障害
続柄	1.夫	万円	7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
生年月日	2.妻 1.明 3.大 5.昭 7.平 年 月 日	退職所得あり	1.同居
個人番号 (マイナンバー)		万円	2.別居 1.非居住者
			8 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

フリガナ	9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	統柄	10 生年月日 1.明 3.大 5.昭 2.特別 障害 7.平 9.令 年 月 日	11 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	12 年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
氏名		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 弟兄姉妹 7 その他 8 妹姪等 9 三親等以内の親族	1.普通 障害 2.特別 障害 1.特定 2.老人	1.同居	48万円 以下
機構 使用欄				2.別居	48万円 超
個人番号 (マイナンバー)				国外居住	退職所得あり
フリガナ			1.明 3.大 5.昭 2.特別 障害 7.平 9.令 年 月 日	3.留学	退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 弟兄姉妹 7 その他 8 妹姪等 9 三親等以内の親族	1.普通 障害 2.特別 障害 1.特定 2.老人	5.年38万円, 以上送金 4.障害者	48万円 以下
機構 使用欄				1.同居	48万円 超
個人番号 (マイナンバー)				2.別居	退職所得あり
				国外居住	退職所得を除いた 金額が48万円以下
				3.留学	
				4.障害者	

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

裏面

C 扶養親族(続き)

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	生年月日 10 特定・老人の種別	障害 該当なし 記入不要	同居等の区分	年間所得の見積額		
							11	12
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居	48万円 以下	
氏名			年 月 日		国外居住	2.30歳未満 70歳以上	48万円 超	
機構 使用欄				2.特別 障害	3.留学	退職所得あり		
個人番号 (マイナンバー)				4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下		
フリガナ			3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居	48万円 以下
氏名				年 月 日		国外居住	2.30歳未満 70歳以上	48万円 超
機構 使用欄					2.特別 障害	3.留学	退職所得あり	
個人番号 (マイナンバー)					4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下	
フリガナ				3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居
氏名		年 月 日			国外居住		2.30歳未満 70歳以上	48万円 超
機構 使用欄					2.特別 障害	3.留学	退職所得あり	
個人番号 (マイナンバー)					4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下	
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族			1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居
氏名			年 月 日		国外居住		2.30歳未満 70歳以上	48万円 超
機構 使用欄					2.特別 障害	3.留学	退職所得あり	
個人番号 (マイナンバー)					4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下	
フリガナ			3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居
氏名				年 月 日	国外居住		2.30歳未満 70歳以上	48万円 超
機構 使用欄					2.特別 障害	3.留学	退職所得あり	
個人番号 (マイナンバー)					4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下	
フリガナ				3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居	2.別居
氏名		年 月 日			国外居住		2.30歳未満 70歳以上	48万円 超
機構 使用欄					2.特別 障害	3.留学	退職所得あり	
個人番号 (マイナンバー)					4.障害者	5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下	

D 摘要欄

14 摘要	

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
 - ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはできません。
 - ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。
- ※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3
および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の
扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出は不要です。

提出年月日 令和 年 月 日



提出期限

A 受給者

フリガナ	
氏名	
電話番号	
生年月日	

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

1 本人障害	1.普通障害	2.特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がない女性の方)	2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ	4.寡婦

3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	
--------	--	--

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1.普通 障害
氏名	上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。	2.特別 障害
機構 使用欄		7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄	1.夫	1.同居
	2.妻	2.別居
生年月日	1.明 3.大 5.昭 7.平 年 月 日	1.非居住者
個人番号 (マイナンバー)		8 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当
	万円	万円
	退職所得あり	退職所得なし

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 続柄	11 生年月日	12 障害 該当なしの場合は記入不要	13 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 弟兄姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居	48万円 以下
氏名			2.特別 障害	2.別居	48万円 超
機構 使用欄			1.特定	3.留学	退職所得あり
個人番号 (マイナンバー)			2.老人	5.年38万円, 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 弟兄姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居	48万円 以下
氏名			2.特別 障害	2.別居	48万円 超
機構 使用欄			1.特定	3.留学	退職所得あり
個人番号 (マイナンバー)			2.老人	5.年38万円, 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

裏面

C 扶養親族(続き)

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	生年月日 該当なし 記入不要 10 特定・老人の種別	障害 該当なし 記入不要 1.普通 障害 2.特別 障害	同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要 1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額 48万円 以下 48万円 超
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 姉妹等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 1.特定 2.老人	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						
フリガナ						
氏名						
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)						

D 摘要欄

14 摘要	

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはできません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3
および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者
の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリ
ース及び保守業務等(令和 8 年 2 月～令和 13 年 4 月)一式
提案書作成要領

令 和 7 年 9 月
日 本 年 金 機 構
シス テ ム 企 画 部

本提案書作成要領は、「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式」仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、総合評価落札方式により業者を適切に選定することを目的として、応札希望者が提案書を作成するにあたり、必要事項を記載したものである。

1. 様式

- (1) 日本語にて作成し、目次及び頁番号を付すること。
- (2) A4横サイズで作成すること。ただし、図表等について本形式では困難な場合は、この限りではない。
- (3) 業界独自の専門用語を使用する必要がある場合は、注釈を付すこと。
- (4) 可能な限りリサイクル用紙を使用し、両面印刷とすること。
- (5) 提案書は、「基本提案書」及び「別添提案書」を1つにまとめ、ファイルに綴じる又は左上をクリップにて留めること。なお、ファイルについては、可能な限り会社名の推測が不可能なものを使用し、背表紙には①から⑫までの通し番号を付すこと。
- (6) 提案に当たっては、以下に従い提案書を提出すること。
 - ①基本提案書
 - ア) 「別紙1_提案書作成要領_提案書の構成について」に倣って作成し、「②別添提案書」に必要な資料等添付すること。なお、提示した「提案書構成」の構成項目及び評価基準表の「評価項目」等の変更は認めない。
 - ②別添提案書
 - ア) 「基本提案書」による提案を原則とするが、記載しきれない項目やカタログ及び図表等の資料を求めるものについては、「別添提案書」を作成すること。
 - イ) 必要に応じてカタログ等を添付すること。その場合、提案書とカタログ等との対応が容易にとれるよう工夫すること。
- (7) 提案書の体裁については「別紙1_提案書作成要領_提案書の構成について」を準用し可読性に考慮した提案書とすること。

2. 記載事項

- (1) 提案書（「基本提案書及び別添提案書」以下同じ）の標題は「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式」とすること。
- (2) 提案書の作成に当たっては、仕様書に提示した事項及び別添の「総合評価基準表」に示した評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。なお、評価者が読みやすく分かりやすい構成とすること。
- (3) 調達仕様書の全項目を遵守した上で提案書を作成すること。
- (4) 提案書の作成に当たっては、一般論に留まらず提案内容の具体性（実績、計画、提案等）及び実現性等に配慮した記載内容とすること。

3. 提出部数

1 2 部

[内訳] ①評価委員会委員用 10 部 (社名、担当者名、連絡先無)

②評価委員会事務局用 2 部 (" 有)

・評価委員会委員用の提案書については、表紙に表題及び提出年月日のみを記載

・評価委員会事務局用については表紙に表題、提出年月日、社名及び連絡先を記載

※公平性の観点から提案書本文に社名及び社名を類推できるロゴの記載があった場合は失格とする。

※提案書は上記の紙媒体での提出の外に外部記録媒体 (CD-R 又は DVD-R) で
「評価委員会事務局用」と同じものをデータにて提出すること。

※提案書の 1 2 部については①～⑫までの番号を明記すること。

なお、①～⑩については、評価委員会委員用とし、⑪～⑫を評価委員会事務局用と
すること。

※提案書は必ず郵送にて提出すること (提案書提出期限当日必着)。

また梱包には社名及び社名を推測できるロゴ等がないものを利用すること。

記載事項

	記載事項	①委員用	②事務局用
表紙	表題	○	○
	提出年月日	○	○
	社名及び社名を類推できるロゴ	×	○
	連絡先 (担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス)	×	○
	提案書本文	社名及び社名を類推できるロゴ	×

4. 留意事項

- (1) 評価項目を満たしていること (要求要件を証明するための根拠資料等を含む。) を明記した提案書を提出すること。
- (2) 提案書にて提案した事項については、仕様書等の一部となるため必要な費用を入札金額に見込むこと。なお、落札後、日本年金機構が過剰と判断した提案内容については落札者と協議のうえ実施を決定する。
- (3) 提案書の不明点及び基礎点項目の充足性について、評価委員会委員及び評価委員会事務局から「9. 問い合わせ先」に示す場所にて、照会を行う場合がある。

5. プрезентーションの開催

- (1) 応札者は、日本年金機構が要求した場合、自ら提案書の提案内容について説明を行う。
- (2) 当該説明にあたっては日本年金機構が指定する会議室にてプレゼンテーションを行う。

予定日時：令和8年1月19日（月）13時30分

場所：別途ご連絡いたします。

なお、日本年金機構が書面での説明を要求する場合は、その指示に従うこと。

注：プレゼンテーションの際においても、公平性の観点から以下の場合は失格とする。

- ① 社名が特定又は類推されるような標章（ロゴ、バッジ、ストラップ等）や発言が無いよう対応することとし、標章や発言等により社名が特定又は類推される場合
- ② 機構が設定したプレゼンテーションの時間を大幅に超過する場合（質疑時間は除く）

6. 総合評価基準

別添1「総合評価基準書」を参照すること。

7. 調達仕様書等に係る質問の受付について

調達仕様書等の入札に係る質問については、以下の方法によって受け付ける。

- (1) 別紙2「質問様式」に記入の上、郵送によって提出すること。
- (2) 提出先は、「9. 問い合わせ先」とする。
- (3) 提出期限は、令和7年12月5日（金）正午までとする。
- (4) 回答方法については、令和7年12月12日（金）までに日本年金機構のホームページにて回答する。

8. 本調達に係る資料の閲覧について

本調達に係る資料の閲覧については、以下の期間にて受け付ける。

- (1) 閲覧期間は、官報公告日から令和7年12月5日（金）まで（土、日、祝祭日を除く）とする。
- (2) 閲覧資料の内容についての質問の受付期限は、令和7年12月5日（金）正午までとし、令和7年12月12日（金）までに回答する。

9. 問い合わせ先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構

システム企画部システム基盤整備G

担当：嶋崎・丸山

TEL：03-6892-0785（直通）

提案書作成要領 提案書の構成について

日本年金機構
システム企画部

目次

1. 目次構成について
2. 「2.別添提案書」様式
 - 2.1.概要ページ
 - 2.2.詳細ページ
 - 2.3.記載例 概要ページ(必須項目の場合)
 - 2.4.記載例 概要ページ(任意項目の場合)
 - 2.5.記載例 詳細ページ
3. タグ付について

1. 目次構成について

提案書の目次構成については、原則以下に示す、項番に沿って提案書を作成すること。

- ・大項目1については、「基本提案書」
- ・大項目2については、「別添提案書」
- ・大項目3以降については、「補足資料」、「証明書類」、「カタログ/機能証明」等を添付し、仕様書に応じて変更すること。

提案書目次イメージ

1. 基本提案書
 - 1.1. 基本提案書（調達仕様書）
 - 1.2. 基本提案書（要件定義書）
2. 別添提案書
 - 2.1. 必須項目
 - 2.1.1. 別添提案書（調達仕様書 評価基準表 項番1）
 - 2.1.2. 別添提案書（調達仕様書 評価基準表 項番2）
 - ⋮
 - 2.1.X. 別添提案書（要件定義書 評価基準表 項番1）
 - 2.1.X. 別添提案書（要件定義書 評価基準表 項番2）
 - ⋮
 - 2.2. 任意項目
 - 2.2.1. 別添提案書（調達仕様書 評価基準表 項番X）
 - 2.2.2. 別添提案書（調達仕様書 評価基準表 項番X）
 - ⋮
3. 補足資料・証明書類・カタログ/機能証明書

2. 「2.別添提案書」様式

2.1. 概要ページ

各評価項目に対する提案について、以下のルールに則った概要ページを作成すること。
なお、別添提案書は、基本提案書に記載しきれない項目を補足する内容とすること。

- ①. 「評価基準表の項番」「提案書の章. 節. 項」「仕様書の項目」が分かるタイトルを転記する。
- ②. 総合評価基準書の「評価区分」「評価項目」「評価基準」を転記する
- ③. 提案内容のサマリを記載する
- ④. 「2.別添提案書」の通し頁番号を左下に、提案書全体でのページを右下に記載する

別添提案書(“対象ドキュメント” “評価基準表の項番”)

“提案書の章.節.項” “対象ドキュメント” 「“章” “節” “タイトル”」に関する提案

① 評価区分

総合評価基準書の「評価区分（必須/任意）」を転記すること。
なお、任意項目の場合は、配点について記載すること。

② 評価項目

総合評価基準書の「評価項目」を転記すること。

③ 評価基準

総合評価基準書の「評価基準」を転記すること。

・提案内容のサマリを記載

④ 2章の通し頁番号

章.節.項-頁

2. 「2.別添提案書」様式

2.2. 詳細ページ

各評価基準に対する提案の具体的な内容については、以下のルールに則った詳細ページを作成すること。

- ①. 概要ページのルールに則り、タイトルを付与する
- ②. 具体的な提案をわかりやすく記載する
- ③. 「2.別添提案書」の通し頁番号を左下に、提案書全体でのページを右下に記載する

① 別添提案書(“対象ドキュメント” “評価基準表の項番”)
“提案書の章.節.項” “対象ドキュメント” 「 “章” “節” “タイトル” 」に関する提案

② • 具体的な提案内容を記載

③ 2章の通し頁番号

章.節.項-頁

2. 「2.別添提案書」様式

2.3.記載例 概要ページ（必須項目の場合）

別添提案書(要件定義書 評価基準表 No.10)

2.1.2 要件定義書「4.4 性能に関する事項」に関する提案

評価区分	必須
評価項目	「4.4 性能に関する事項」に示す内容について理解していることを示すこと。
評価基準	「4.4 性能に関する事項」に示す内容について、提案者が正しく理解したことが具体的に示されている。

- ・提案内容のサマリを記載

2. 「2.別添提案書」様式

2.4.記載例 概要ページ（任意項目の場合）

別添提案書(調達仕様書 評価基準表 No.9)

2.2.2 調達仕様書「5.1 作業実施体制」に関する提案

評価区分	任意	配点：400点
評価項目	「本プロジェクトは関連事業者や再構築中の接続システムの関連事業者など多数の業者との調整が必要となる。本プロジェクトを円滑に推進するために必要となる高いプロジェクトマネージメント能力やプロジェクト推進方針について具体的に提案すること。	
評価基準	日本年金機構及び関連事業者とのインターフェース調整やスケジュール調整などプロジェクトを円滑に推進するために必要となる高いプロジェクト管理手法について具体的に提案すること。 【評価観点】 具体的なプロジェクト管理について、以下の観点から総合的に評価する。 ・プロジェクト管理手法 プロジェクトを円滑に進めるためのプロジェクト管理手法 ・その他有益な提案	

・提案内容のサマリを記載

2. 「2.別添提案書」様式

2.5.記載例 詳細ページ

別添提案書(要件定義書 評価基準表 No.10)

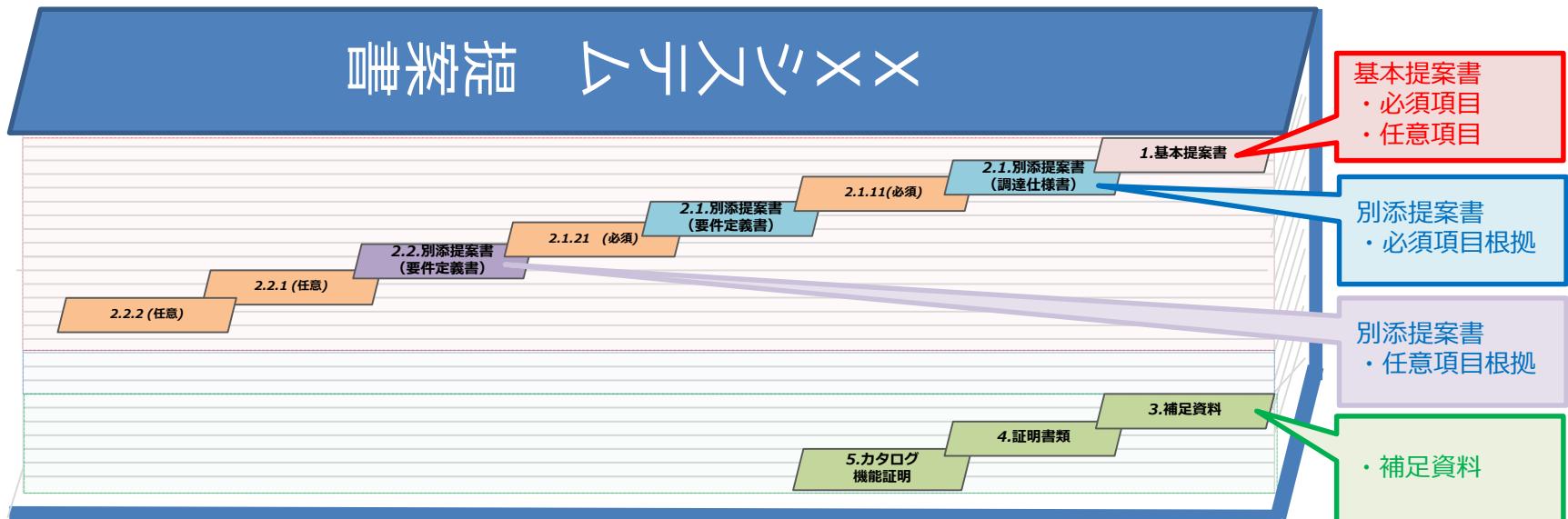
2.1.2 要件定義書「4.4 性能に関する事項」に関する提案

- ・具体的な提案内容を記載

3. タグ付けについて

提案書をファイルに綴じる又はクリップにて留める際、以下を参考としタグをつけること。
なお、タグの色については、指定しない。

- ①. 基本提案書の開始ページ
- ②. 別添提案書の開始ページ
- ③. 必須項目（不合格基準を定めている項目）
- ④. 任意項目（項目ごと）
- ⑤. 章の開始ページ等必要に応じて



令和 7年 月 日提出

「日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式」
の調達に係る質問等

会社名 :

所在地 :

担当者 :

連絡先 (TEL) :

連絡先 (E-Mail) :

項目番号	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項目番号	照会事項	回答
1				
2				
3				
4				
5				

日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）の
リース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式
総合評価基準書

令 和 7 年 9 月
日 本 年 金 機 構
シス テ ム 企 画 部

総合評価基準

本総合評価基準書は、「日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式」に関する要求要件の総合評価について示したものであり、評価手続き等は次のとおりである。

1. 概要

受託者の選定にあたっては、予定価格の制限範囲内の価格をもって有効な入札を行ったものの内、入札価格、応札者の技術力及びこれまでの実績等を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式によって行う。

2. 総合評価の方法

（1）総合評価落札方式（除算式）とする。

①提案内容を基に技術点を算出し、その技術点を入札価格で除して得た値を総合評価点数とし、最も高いものを落札者とする。

②技術点の満点を1,500点（基礎点810点+加算点690点）とする。

③総合評価点数の最も高いものが2者以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術点}}{\text{入札価格}}$$

（2）技術点の算出方法

「3. 提案書の評価」のとおり

3. 提案書の評価

(1) 仕様準拠の確認

仕様書・委託要領に記載された全ての要件を満たしていること。

「総合評価基準表」(別添2～3)に記載された全ての必須評価項目について、仕様書・委託要領で示された最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とする。必須評価項目について、仕様書・委託要領で示された最低限の要求要件を満たしていないものがある場合は「不合格」とする。

(2) 提案書の評価方法

評価方法については、次のとおりとする。

イ (1) の合否の判定により「合格」となった提案書に対し「基礎点」を与え、さらに「総合評価基準表」(別添2～3)で示す各評価項目について、評価を行い「加点」を与える。

ロ 加点は提案内容に対して以下の加点評価基準を元に妥当性、具体性、有益性などの観点から下表に示す評価に応じた乗数を掛け合わせて算出する。

<加点評価基準>

評価(※1)	評価基準	乗数(※2)
A	評価観点を満たし実現可能であり、かつ特筆すべき点があり、これらが明らかに優れている提案	100%
B	評価観点を満たし実現可能であり、かつ特筆すべき点がある提案	60%
C	評価観点を満たし実現可能であるが、特筆すべき点がない提案	20%
D	記載がない 又は 評価観点を満たしていない 若しくは評価観点を満たしているが実現不可能な提案	0%

※1 相対評価の場合、1位の評価は必ずしもA評価でなくともよい。

また、1位として選べるのは1者のみとし、2位以下の提案については、同一の点数の付与が可能。1者応札の場合は各評価項目に対して、絶対評価で採点する。

※2 絶対評価の場合且つ評価方法が特殊な場合（計算式による評価等）については、評価基準表（別添2・別添3）に記載の評価方法に従うものとする。

ハ 加点評価基準の採点については、委員会に出席した各委員の評価結果の平均を使用する。なお、平均により端数が出た場合は四捨五入する。

(別添2) 日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式 調達仕様書 評価基準表

※評価項目欄は調達仕様書の抜粋であるため、詳細は調達仕様書及び別紙を参照すること

No.	基本提案書構成	評価項目	評価区分	最高得点	評価基準
1	調達仕様書への準拠 本調達の実施にあたっては、「調達仕様書」の各要件を満たすこと。		必須	-	左記要件を正しく理解し、準拠していること。
-	第1章 調達案件の概要に関する事項				
-	1.6 契約				
2	1.6.1 契約期間				
3	1.6.2 契約延長 [ハードウェア製品及びソフトウェア製品の保守（仕様書の要件を越えた保守延長）] 契約延長期間を越えて利用する場合の保守対応		任意	100	<p>【記載を求める事項】 長期の保守を可能とする期間及び保守条件について、保守の提供が可能であることの根拠と共に記載すること。</p> <p>【評価の方法】 提案された保守期間及び保守条件について、評価の対象とする。</p> <p>A評価： 仕様書で定めた契約延長期間を超えて更に1年以上、仕様書で定めた延長契約時と同じ条件（費用・S L A）で保守が受けられる。</p> <p>B評価： 仕様書で定めた契約延長期間を超えて更に1年以上、保守条件変更を前提とした保守が受けられる。</p> <p>C評価： 仕様書で定めた契約延長期間を超えて更に1年末満でも、何等かの保守が受けられる。</p>
4	1.8 作業スケジュール [搬入計画（案）] 提案書に記載させる搬入計画の確実性を評価する。		必須	-	<p>【記載を求める事項】 搬入計画を確実に実行できることの根拠を、以下のような観点から記載すること。 ・類似した案件での搬入実績 ・製品等の在庫状況 ・提案に際しての予備的な作業等の実施状況 ・作業を確実に実施するための方策 なお、類似した案件を示す場合には、対象案件の業種、構築期間、利用者数、導入システムの概要、搬入した機器の数量について記載すること。</p> <p>【評価の方法】 記載された個々の根拠について妥当性を検証するとともに、全体として計画の確実性を担保していることを評価する。</p> <p>【不合格基準】 提示された根拠に具体性が無いなどの理由により、搬入計画の確実性を確認できない。</p>
5	[納期] システム開発等事業者への環境引渡しに関する提案を評価する。		任意	100	<p>【記載を求める事項】 システム開発等事業者への環境引渡しを前倒しする計画を、以下の観点から記載すること。 ・システム開発等事業者への環境引渡しの前倒し 環境引渡し期限日を起点日とする「環境引渡し短縮日数」 環境引渡しを前倒しできる根拠 なお、「環境引渡し短縮日数」については営業日でなく、実日数で記載すること。</p> <p>【評価の方法】 以下の基準に従い得点を付与する。なお、1者入札又は同値の場合は1位とする。 (1) 環境の前倒し引渡し日数の提案（配点×100%） 配点は以下のとおりとする。なお1者入札又は同値の場合は1位とする。 1位 (配点×100%) 2位以下 (配点×100%) × (提案各社の環境引渡し短縮日数/1位の環境引渡し短縮日数)</p> <p>確実性が確認できない計画については配点しない。また、全ての提案事業者で「環境引渡し短縮日数」を記載していない場合についても配点しない。</p> <p><例> 仕様書で定める接続テストの期間 検証機：令和8年7月23日まで 前倒し環境引渡し日：令和8年7月1日 検証機の接続テスト期限日を起点日とする環境引渡し短縮日数：22日</p>
6	第3章 情報システムに求める要件に関する事項 本調達の実施にあたっては、別添1「要件定義書」の各要件を満たすこと。		必須	-	(別添3) 日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式 要件定義書 評価基準表」参照
-	第5章 作業の実施体制・方法に関する事項				
7	5.1 作業実施体制 「5.1 作業実施体制」に示す内容について理解していることを示すこと。		必須	-	左記要件を正しく理解し、作業グループの体制図、作業グループに必要な要員のスキル、要員数を示すこと。 また、体制や要員数の試算にあたり作成した、工数の積上げ状況の分かる資料（W B S等）を提示すること。
-	第6章 作業の実施に当たっての遵守事項				
8	6.3 情報セキュリティ管理 [セキュリティ管理] 情報セキュリティ管理計画書（案）記載内容について評価の対象とする。		必須	-	<p>【記載を求める事項】 情報セキュリティ管理計画書（案）に、「情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に関する計画書の提出」に基づいた内容を記載すること。</p> <p>【評価の方法】 情報セキュリティ対策を実現するための管理計画が立てられていることを確認する。</p> <p>【不合格基準】 情報セキュリティ管理計画書（案）に遵守すべき情報セキュリティ対策12項目に対する計画が立てられていない。</p>

(別添2) 日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式 調達仕様書 評価基準表

※評価項目欄は調達仕様書の抜粋であるため、詳細は調達仕様書及び別紙を参照すること

No.	基本提案書構成	評価項目	評価区分	最高得点	評価基準																																		
-	第8章 入札参加資格に関する事項																																						
-	8.1 入札参加要件																																						
9	8.1.1 公的な資格や認証等の取得	提案書に公的な資格や認証等を取得していることを証明する資料を添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、必要な資料が添付されていること。																																		
10	8.1.2 受託実績	具体的な受託実績が記載されていること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、必要内容を記載している。																																		
11	8.1.3 履行可能性審査に関する要件	提案書に履行可能性審査に係る要件に示す事項を記載または添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、必要な資料が記載または添付されていること。																																		
12	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	<p>【ワークライフバランス】</p> <p>ワークライフバランス等推進企業について評価する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定の区分</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるほし認定企業)</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td> 3段階目(※3) (認定基準5つ全て○)</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td> 2段階目(※3) (認定基準5つのうち3～4つに○)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td> 1段階目(※3) (認定基準5つのうち1～2つに○)</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td> 行動計画(※4)</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td> くるみん(令和7年4月1日以降の基準)</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td> くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(※7)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td> トライくるみん(※8)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td> くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※9)</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td> 行動計画(令和7年4月1日以後の基準)</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 (ユースエール認定企業)</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 検数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。 ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。) ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※10 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	認定の区分	配点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるほし認定企業)	5%	3段階目(※3) (認定基準5つ全て○)	4%	2段階目(※3) (認定基準5つのうち3～4つに○)	3%	1段階目(※3) (認定基準5つのうち1～2つに○)	2%	行動計画(※4)	1%	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	5%	くるみん(令和7年4月1日以降の基準)	4%	くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(※7)	3%	トライくるみん(※8)	3%	くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※9)	2%	行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	1%	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 (ユースエール認定企業)	4%	任意	75	<p>【記載を求める事項】</p> <p>受託者が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「若者雇用促進法」に基づく認定企業の場合に、認定の区分に応じて評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <p>認定の区分に応じて評価する。</p> <table border="1"> <tr> <td>えるほし3段階/くるみん(令和7年4月1日以降の基準)/ユースエール</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>えるほし2段階/くるみん(令和7年3月31日までの基準)/トライくるみん</td> <td>45点</td> </tr> <tr> <td>えるほし1段階/くるみん(平成29年3月31日までの基準)</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>えるほし行動計画/行動計画(令和7年4月1日以後の基準)</td> <td>15点</td> </tr> </table>	えるほし3段階/くるみん(令和7年4月1日以降の基準)/ユースエール	60点	えるほし2段階/くるみん(令和7年3月31日までの基準)/トライくるみん	45点	えるほし1段階/くるみん(平成29年3月31日までの基準)	30点	えるほし行動計画/行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	15点
認定の区分	配点																																						
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるほし認定企業)	5%																																						
3段階目(※3) (認定基準5つ全て○)	4%																																						
2段階目(※3) (認定基準5つのうち3～4つに○)	3%																																						
1段階目(※3) (認定基準5つのうち1～2つに○)	2%																																						
行動計画(※4)	1%																																						
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	5%																																						
くるみん(令和7年4月1日以降の基準)	4%																																						
くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(※7)	3%																																						
トライくるみん(※8)	3%																																						
くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※9)	2%																																						
行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	1%																																						
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 (ユースエール認定企業)	4%																																						
えるほし3段階/くるみん(令和7年4月1日以降の基準)/ユースエール	60点																																						
えるほし2段階/くるみん(令和7年3月31日までの基準)/トライくるみん	45点																																						
えるほし1段階/くるみん(平成29年3月31日までの基準)	30点																																						
えるほし行動計画/行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	15点																																						
13	マイナンバーカードの普及実績等の評価	<p>【マイナンバーカード】</p> <p>マイナンバーカードの利活用等について評価する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定の区分</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	認定の区分	配点	①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者	1%	任意	15	<p>【記載を求める事項】</p> <p>受託者が①に該当する場合に評価する。</p> <p>①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者</p> <p>【評価方法】</p> <p>①認定事業者に該当する受託者</p>																														
認定の区分	配点																																						
①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者	1%																																						
-	第10章 その他特記事項																																						
-	10.1 前提条件及び制約条件																																						
14	10.1.4 受託者の能力を生かした自由な提案	<p>【自由提案】</p> <p>受託者の能力を活かした自由な提案について評価する。</p>	任意	25	<p>【記載を求める事項】</p> <p>要件定義書に記載する要件を遵守し、機構にとって有益と考える施策を、有益であると考える根拠と共に、具体的に記載すること。</p> <p>【評価の方法】</p> <p>受託者の能力を活かした自由な提案について、以下の観点から評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構にとって有益と考える新しい技術について具体的に記載されていること <p>なお、他の提案内容(以下の例)と重複した場合や実現可能性が無い場合は、評価対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業効率、作業自動化等に関する内容 ・品質向上に関する内容 ・環境構築前倒しに関する内容 ・体制強化に関する内容 ・別途費用が掛かる提案内容 																																		
15	10.2 環境への配慮	<p>【省電力・省スペース】</p> <p>省電力・省スペースに関する提案について評価する。</p>	任意	25	<p>【記載を求める事項】</p> <p>(1) 受託者の納品する機器ごとの最大消費電力を記載した機器所要電力証明書を提出すること。 (2) 受託者の納品する機器の設置面積(縦×横)を記載すること。</p> <p>【評価の方法】</p> <p>(1) 省電力(KVA)の提案(配点×50%) 配点は以下のとおりとする。なお1者入札又は同値の場合は1位とする。 1位 (配点×50%) 2位以下 (配点×50%) × (1位の提示値/提案各社の提示値)</p> <p>(2) 省スペース(機器の設置面積(縦×横))の提案(配点×50%) 配点は以下のとおりとする。なお1者入札又は同値の場合は1位とする。 1位 (配点×50%) 2位以下 (配点×50%) × (1位の提示値/提案各社の提示値)</p> <p>※小数点以下は四捨五入する。</p>																																		

(別添3) 日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式 要件定義書 評価基準表

※評価項目欄は調達仕様書の抜粋であるため、詳細は調達仕様書及び別紙を参照すること

No.	基本提案書構成	評価項目	評価区分	最高得点	評価基準
1	要件定義書への準拠	本調達の実施にあたっては、「要件定義書」の各要件を満たすこと。	必須	-	左記要件を正しく理解し、準拠していること。
-	第4章 非機能要件の定義				
-	4.3 規模に関する事項				
2	4.3.1 設置場所及び機器数	「4.3.1 設置場所及び機器数」に示す内容について正しく理解していることを確認するために、提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品の一覧表を提案書に記載または添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、提案するハードウェア及び市販ソフトウェアの一覧表資料が記載または添付されていること。
-	4.10 情報セキュリティに関する事項				
3	4.10.3 情報セキュリティ対策要件	「(3)製品サポート期間の確認」に示す内容について正しく理解していることを確認するために、提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品について、提案時点の製品サポートライフサイクルを提案書に記載または添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品の提案時点の製品サポートライフサイクル資料を記載または添付している。
4		「(8)IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リストへの対応」に示す内容について正しく理解していることを確認するために、提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品が、「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている製品分野に属し、かつ「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」が一つ以上存在する環境に設置・導入される該当する製品の場合は、①又は②のいずれかの要件を満たすことを示す。	必須	-	提案するハードウェア製品及びソフトウェア製品が、「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている製品分野に属し、かつ「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」が一つ以上存在する環境に設置・導入される該当する製品の場合は、①又は②のいずれかの要件を満たすことを示すこと。
5	4.11 情報システム稼働環境に関する事項	【組織の実績（同等規模）】 本調達の遂行可能性（機器導入/移行・切替/マルチベンダ実績）について、評価する。	必須	-	<p>【記載を求める事項】 本調達を確実に遂行できる根拠を、以下のような観点から記載すること。 ・類似した案件の実績 ・本調達を確実に遂行するにあたり重要な考慮事項 ・本調達で用いるマネジメント手法 なお、類似した案件の実績を示す場合には、対象案件の業種、構築期間、利用者数、導入システムの概要、本案件との類似性について記載すること。</p> <p>【評価の方法】 記載された施策の確からしさを検証とともに、本調達規模の案件を実行可能な能力を有していることを評価する。</p> <p>【不合格基準】 提示された根拠に具体性が無いなどの理由により、本調達の実行可能な能力を確認できない。</p>
6		【作業効率及び品質】 納品・導入・展開・移行において、高品質で効率的な作業を担保するための具体的な提案を行うこと。	任意	50	<p>【記載を求める事項】 作業を高品質で効率的に実施するための施策について、以下のような観点から記載すること。 ・納品期限日間近に機器を納品する及び納品作業日数を短縮するための施策 ・作業を効率化するための施策 ・環境構築（設定）の自動化や展開の省力化 ・効率の良い移行方法 ・その他有益な提案</p> <p>【評価の方法】 提示された施策の確実性を検証し、本調達の作業効率化及び品質向上に寄与する施策の有効性を評価の対象とする。</p>
7	4.11.3 ハードウェア要件	「4.11.3 ハードウェア要件」に示す内容について正しく理解していることを確認するために、ハードウェアの選定理由について提案書に記載または添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、ハードウェアの選定理由が記載または添付されていること。
8		【製品の強み】 選定製品に関する有益な提案	任意	200	<p>【記載を求める事項】 選定製品に関する有益な提案について、以下のような観点から記載すること。 ・要求仕様で示した読み取り速度以上の機器の提案 ・スキャン後のファイルサイズ ・メンテナンス頻度の低減や耐久性に対する施策 ・その他有益な提案</p> <p>【評価の方法】 提案されたハードウェア製品が、本調達の安定的な運用に寄与することを検証し、提案された製品から期待される品質向上を評価の対象とする。</p>
9	4.11.4 ソフトウェア要件	「4.11.4 ソフトウェア要件」に示す内容について正しく理解していることを確認するために、ソフトウェア製品の選定理由について提案書に記載または添付すること。	必須	-	左記要件を正しく理解し、ソフトウェア製品の選定理由を示すこと。
10	4.12 テストに関する事項	「4.12 テストに関する事項」に示す内容について理解していることを示すこと。	必須	-	左記要件を正しく理解し、「4.12 テストに関する事項」に示すテストについて、受託者の行う具体的な作業内容及び支援内容について記載または資料を添付すること。
11	4.13 抛点設置に関する事項	「4.13 抛点設置に関する事項」に示す内容について理解していることを示すこと。	必須	-	左記要件を正しく理解し、「4.13 抛点設置に関する事項」に示す移行について、受託者の行う具体的な作業内容及び支援内容について記載または資料が添付されていること。
12	4.14 引継ぎに関する事項	「4.14 引継ぎに関する事項」に示す内容について理解していることを示すこと。	必須	-	左記要件を正しく理解し、「4.14 引継ぎに関する事項」に示す移行について、受託者の行う具体的な作業内容及び支援内容について記載または資料が添付されていること。
13	4.15 教育に関する事項	「4.15 教育に関する事項」に示す内容について理解していることを示すこと。	必須	-	左記要件を正しく理解し、「4.15 教育に関する事項」に示す移行について、受託者の行う具体的な作業内容及び支援内容について記載または資料が添付されていること。

(別添3) 日本年金機構端末設備（扶養親族等申告書用スキャナ）のリース及び保守業務等（令和8年2月～令和13年4月）一式 要件定義書 評価基準表

※評価項目欄は調達仕様書の抜粋であるため、詳細は調達仕様書及び別紙を参照すること

No.	基本提案書構成	評価項目	評価区分	最高得点	評価基準
-	4.16 運用・保守に関する事項				
14	4.16.2 保守業務の要件	[ハードウェア製品及びソフトウェア製品の保守] SLA要件の遵守する提案について評価する。	必須	-	<p>【記載を求める事項】 本調達で採用するSLA要件に関して、受託者が遵守することができる根拠を記載すること。</p> <p>【評価の方法】 提示された根拠の内容から、受託者がSLAを満たすことができる設備、体制等を保有していることを確認する。</p> <p>【不合格基準】 提示された根拠に具体性がないなどの理由により、SLAを満たす能力を保有していることが確認できない。</p>
15		[ハードウェア製品の保守（必須以上）] 故障時に、より迅速な復旧を実現する提案について評価する。	任意	100	<p>【記載を求める事項】 機構の指定したSLAに加え、より高いレベルのSLAや別のSLA項目を提供するための取組みについて、以下のような観点から記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害発生から復旧までの時間と根拠 ・設置拠点近郊での保守拠点確保 ・保守部材の事前確保 ・脆弱性情報の提供時間とその根拠 ・その他有益な提案 <p>【評価の方法】 提案されたSLAが実現可能であることを検証し、機構にとって有益であることを評価の対象とする。</p>
					350